発刊登録番号
11-1741332-100006-01

OPEN 공공누리 출처표시 상업용금지 공공저작물 자유이용허락



33 日帝強制動員被害者支援財団翻訳叢書　　沖縄県営平和祈念公園内の韓国人慰霊塔

朝鮮人軍労務者地域別動員実態

―沖縄強制動員者の口述と社会的記憶を中心に―

日帝強制動員被害者支援財団 編
日本語翻訳協力委員会 訳

日帝強制動員被害者支援財団

朝鮮人軍労務者地域別動員実態

―沖縄強制動員者の口述と社会的記憶を中心に―

日帝強制動員被害者支援財団 編
日本語翻訳協力委員会 訳

日帝強制動員被害者支援財団

日帝強制動員被害者支援財団翻訳叢書 33

朝鮮人軍労務者地域別動員実態―沖縄強制動員者の口述と社会的記憶を中心に―

初版印刷　2026年11月30日
初版発行　2026年11月30日

韓国語版発行　日帝強制動員被害者支援財団
韓国語版発行日　2020年12月

2020年度日帝強制動員被害真相調査学術研究報告書
朝鮮人軍労務者地域別動員実態―沖縄強制動員者の口述と社会的記憶を中心に―
〈研究参加者〉
責任研究員　鄭炳浩（チョン・ビョンホ、社団法人平和の踏み石）
研究員　チョン・ウチャン（社団法人平和の踏み石）
研究員　金英丸（キム・ヨンファン、民族問題研究所）

日本語版発行所　日帝強制動員被害者支援財団
ソウル特別市鐘路区鐘路1ギル42利馬ビル6階
http://www.fomo.or.kr

翻訳　日本語翻訳委員会
沖本富貴子
翻訳協力　金ソルヘ、柴田鉄也
校正　竹内康人

この報告書を記した鄭炳浩氏は2024年12月に逝去されました。謹んで哀悼の意を示します。あなたの想いを受け止め、歴史正義の実現と記憶の継承をすすめることを誓います。この翻訳書作成で、あなたの意思を日本の読者に伝えます。（翻訳委員会）

監修　崔喜植（国民大学校日本学科教授）
日帝強制動員被害者支援財団

訳・監修の注は〔 〕で示した。
内容を訂正した箇所、補足した箇所、句読点を加えた箇所、改行した箇所がある。

発刊登録番号　11-1741332-100006-01

本書の全部または一部を無断で複写複製（コピー）することは
著作権法上での例外を除き、禁じられています。

刊行の挨拶

財団法人日帝強制動員被害者支援財団（以下、財団）は、2019 年から日本の「強制動員真相究明ネットワーク―日本語翻訳協力委員会」と韓国内関連分野の研究者たちの惜しみない支援により、強制動員関連書籍を日本語に翻訳・出版してきました。それに加えて、2025 年からは強制動員関連日本語書籍を韓国語に翻訳・出版しています。2026 年にも日本語 3 種と韓国語 1 種についてそれぞれ 300 部ずつ合計 1200 部を発刊し韓国内の関連機関や大学のみならず、真相究明ネットワークの協力を得て、日本国内の研究者や活動家、公共機関などに配布しています。

2026 年発刊書籍は次のとおりです。

まず、日本語に訳したこの『朝鮮人軍労務者地域別動員実態―沖縄強制動員者の口述と社会的記憶を中心に―』は、当財団が 2017 年から推進してきた強制動員被害及び真相究明のための調査研究事業の 2020 年度の成果であり、沖縄強制動員被害者の口述資料を探し再解釈して、光復後、日韓両国で抑圧されていた社会的記憶の問題に光を当てました。強制動員被害者を記憶し、彼らの犠牲を社会共同体が共に追悼する歴史的な経験を記憶資産として蘇らせ、歴史研究者たちだけではなく、人類全体の歴史的な教訓として立て直せるように強制動員に対する記憶を多様な次元で解釈し活用することを提案しています。

この他、財団が今年、日本語に翻訳出版した本は次のとおりです。

2004 年 11 月に発足した対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会（以下、支援委員会）が強制動員の被害を調査する過程で収集した貴重な資料を綴り、2013 年 8 月に刊行した『散らばったあの日の記憶ー強制動員収集資料集ー』を翻訳しました。最も多く強制動員された日本をはじめ、韓半島、東南アジア及び南太平洋地域、サハリンと中国などについての簡略な地域説明とともに、軍人、軍務員（軍属）、労務者として強制動員された実態が把握できる写真、文書、物品等について寄贈者を明記し収録しました。

『日本近代産業施設・朝鮮人強制動員被害実態』は、新潟県の佐渡鉱山を「明治日本の産業革命遺産」という名称でユネスコ世界文化遺産に登録しようとする日本政府の動向に対応するための研究であり、財団が 2017 年から始めた調査研究事業の 2021 年度の成果です。当研究は、明治日本の産業遺産のうち 4 社 7 ヶ所に強制動員された朝鮮人の状況および被害者数等に関して国内外の研究を整理・検証したものであります。

さらに、今年、韓国語に翻訳・出版した日本語書籍は室田元美氏が 2018 年 11 月に著した『ルポ 土地の記憶ー戦争の傷痕は語り続ける』です。この本は著者が日本の各地を旅しな

がら、その土地に伝わる太平洋戦争について記録したものです。長崎県の軍艦島をはじめ、群馬県、沖縄県など訪問地域の戦争の傷痕や朝鮮人・中国人・連合軍捕虜等の強制動員・強制労働の日本各地の現場を調査して被害者の訴訟を支援してきた日本の活動家たちの経験を盛り込んでいます。ここに、北海道の朱鞠内の強制労働博物館と遺骨収集が進行中である山口県宇部市の長生炭鉱の内容を新たに追加しました。著者は歴史と過去から学んで、平和や人権を大切にする人々の国際的な連帯を願っています。

財団は、旧委員会（日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会・対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会）の日帝強制動員被害真相調査の成果と財団の研究成果を日本語で翻訳・出版する一方、2025 年から日本で刊行された日帝強制動員関連の書籍を韓国語で翻訳・出版しています。この作業を通して強制動員分野の国内外研究の拡散と、成果物の活発な活用による平和や人権回復への寄与を期待しています。

これからも財団は強制動員分野の多様な研究結果や学術・教育資料を翻訳・出版・配布して、強制動員関連の研究成果が韓国と日本を越え国際的に拡散できるよう、力を尽くします。皆様の持続的な関心と支援をお願いいたします。

ありがとうございます。

2026 年 11 月 30 日

財団法人日帝強制動員被害者支援財団

発行のことば

2020 年は韓半島が日帝の侵略から解き放たれ、光復 75 周年となる歴史的な年です。

75 年という長い歳月を迎えましたが、日本政府が過去の過ちに対する真摯な反省と謝罪をせず歴史を歪曲しているため、強制動員犠牲者や遺族の苦痛は依然として続いています。

近代産業施設ユネスコ世界遺産登録及び、産業遺産情報センターにおける朝鮮人強制動員被害の否定、歪曲等、日本政府の強制動員関連の歴史否定は徐々に深刻になっています。これに対する私たちの堅固な準備と対応が必要です。

当財団は日本政府による強制動員の歴史歪曲問題に対応するため、2017 年から強制動員被害及び真相究明のための真相調査学術研究委託事業を持続的に推進しています。

今年は人的・物的動員に関する法制度の分析を通して朝鮮人動員の強制性及び不法性を究明した「太平洋戦争期の日本の軍需会社指定制度及び朝鮮人強制動員」、「労務動員経路別特性－国民徴用、割当募集、官斡旋」、「物資動員及び統制に関する法的根拠－国家総動員関係法令を中心に」の 3 件の研究、また南洋群島、沖縄地域、軍属動員被害実態を調査した「朝鮮人軍労務者作業所配置現状－留守名簿及び陸軍運輸部軍属名簿を通して見る日本軍陸軍船舶軍の朝鮮人軍属動員」等の 3 件の研究、合わせて 6 件の研究を実施しました。

今回の 6 件の真相調査報告書を通して、日帝の朝鮮人強制動員の不法性と動員主体である日本政府と企業の責任が明白であることを再び確認できました。

財団は、今回の研究成果が歪曲された真実を正し国際社会及び未来世代に正しい歴史を知らせる資料として活用されることを期待します。さらには強制動員被害者と遺族の苦しみを少しでも慰労できることを希望いたします。

最後に、当研究報告書を作成された研究責任者の方たち、そして発行のためにご尽力くださいました方たちに感謝申し上げます。

2020 年 12 月

日帝強制動員被害者支援財団理事長

金容徳

要約文

この研究では、沖縄強制動員の口述資料を探して再解釈し、光復後、日韓両国で抑圧されていた社会的記憶の問題に光を当てた。沖縄に強制動員された朝鮮人軍労務者たちはアジア太平洋戦争末期、日帝が緊急に「徴発」して戦闘現場に送りこんだ被害者である。しかし、日本政府は強制動員した朝鮮人軍労務者の名簿はもちろん規模さえ明らかにしていない。その反面、日本軍人と沖縄住民に対しては最後の一人まで補償し追悼している。それは日帝による朝鮮人強制動員問題への無責任、朝鮮人の排除と差別を示すものである。

強制動員の研究者たちは、日本政府による証拠隠蔽の状況のなかで、個別に入手した断片的な文献資料を通じて当時の朝鮮人の被害状況を推定せざるをえなかった。この研究は文献資料の限界を越えるために、強制動員被害当事者と家族の口述を基礎にし、沖縄への強制動員とその残酷な戦闘経験が彼らの人生に及ぼした影響とそれが個人と家族史に及ぼした傷について調査したものである。

沖縄強制動員被害者の口述と遺族の証言によれば、彼らは戦場で経験した過度な労働、肉体的・心理的苦痛、飢えや殴打などによる後遺症により、帰国後に健康が悪化し、早く死亡した事例が多い。大部分の強制動員犠牲者の遺族も夫や父親の病気と不在によって多様な社会的経済的困難を経験しただけでなく、教育機会の喪失等、多世代にわたる被害を今日まで受けている。

強制動員被害者と遺族の口述内容を見ると、彼らの犠牲に対する社会的記憶と追悼については、日本だけでなく韓国政府の対応にも深刻な問題があったことがわかる。強制動員の経験は、光復後の分断と冷戦構造のなかで正当な記憶と追悼の過程を経ることができずに、屈折し歪曲された。親日勢力によって被害者たちの集団的記憶の活動は理念として不穏な動きと規定された。独裁権力は遺族の活動を監視し、弾圧した。証言で社会的に明らかになった強制動員被害者の声も国家補償の問題と絡むために再び歪曲された。

日帝強制動員での犠牲については、単純に韓日間の民族的、国家的次元の過去の問題として取り上げるだけでは解決できない。強制動員被害者を記憶し、彼らの犠牲を共同体が共に追悼し歴史的な経験としていく作業が必要だ。地域社会のなかで共同体の記憶とし、追悼空間を設置し、教育資産としても活用されなければならない。このような作業を通じて強制動員被害者の歴史的経験は歴史的な記憶資産として蘇ることができる。

日帝強制動員の犠牲に関する具体的真実を発掘して共有するとともに、人類的次元で反人道的行為が未解決であることを示し、歴史的な教訓にしなければならない。このため

には、強制動員に関する記憶をさまざまな次元で解釈し活用できるよう、口述資料データベースを作成し、一般の人も接することができるような公開の方法を考えなければならない。少数の歴史研究者だけでなく、さまざまな分野の文化専門家と宗教者、芸術家、活動家が活用できるようにして、個人的、社会的、宗教的、芸術的な記憶として総合的に蘇らせる必要がある。

目次

Ⅰ 序論 …… 9

1 研究の目的と必要性 10

2 研究内容と研究経過 12

1）研究主題と接近方法 13

2）現地研究日程と主な内容 15

3）口述資料の収集と解釈 16

3 研究結果の活用 18

Ⅱ 沖縄強制動員被害者の口述資料調査 …… 21

1 口述資料の現状と内容 23

1）国家記録院 23

2）独立記念館 25

3）国史編纂委員会 26

4）韓国学中央研究院 27

5）強制動員に関する主な口述研究と証言集 28

2 既存口述資料へのアクセスの限界と活用の困難 32

Ⅲ 沖縄強制動員被害者の口述 …… 35

1 強制動員の経過 36

1）慶尚北道地域での軍労務者部隊の編成 37

2）地域社会での徴発経過 38

2 抵抗と脱走 42

1）抵抗　慶山郡の事例 44

（1）「大王山義挙」の発生 44

（2）「大王山義挙」の結果と意義 45

2）脱走　奉化郡の事例 49

（1）脱走経験者の口述 49

（2）家族背景と職業特性 50

（3）徴用者訓練中に脱走 54

3 沖縄戦の経験と「トラウマ」 55
1）沖縄戦 55
2）参戦軍人のトラウマ 57
3）朝鮮人軍労務者のトラウマ 60

4 帰還と地域社会の対立 67
1）親日官僚に対する怒りと報復 68
2）米軍政の朝鮮人官僚と強要された沈黙 71

IV 沖縄強制動員被害者家族の口述 73

1 残された家族の「傷」 74
1）主な口述者の人生 74
（1）李スンハク　徐錫華の妻 74
（2）金杞東　金鳳漢の息子 75
（3）権水清　権云善の息子 76
2）徐錫華の妻と母 76
（1）徐錫華の家族 76
（2）残った家族の暮らし 77
（3）不安な生活 79
3）金鳳漢の息子の金杞東 82
（1）独り身の母親への理解 82
（2）厳しい母親 83

2 多次元の「烙印」：「父親のない子」 86

3 父の記憶と記録を求めて 89

V 沖縄強制動員に対する記憶と追悼 95

1 慶山太平洋同志会と犠牲者慰霊碑 97
1）慶山太平洋同志会の始まり 97
2）権丙卓と太平洋同志会の出会い 98
3）外部団体と個人の支援 100

2 英陽と沖縄の「恨之碑」 105
1）建立意義 105
2）英陽「恨之碑」 105
3）沖縄「恨之碑」 108

Ⅵ 日帝強制動員に対する社会的記憶と追悼の問題 …… 111

1 分断と冷戦、そして強制動員被害者 113

1）村落共同体の分断と葛藤 113

2）韓国戦争と沈黙の文化 115

2 忘却された死と被害者の「非可視化」 120

3 「解決」されない強制動員問題 124

1）日本政府の差別と排除の論理 124

2）遺族と遺族会の葛藤　A 遺族会の事例 128

（1）父の死と遺族会の活動 129

（2）遺族会内部の葛藤と傷 131

3）韓国政府の対応と「補償」の政治 134

4 集団的記憶と追悼儀礼 141

Ⅶ 結論と提言 …… 147

参考文献・資料 …… 151

I

序論

1　研究の目的と必要性

2　研究内容と研究経過

1）研究主題と接近方法

2）現地研究日程と主な内容

3）口述資料の収集と解釈

3　研究結果の活用

I 序論

1 研究の目的と必要性

日帝時代の朝鮮人強制労働問題は日本軍「慰安婦」問題と共に未完の脱植民地的課題である[1]。いまだにきちんとした真相究明と被害補償が成立していないからだ。この問題は戦後 70 年余の間、何度か国家間交渉の主題となりはしたが、いつも国家の冷戦論理と政権の利害関係に利用され、無視、隠蔽、回避の対象になった。米国が主導して日本の戦争責任と戦後の東アジアの国際政治秩序を規定したサンフランシスコ講和条約だけでなく、日韓両国間の植民地支配問題を整理した日韓基本条約（日韓協定）においても、植民地支配と戦時動員の直接的被害（強制動員、強制労働、徴用・徴兵、日本軍「慰安婦」、原爆被害者、サハリン抑留者等）に対する具体的な真相究明と責任ある補償はきちんと扱われなかった[2]。

日韓協定を締結した朴正熙政権は徴兵・徴用者に対する補償の次元で受けた金額について被害者や家族に明らかにせず、政権内で一方的に流用した。加害国である日本政府の事実否定と責任回避に対し、被害国である韓国政府も問題を曖昧にする立場であった。以降、この問題は国家的次元の公式的「歴史」より、個人的で地域的な「記憶」の問題になった。民間次元では家族的、民族的な植民地支配の象徴的経験であることから、口述と作品を通して粘り強くその「記憶」が再生産されたが、国家次元では

1 日帝時代の朝鮮人「強制動員」について「強制連行」もしくは「強制徴用」という表現が混用されている。しかし、「徴用」は戦争末期である 1944 年 8 月から施行された「国民徴用令」による労働と狭く解釈されてしまう余地がある。「強制連行」は在日歴史家の朴慶植（1986）が提案した用語で、1939 年 9 月から「募集」という名目で始まった「朝鮮人労働者移住」と 1942 年 2 月から「割当」、「官斡旋」で動員された朝鮮人労働力と戦時徴用され主に朝鮮外に動員されたすべての朝鮮人労働力収奪の方法を意味する。金旻栄（2000：6-7）は「労働者一人一人に対する個別的概念」が強い「強制連行」という表現の代わりに国家権力による「強制的、集団的、大量動員体制」の性格を明確にあらわす「戦時労務動員」という表現を提案した（金旻栄、1995）。この報告書では日帝による朝鮮人労働力動員の方法に注目した「強制動員」という用語を使用する。〔引用や新聞の記事の翻訳で「強制徴用」という表現を使用した所がある。〕

2 吉澤文寿、『日韓会談 1965』東京、高文研、2013

真相究明と賠償責任をすることなく消極的に過去史問題へと縮小された[3]。

日帝植民地下の強制動員関連の研究は主に日帝植民地統治下の労働力収奪、強制動員と労働の真相を究明し、その残酷な実態を告発することに焦点があてられた。その後、日帝植民地期に作成された強制動員者名簿等、文献資料を通じて強制動員の規模と方法、そして被害事実の究明が可能になった。また、軍人、軍労務者[4]などの強制動員の類型での研究や動員地域別での研究等、強制動員研究の範囲と主題が拡がった。

このような研究結果により被害者と遺族のさまざまな形をとらえ、補償や被害回復を要求できる法的根拠を提示できたことも研究の重要な成果だと言える。

2000 年代半ば以降、強制動員研究は主に韓日関係史と民族史の側面で進められた。強制動員被害者に対する国家レベルでの被害調査と彼らへのインタビューを通して口述資料が作成され、研究に対する大衆的な関心も高まった。これらの研究は強制動員犠牲者の規模と被害当事者の肉体的、物質的被害の事実確認、強制動員当時の状況の再構成など、歴史的被害事実の究明に集中している。

この研究は、これまで蓄積された沖縄強制動員の口述資料を探し出して再解釈し、光復後、日韓両国で抑圧されてきた社会的記憶の問題に照明を当てた。特にこの研究が注目した沖縄に強制動員された軍労務者は、アジア太平洋戦争末期、日帝によってその強制性をはっきり示す形で戦場に「徴発」された被害者である。しかし、今日まで日本政府は沖縄に強制動員された軍労務者の名簿とその規模さえ、まともに明らかにしていない。朝鮮人強制動員問題に対する最も代表的で無責任な事例と言える。また日本政府は、本土防衛と天皇制護持の防波堤であった沖縄戦で犠牲になった日本軍人と沖縄住民に対して、特別な補償と追悼を行っている。しかし、彼らと共に犠牲になった朝鮮人軍労務者たちについてはその過程から徹底的に排除し差別している。

---

3 鄭炳浩、「記憶と追悼の公共人類学：日帝強制労働犠牲者発掘と帰還」『韓国文化人類学』50(1)、2017、6 頁

4 現在「軍労務者」に対する学界の一致した定義および分類基準がない。つまり、現在の「軍労務者」という定義と基準が過去使用された軍夫、軍属、応徴士とどんな関係か、軍労務者たちがどのような過程と方法で動員がなされたか等について学界では明確に整理されていない。これについて関連研究は持続的な資料発掘と調査が必要であると言及している。ひとつ明らかなことは当時、日本帝国と朝鮮植民地政府、軍部隊、企業体等、朝鮮人を強制的に動員できる位置にあった人間と機関が、そのつど自らの必要性と名分によって動員し、労働力として利用し、さらにこれに対する人件費等の適切な補償がなかったということであるが、その過程と方法は状況によって大きく異なる。対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会の『委員会活動報告書』では、彼らを軍務員に分類しているが、被害申告者の相当数がどのような身分で自らが沖縄戦に動員されたのか知らない場合もあった。この報告書の沖縄強制動員朝鮮人「軍労務者」は 1944 年 6 月から 7 月、慶尚北道で編成され、沖縄第 32 軍の下の「特設水上勤務隊」に強制動員された朝鮮人たちをいう。彼らは当時、「軍属」、「軍夫」、「応徴士」などと呼ばれた。

日本政府の全般的な証拠隠蔽のなかで、日韓の強制動員研究者たちはこれまで個別の努力で入手した断片的な文献資料の分析を通して当時の状況を理解してきた。この研究では、そのような文献中心の研究の限界を越えるため、既存の研究で部分的に引用されたり、まだ完全に分析されていない口述資料を探しだした。それとともに沖縄に強制動員された朝鮮人軍労務者の犠牲の実態と犠牲者に対する記憶と追悼が正当になされていない現状について検討した。

強制動員被害者とその遺族たちの口述資料を見れば、彼らの犠牲に対する社会的記憶と追慕の領域で、韓国政府の対応にも深刻な問題があったことがわかる。強制動員の経験の記憶と追慕が光復後の分断と冷戦構造のなか、まともに行われることなく屈折し、歪曲された。被害者たちの集団的記憶の活動は親日勢力によって思想的に不穏な動きとみなされた。独裁時代の国家権力は被害者たちの活動を監視し積極的に弾圧した。このような社会状況のなか、強制動員の記憶は、被害者と犠牲者家族をはじめ、社会的にも否定的な歴史として隠されてきた。証言として社会的に明らかにされた一部の強制動員被害者の声も国家次元の補償問題と絡むと歪曲された。このように内外での排除と差別のために意義ある公共での記憶と追慕はなされなかった。

沖縄の強制動員軍労務者たちは凄惨な戦場で犠牲になるか、あるいは九死に一生を得て帰ってきた人々だ。沖縄強制動員被害者の証言や遺族の証言によると、彼らは戦場で経験した過酷な労働、肉体的心理的苦痛、飢え、殴打等による後遺症のため、帰国後、健康状態が悪化し、早くに死亡した事例が多い。犠牲者遺族たちも夫や父の病気と不在によって経済的困難を経験しただけでなく、教育機会の喪失等、さまざまな面で世代を継いで今日なお被害を受け続けている。

沖縄強制動員軍労務者に関するこの研究では、強制動員被害当事者と家族の口述を中心に強制動員が彼らの人生に及ぼした影響と強制動員による個人と家族が受けた傷について調べた。そして治癒、回復するうえで必要な個人的、社会的次元での記憶と追慕がどのようになされたのか、その歴史過程を考察した。特に、光復後の分断と冷戦の歴史のなかで強制動員被害者とその遺族が経験した脱植民地的課題の特徴を把握することは、解決策模索の助けとなるだろう。

2 研究内容と研究経過

日帝強制動員被害者の研究は、強制動員を過去に起きた事件、行為、活動と理解し、この点についてのみ関心を持つ傾向がある。ところが過去の事件を経験した個々人、

すなわち口述者たちはその事件、行為、活動の主体者であり、同時にある意図、価値、信念、世界観を持つ社会のなかでの行為当事者であった。彼らは過去に起きた事件に対して自らの考えと判断で光復後に行動し、その行為が一つの事件として現れるようになった時、彼らの主観的な価値、信念、希望、挫折、怒りは、彼らの行為と活動と同じく歴史的な事実であり、探求領域とならざるをえない。口述者は個人の私的で主観的経験を語るが、その語りは、彼らの体験が個人にとってどのような意味があったのか、またどのように客観的な構造と相互関連しているかを見せてくれる。「個人の生」はまさに個人の特殊な歴史的状況のなかで起きているため、単純に個人的なことではなく、政治的でありまた歴史的なことになる。

この研究では沖縄強制動員被害者の口述資料の分析と遺族インタビューを通して、沖縄戦の経験が本人だけでなく家族と子孫にどのような情緒的心理的トラウマ（PTSD、外傷後ストレス障害）[5]を与えたかを考察した。また光復後、強制動員被害者たちの記憶と追慕が国家権力によって抑圧され、社会的に表れない「不可視的存在」になったが、その背景にある韓国の分断、冷戦の構図との関連を分析した。同じ地域あるいは同じ村で一緒に沖縄へ強制動員された人たちが帰郷後、死亡した同僚たちをどのように記憶し追慕しているかを慶山と英陽地域の事例から調べ、集団記憶と追慕儀礼の社会的意味について振り返ってみた。

1）研究主題と接近方法

研究チームは当初、沖縄と慶尚北道現地で口述インタビューによる研究を計画したが、コロナ感染が拡散し長期化したために現地研究計画を変更しなければならなかった。与えられた研究期間での沖縄現地での研究は完全に不可能になった。また、研究初期には大邱、慶尚北道地域での感染拡大が深刻になり、高齢者対象の口述インタビューもできなくなり、韓国内での現地訪問も制限的に遂行するしかなかった。

中間報告で現地研究と高齢者口述インタビューが難しくなった状況を報告したところ、審査委員からは研究主題と接近方法について次のような勧告を受けた。

---

5 外傷後ストレス障害（Post-traumatic Stress Disorder）、「トラウマ」は外傷で深刻な感情的ストレスを経験した時に現れる障害である。即ち戦争、自動車や汽車、飛行機等交通手段による事故と産業現場の事故、個人的暴行、強姦、テロ、暴動、時には洪水、暴風、地震、火山爆発等、生命を脅かす災難が発生した時に受けた衝撃によって発病する。韓国では第２次世界大戦（アジア太平洋戦争）、韓国戦争、ベトナム戦争等に参戦した軍人、捕虜になった者、性暴行を受けた者、児童虐待を受けた者、大型惨事及び交通事故にあった者等に現れる。（金チャンヒョン、「外傷後ストレス障害」『大韓内科学会誌』、69(3)、2005、237 頁）

1）高齢体験者の口述インタビューが難しい状況では既存に採録された体験者の口述資料を活用し、研究者たちの専門性を生かして新しい解釈を試みること。2）地域社会の記憶と追慕の方法を調査し紹介すること。3）現地研究の対象を最小化して強制動員被害者と遺族活動が活発な地域事例について集中すること。

中間報告を受けて研究主題と接近方法の転換を決定し、既存の口述資料の確保と分析に力を入れ、沖縄強制動員被害者と遺族たちの記憶と追慕活動が行われた慶尚北道慶山郡と英陽郡を調査した。研究期間中、コロナ感染症が深刻な段階に入り、高齢者インタビューが難しい状況であったが、さまざまな予防準則を守り、インタビュー可能な遺族と会って深層インタビューを行った。

まず、集中研究対象として慶山地域を選定し、現場研究を進めた。慶山は日帝末期、沖縄に軍労務者の形態で多くの人員が短期間に強制徴集され、最も多い犠牲者を出した地域である。慶山出身の強制動員被害者たちは帰郷後「太平洋同志会」を作り、2008 年まで生存者中心に活発に地域での追慕活動を行った。関連口述資料も他の地域に比べて比較的豊富に残っている。慶山での沖縄軍労務者強制動員に関する口述資料集は次のものがある[6]。

- 権丙卓、『慶良間列島：日帝末徴用記』、1982
- 20 世紀民衆生活史研究団編、『韓国民衆口述列伝 16：沈在彦 1921 年 9 月 13 日生』、2007
- 20 世紀民衆生活史研究団編、『韓国民衆口述列伝 31：徐錫華 1920 年 2 月 9 日生』、2008

また、慶山太平洋同志会は 1987 年に犠牲者追慕碑を建立し、強制動員で犠牲になった同僚たちを記憶し追慕する活動を続けてきた。強制動員被害者たちと共に活動した遺族たちは今も活動を続けている。研究チームは慶山太平洋同志会と強制動員犠牲者遺族会で 30 年以上活動している遺族 2 人とインタビューを行った。彼らとのインタビューを通じてより具体的な生涯史の収集と既存資料に対する補充が可能になり、縦断研究が可能となった。慶山地域との比較研究のために奉化、栄州を訪れ、地域内の沖縄強制動員関連資料を収集し、当時を記憶している高齢者を訪問した。

慶尚北道奉化郡では、沖縄強制動員当時、脱走経験のある張ドクチル（1924 年生

6　上記の慶山口述資料の他に、今回の研究で活用した沖縄強制動員に対する口述資料および関連研究は本文で言及した。

まれ、奉化郡石峴里）に会ってインタビューを行った。口述者との交渉は慶北大学考古人類学科の劉明基（ユ・ミョンギ）名誉教授の紹介で行われた。事前連絡で村内の状況を把握して訪問日を決めようとしたが、外部からの研究チームの訪問には依然として慎重であった。当時、慶尚北道地域は新型コロナの急速な拡散がひとまず安定した状況だったが、首都圏での拡大が懸念されていた時である。研究チームは感染の拡大懸念が減った状況を受けて、8 月 22 日、初めて奉化現地での研究を行った。しかし、地域社会の外部の者に対する警戒と家族達の憂慮があり、口述者に会わないことにした。その後、劉明基教授を通して村の状況を確認しながら、9 月 19 日に再訪問し口頭インタビューをすることができた。場所は遺族の自宅で、午後 3 時から 7 時まで行われた。研究チームは、新型コロナ感染症によるさまざまな制約を受けながら、以下のように現地研究を行った。

2）現地研究日程と主な内容

■ 6 月 23 日～ 25 日、大邱

・大邱郷土歴史館訪問、大邱地域の強制動員関連資料に関する問い合わせ
・大邱市立博物館：大邱地域の強制動員関連資料の把握及び収集
・大邱での強制動員被害者の支援活動家インタビュー
・沖縄強制動員当時の関連現場の訪問、大邱駅周辺、大邱師範学校（現在慶北大学師範大付属中高）、日本軍歩兵第 80 連隊跡（第 24 部隊、現在米軍キャンプ・ヘンリー）

■ 8 月 18 日～ 19 日、大邱、慶山

・慶山市庁訪問、慶山内の強制動員関連資料の把握、支援の現状、その他強制動員遺族および遺族会の現状に関する問い合わせ
・『慶山新聞』記者インタビュー：慶山地域の遺族の現状、生存者の把握
・慶山博物館：「大王山義挙」関連資料および地域内の強制動員関連資料の把握
・大邱の市民団体、活動家インタビュー：地域内の強制動員関連資料と団体の現状の把握
・慶山太平洋同志会遺族インタビュー

■ 8 月 22 日～ 23 日、奉化、栄州

・奉化地域の強制動員資料と郷土史学者訪問、地域内生存者及び遺族のインタビュー

・奉化郡内の植民地関連遺跡と資料の把握、抗日運動関連遺跡、資料調査（タクシル村、三渓書院など）
・栄州伊山面、沖縄軍労務者強制動員地域の訪問、生存者・遺族の居住現状把握

■ 9 月 19 日～ 20 日、奉化、栄州
・沖縄強制動員当時、奉化郡庁で途中脱走した高齢者インタビュー
・栄州伊山面の地域強制動員被害者、生存者及び遺族の居住現状把握

■ 9 月 23 日～ 24 日、大邱、慶山
・慶山太平洋同志会遺族へのインタビュー
・強制動員被害者遺族団体の活動家インタビュー
・慶山百合公園内の「太平洋戦争犠牲者慰霊碑」訪問、献花

■ 10 月 6 日～ 7 日、大邱
・強制動員被害者遺族団体の活動家インタビュー
・慶山太平洋同志会遺族へのインタビュー

■ 11 月 7 日～ 8 日、大邱
・慶山太平洋同志会遺族への追加インタビュー
・強制動員被害者遺族団体の活動家追加インタビュー

3）口述資料の収集と解釈

既存の沖縄強制動員関連の口述資料発掘のため、主要な口述資料を作成し保管する機関を訪問した。既存の口述資料収集は 2000 年代半ばに始まっており、主に被害事実調査に焦点を置いたものである。そのため家族史を含む生涯史的な調査は限定的であり、生涯史的解釈が可能な資料は多くない状況であった。

既存の強制動員口述資料のなかで沖縄関連資料を探すために関連機関を訪問して、資料に関する協力を要請した。現在、口述関連資料を保管している主なところは、国家記録院、国史編纂委員会、独立記念館、韓国学中央研究院の４ヶ所である。

国家記録院は、日帝強占下強制動員被害者真相糾明委員会（以下、委員会）が調査当時に収集した口述資料を保管しており、関連寄贈資料も多数保有している。国史編

纂委員会は独自の口述資料収集事業を通じて強制動員関連口述資料を収集している。国史編纂委員会の口述資料は口述者の同意がある資料に限り、内部資料室において内容確認と出力が可能だ。独立記念館には独立記念運動史研究所の口述資料収集事業のなかで得られた資料と研究中に作成された口述資料が移管され保管されている。研究チームは関連機関が保有している口述資料のうち、強制動員関連の資料を把握し、入手可能な範囲内で沖縄強制動員に関する口述資料の収集を試みた。委員会が出版した口述資料集と国史編纂委員会が収集した口述資料の一部からは、軍労務者としてではなく日本軍の軍人として沖縄に行った人たちの口述が確認されただけであった。韓国学中央研究院は、韓国現代口述史研究事業で収集した計 106 件の現代史関連口述資料をホームページで提供している。しかし、該当ホームページでは沖縄軍労務者強制動員に関連する口述資料は確認できなかった。こうして現在、口述収集関連機関が収集し出版した口述資料集の中には、沖縄関連の朝鮮人軍労務者強制動員口述資料がないことが把握された。

今回の研究では、既存の強制動員口述資料の保管と活用に関する問題点が明らかになった。口述資料の場合、2000 年代半ばまで関連法律がなかったが、その後「個人情報保護」関連法が制定され、口述者の活用同意がない場合には研究のためであってもアクセスおよび活用が制限されている。口述資料の特性上、個人と他人に対する敏感な情報と私的記録が含まれざるをえない。問題は過去に記録された強制動員関連口述資料に関し、ほとんどの口述者が「口述同意書」を作成しないまま死亡したことにある。口述資料の特性上、録取文書や研究に部分的に引用された内容だけでは解釈に限界がある。

アジア太平洋戦争[7]末期、沖縄戦の現場に軍労務者として連行された慶尚北道の青壮年たちの場合、その強制性が明らかであり、残酷な戦場経験であるにもかかわらず、他の強制動員と類似した脈絡で一緒に議論されている。何よりも研究の最大の障害は沖縄軍労務者強制動員関連の文献資料が韓国にはほとんどないということだ。関連研究は大部分日本が持っている文献資料に依存している。被害者が生存していた当時は可能だったはずの口述資料の蓄積もほぼなされていない。しかも多くもない韓国内の

7 一般的に、第 2 次世界大戦は主に欧州でナチスドイツと英米連合軍の戦争を指し、太平洋戦争は太平洋を間に挟んだ米国と日本の戦争と理解されている。特に沖縄戦が繰り広げられた太平洋戦争は 1941 年の日本軍の真珠湾攻撃から始まり 1945 年 8 月米国の原爆投下で終結したと定義される。しかし、本稿では日本帝国による 1910 年の韓国強制併合と 1930 年代の満洲侵略、そしてアジア各地への侵略と植民地化の延長として沖縄戦を理解し、戦後冷戦の歴史と結びつけるという意味で「アジア太平洋戦争」という用語を使用する。

口述資料さえきちんとした分類や整理がなされておらず、さらにアクセスが難しい状況である。沖縄軍労務者強制動員は戦場の特殊性だけでなく、戦時動員が強制的であるという特性を最も確実に示している事例である。このような資料は別の形式で管理し、研究資料として活用できるよう原本の口述資料へのアクセスが保障されなければならない。

3 研究結果の活用

2000 年代に入って金大中と盧武鉉の政権で国家的支援によるさまざまな過去史の真相究明が行われ、これに支えられて各機関で多様な口述採録事業が進み、口述史は急速に発展した。この時期、さまざまな分野で口述史研究の方法論の必要性が提起された。研究者たちが積極的に登用されるようになり、口述史研究は一つの学問分野として定着するようになった。特に韓国戦争（6.25 戦争）[8]、強制動員、地方史、生活史、労働史、女性史などで口述史方法論が積極的に活用され、拡大した。2000 年以降、韓国政府の「過去史真相糾明」に向けた努力は口述採録の増加を促し、口述史研究の方法論が積極的に活用された。

口述史研究者たちは、文献記録も記録者の主観と限界が入っており、多数の文献記録は口述証言に基づくことから記録も歪曲されうるという点、何よりも記録を残すことができる人々は支配者層だと批判する[9]。このような文献記録に対する問題意識は強制動員関連文献記録にもそのまま適用される。現在、強制動員関連研究で強く依存している日本軍と朝鮮総督府が作った名簿および統計資料にも明確な限界があると学者たちは指摘している。このような限界があるにもかかわらず、膨大な量の強制動員名簿は分析および研究、データ構築分野で一貫した成果を出している。しかし、日本政府が保有する元資料に対する研究者のアクセスは容易ではないという[10]。

私たちが接するほとんどの強制動員の口述証言は、たいてい事件が起きてからかなり

8 〔1950 年 6 月 25 日に韓半島で勃発した「朝鮮戦争」について、韓国では「韓国戦争（한국전쟁；ハングッチョンジェン）」あるいは「6.25 戦争（6.25전쟁；ユギオチョンジェン）」と呼ばれる。本書では韓国戦争と訳す。〕

9 尹沢林、『歴史と記録研究のための口述史研究方法論』洪川：アルケ、2019、95 頁

10 沈在昱、「「陸軍運輸部軍属名簿」から見た太平洋戦争期の日本陸軍運輸部の朝鮮人軍属動員」、『韓日民族問題研究』33、2017、5-7 頁。強制動員「名簿」の限界と意味については鄭恵瓊、「国内所蔵戦時体制期朝鮮人人的動員関連名簿資料の実態および活用方案」『韓日民族問題研究』16、2009、81-126 頁、鄭恵瓊、「アジア太平洋戦争に動員された朝鮮人関連統計資料」『韓日民族問題研究」29、2015、257-298 頁を参考。

後に行われる。筆舌に尽くせない苦痛が次第に言葉となる。このような過程で頻繁に論理的矛盾が生じ、繰り返し修正が加えられるが、これは信頼性の問題というよりはむしろ証言という固有な性格に伴う問題と言える。「乖離」と「相互矛盾」を起こす口述証言という行為は過去の真実に対する陳述というよりはむしろ、そこに接近していく一つの方式として見る必要がある[11]。

この研究では強制動員被害者とその家族の口述をもとに、彼らの心的外傷（トラウマ）と世代間転移の問題を提起した。合わせて口述を通して、強制動員被害者たちの記憶と追慕の活動が国家権力機関によって弾圧と妨害を受けた事実を確認した。今日の韓国社会における強制動員に対する公共の記憶と追慕の失敗は分断と冷戦の構図と絡まっていた事を知ることになった。歪曲され屈折した強制動員に対する記憶を正し、犠牲者たちを社会的に追慕するためには、日韓関係と民族問題に対する 多次元的で多様な接近が必要である。

歴史的記憶には持続的な力がある。忘却に抵抗する闘争として記憶の文学や芸術作品のような社会的実践も歴史的、家族的、儀礼的記憶の結合によって強化される。強制動員被害者たちの口述証言資料を幅広く発掘し、文化芸術分野を含む多様な次元で再解釈し、社会的記憶として活性化することを提案する。

11　全鎭晟・李ジェウォン、『記憶と戦争：追悼と美化の間で』ソウル：ヒューマニスト、2009、21 頁



沖縄県営平和祈念公園内の韓国人慰霊塔
［日帝強制動員被害者支援財団撮影］

II

沖縄強制動員被害者の口述資料調査

1　口述資料の現状と内容

1）国家記録院

2）独立記念館

3）国史編纂委員会

4）韓国学中央研究院

5）強制動員に関する主な口述研究と証言集

2　既存口述資料へのアクセスの限界と活用の困難

II

沖縄強制動員被害者の口述資料調査

口述史研究は文献を残せない人々の歴史的経験を記録するために発展した。韓国での口述史は「過去史真相糾明」という社会的、政治的課題を追求するために被害者たちから口述を採録する形で行われた。これにより、文献では明らかにならなかった歴史的真実を見つけ、究明しようとした[12]。また、口述史研究は口述者を歴史の主体者とし、口述者の視点から社会とその構造、歴史を見ることで既存の歴史に対する「対置的な歴史文書」という特徴を持ち合わせる。また、男性支配層が作成した文献資料に依存する実証主義歴史研究の限界から抜け出し、自分たちの話を残せなかった人々の歴史に関心を持つことになる[13]。

日帝強制動員に関する研究は日本が作成、保管している文献資料の分析を中心に行われている。このような資料は強制動員加害者である日帝が便宜のために作成したものであり、また犯罪事実を隠すために廃棄したり隠してきた文書の一部という限界がある。しかし、それさえも重要資料の大半が日本や米国に保管されているのが実情だ。このようななかで口述史的な接近方法は、記録を残すことができなかった人々が自分たちの言葉で語ることによって文献資料では明らかにならない「真実」を見せてくれる。この意味で口述史研究は日帝強制動員研究にもっと活用されなければならないし、その必要度は高まっている。

この章では沖縄に強制動員された朝鮮人軍労務者の口述が記された資料の現状を把握し、資料から戦時強制動員経験が彼らの生活にどのような影響を及ぼしたのか再解釈する。沖縄戦への強制動員体験を社会的、文化的に分析してその意味を把握することは、動員の実態と真相究明の次元を越え、「体験」が作られる過程そのものを再歴史化することであり、必要な作業であると言える。

12　尹沢林、「口述史インタビューの歴史的傷痕：真実探しと治癒の可能性」『人文科学研究』30、2011、383 頁

13　尹沢林、『歴史と記録研究のための口述史研究方法論』洪川：アルケ、2019、50-58 頁

1 口述資料の現状と内容

1）国家記録院

強制動員に関連した口述資料を最も多く作成、収集した機関は、国務総理室傘下の日帝強占下強制動員真相糾明委員会（以下、委員会）と対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援委員会（以下、調査支援委）だ。この二つの機関は 2005 年から 2015 年まで被害者や遺族と面談し、口述証言を収集し、以下の強制動員被害口述証言集を出版した。委員会と調査支援委が活動当時に作成したすべての資料は国家記録院に移管された。現在、国家記録院は委員会と調査支援委が記録した口述資料（海外出張動画、ワークショップ動画、出張写真、会議動画、電子図書、写真資料、領域報告書などを含む）3,533 点を保有しているが[14]、沖縄強制動員朝鮮人軍労務者関連の口述資料に関しては別途、分類整理していないことがわかった。委員会と調査支援委が製作した強制動員口述資料集は以下の通りである。

- 2005、『タンコ（炭鉱）だって？ 関東地域口述記録集（당꼬라고요: 관동지역 구술 기록집）』、日帝強占下強制動員真相糾明委員会が 2005 年 2 月から 11 月まで全国 5 ヶ所の地域を回りながら収集した労務被害申告者の生存者調査結果 226 件のうち、19 人の口述記録がある。〔日本語訳、日帝強制動員被害者支援財団（以下、財団）、2022〕
- 2006、『黒い大陸に連れて行かれた朝鮮人たち（검은 대륙으로 끌려간 조선인들）』、サハリン炭鉱強制動員被害者および遺族口述が含まれている。サハリン強制動員地での生活と解放後の韓国永住帰国した後の生活に対する口述が含まれている。
- 2006、『ポンポン船に乗って帰る途中、海の幽霊になるところだったよ（똑딱선 타고 오다가 바다귀신 될 뻔 했네）』、忠清道から日本の九州地域に強制動員され解放後、密航船に乗って帰途についたが、古い密航船と波浪のため座礁の危険にあった口述者の体験などが盛り込まれている。〔日本語訳、財団、2019〕
- 2006、『逃げるって？憲兵が銃を持って監視しているのに（가긴 어딜가? 헌병이 총 들고 지키는데）』、上記の口述集『ポンポン船に乗って帰る途中海の幽霊になるところだったよ』の第 2 部。忠清道以外の人たちの口述が収録されている。〔日本語訳、財団、2021〕

---

14 盧ヨンジョン、「強制動員記録保存現状及び DB 構築・活用方案」『日帝強占期強制動員記録共同研究及び活用方案』（2019 年第 4 次記録管理政策フォーラム資料集）、行政安全部傘下国家記録院、2019、6 頁

- 2006、『甲子・乙丑生は軍隊に行かなければならない（갑자-을축생은 군인에 가야한다）』、1944 年に徴兵制が実施され、甲子生（1924 年生）と乙丑生（1925 年生）は日本軍に入隊しなければならなかった。当時日本軍に徴兵された 12 人の証言が記録されている。
- 2006、『手足さえついてりゃ、連れていかれたんだ（수족만 멀쩡하면 막 가는 거야）』、江原道出身の強制動員被害者 10 人の証言記録である。
- 2007、『残酷な別れ・サハリン二重徴用口述集（지독한 이별, 사할린 이중징용 진상조사 구술기록）』、日帝時代、日本によってサハリンに連れて行かれた朝鮮人が、九州などに再配置され強制労働を受けた被害者の証言集である。〔日本語訳、財団、2024〕
- 2007、『シベリア抑留朝鮮人捕虜の記憶（시베리아 억류 조선인 포로의 기억）』、日帝末期、関東軍などに強制動員されたが、光復後再びソ連軍捕虜となりシベリアに抑留、3 年余りの捕虜生活を終えて帰還した人たち 12 人の証言である。
- 2008、『朝鮮という私たちの国があったのだ（조선이라는 우리나라가 있었구나）』、日本軍の軍属被害者たちの証言を記録した。〔日本語訳、財団、2019〕
- 2008、『洞窟掘りに軍隊に行った（굴 파러 군대 갔어）』、日帝時代、朝鮮内の日本軍に強制動員された被害者たちの口述を通して韓国内に存在する日本軍軍事施設の実態や韓国内動員過程などがわかる。
- 2008、『我が身に刻まれた 8 月：広島、長崎強制動員被害者の原爆体験（내 몸에 새겨진 8월：히로시마, 나가사키 강제동원 피해자의 원폭 체험）』、広島と長崎で原爆被害にあった人々の証言である。〔日本語訳、財団、2020〕
- 2008、『働かない者は皇国臣民ではない：済州道軍事施設構築に動員された民衆の記憶（일하지 않는 자는 황국 신민이 아니다：제주도 군사 시설 구축에 동원된 민중의 기억）』、済州道での軍事施設構築当時の労務、兵力強制動員被害者たちの口述だ。この口述資料集は日帝末期の韓国内地域での労働力動員、道内動員の実態が含まれている。
- 2009、『アホッモリ越えて北海道へ：北海道強制動員被害口述資料集（아홉머리 넘어 북해도로：홋카이도 강제동원 피해 구술 자료집）』、北海道内の炭鉱、土木工事現場に強制動員された人々の証言記録集である。〔アホッモリは青森、日本語訳、財団、2023〕
- 2013、『聞こえますか？ 12 人の少女の物語：日本軍「慰安婦」被害口述記録集（들리나요? 열두 소녀의 이야기：일본군「위안부」피해 구술기록집）』、12 人の日本軍

「慰安婦」被害女性と金文淑（調査当時、挺身隊問題対策釜山協議会会長）の話が入っている。被害者の動員当時から帰国までの状況、帰国後の生活苦や身体・精神的後遺症など「日本軍慰安婦被害」内容が収録されている。〔日本語訳、財団、2020〕

上記の口述資料集中、沖縄に関連する口述者は宣胎守（ソン・テス、1925 年生、戸籍は 1927 年生）の「私たちが特攻隊の整備をした」（『甲子・乙丑生は軍に行かなければならない』）が唯一だ。この口述者は海軍特別志願兵訓練所入隊、鎮海での訓練、沖縄嘉手納飛行場などで軍人として勤務した。今回の研究テーマである沖縄に強制動員された朝鮮人軍労務者とは立場が異なる「徴兵」経験者の事例だ。

今回の研究では、先に言及した口述記録集と関連口述資料及び委員会活動当時に収集した口述録音、録画資料、詳細目録、録聞取録から「沖縄朝鮮人軍労務者強制動員」関連の口述資料の現状と活用可否について調べた。その結果、強制動員関連録音記録 26 個が確認されたが、該当録音記録に関する詳細目録の存在については確認できなかった。委員会と調査支援委が作成したすべての口述録音と録画ファイルの原資料はオンラインでは全て非公開になっている。個人研究者が国家記録院を訪問しても、関係政府機関の協力なしには単純な内容確認もできない状態だ。

調査の結果、公開された口述資料のうち委員会と調査支援委が作成、出版した口述資料集には沖縄朝鮮人軍労務者強制動員に関連する口述がないことを確認した。

2）独立記念館

独立記念館の資料室を確認した結果、強制動員と独立運動関連の口述資料は 174 個を保管している。この口述資料は独立記念館が収集したものではなく、独立運動史研究所が実施した収集作業、もしくは研究過程で作られた口述資料である。そのため独立運動史研究所が当時、どんな事業と研究で口述資料を収集、作成したのかにより、資料の保管状態が違った。口述史の収集自体が目的だったと見られる口述資料には、詳細目録および録音があったが、他の主題の研究過程で作成された口述資料には、どのような内容が入っているのかを確認できなかった。口述資料はカセットテープ（音声）、ビデオテープ（音声及び映像）、CD（音声）の形態で保管されている。

独立記念館は最近まで口述資料のオンラインサービスを実施していたが「個人情報保護」問題が台頭し、該当サービスを中断したという。現在、独立記念館が保有して

いるあらゆる形態（録音テープ、ビデオ、CD など）の口述資料は関係職員の協力なしには内容確認が不可能である。研究チームは独立記念館資料室関係者から保管中の174 の口述資料目録（口述者名を含む）を入手した。2016 年に委員会が発刊した『委員会活動結果報告書：付録』のなかで沖縄「軍務員」として申告された名簿[15] と独立記念館口述資料目録を一つ一つ対照し、独立記念館口述資料目録から 14 人の同名者を発見した。『委員会活動結果報告書：付録』のなかの沖縄「軍務員」名簿で「行方不明者」とされ、生死が不確実な 1 人を除いた残り 13 人に関する口述内容について検討するよう要請した。その結果、沖縄強制動員と関係する人たちではないことがわかった。独立記念館資料室がデータベース化して保管している口述資料のなかには、沖縄朝鮮人軍労務者強制動員関連の口述資料はないことが確認された。

3）国史編纂委員会

国史編纂委員会は 2004 年から毎年、外部機関および研究者を対象に「口述資料収集支援事業」を公募し口述資料を収集している。国史編纂委員会はその一部を口述資料選集として出版している。口述資料は口述者の公開の同意があれば研究目的で活用できる。収集した口述資料のうち、日本の植民地あるいは強制動員に関する口述も多数ある。

- 朝鮮人 BC 級戦犯者の実状と対日賠償運動（ 조선인 BC급 전범자의 실상과 대일배상운동（寄贈、非公開））
- 日帝強占期の中等教育以上を受けた者の教育経験と教育に関する意識（일제강점기 중등교육 이상 경험자들의 교육경험과 교육에 대한 인식）
- 日帝戦時体制期の陸軍少年飛行兵学校の経験（일제 전시체제기 육군 소년비행병학교의 경험）
- 朴孟洙（パク・メンス）寄贈 太平洋戦争関連資料（박맹수 기증 태평양 전쟁 관련자료）
- 植民地期と解放後の視覚障害人の教育と職業体験（식민지기와 해방 후 시각장애인의 교육과 직업경험）
- 私の徴兵体験と私が見た「慰安所」（나의 징병체험과 내가 본 위안소〔ママ〕）
- 朝鮮人少年飛行兵および特攻隊員の歴史的意義（조선인 소년비행병 및 특공대원의 역사적 의의）

15 対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会、『委員会活動結果報告書』（2016）の付録のうち、軍務員名簿から「沖縄」地域として届け出た者（1,535 人）と比較した。

■ 日帝末期、朝鮮人・日本人共学学校での教育体験（일제말기 조선인・일본인 공학 학교에서의 교육경험）
■ 日帝時期の看護婦の満洲移住と帰還体験（일제시기 간호부의 만주 이주와 귀환 경험）
■ 日帝末期の女性勤労挺身隊員の戦争体験と生涯（일제말기 여성 근로정신대원의 전쟁 체험과 생애）
■ アジア・太平洋戦争期の強制動員と仁川 造兵廠の人たち（아시아・태평양전쟁기 강제 동원과 인천조병창 사람들）
■ 日帝強占期の徴用女性と徴用男性の生涯史（일제강점기 징용 여성과 징용 남성의 생애사）
■ アジア・太平洋戦争期の強制動員と東洋紡績の人たち（아시아・태평양전쟁기 강제 동원과 동양방적 사람들）
■ 日帝強占期強制動員被害者遺族の口述（일제강점기 강제동원 피해자의 유가족구술）

上記目録のなかで「日帝戦時体制期の陸軍少年飛行兵学校の経験」と「朝鮮人少年飛行兵および特攻隊員の歴史的意義」の中に沖縄関連の経験が一部盛り込まれていたが、軍労働者としての経験を記録した口述はなかった。国史編纂委員会の口述事業は、資料収集段階から毎年の公募計画書審査まで口述史専門家たちの参与で行われており、一定の形式を備えた口述資料が収集されている。また、研究者たちに録取記録の詳細リストを提供していたために、研究者が必要な部分を容易に見つけだすことができる。現在、国史編纂委員会が収集した口述資料は口述者の「公開の同意」があった資料に限って内部電子データの確認と出力が可能となっている。研究チームはそこを訪れて検討可能なすべての強制動員関連の証言資料を見たが、国史編纂委員会にも沖縄強制動員朝鮮人軍労務者関連の口述資料がないことを確認した。

4）韓国学中央研究院

韓国学中央研究院は韓国学振興事業団の支援をうけ、2009 年から 10 年計画で「現代韓国口述研究事業」を開始、主要収集テーマは次の 6 分野に分かれている。

■ 政党政治　■ 経済外交　■ 民主化と宗教　■ 韓国軍　■ 建国 60 年　■ 原爆の記憶

韓国学中央研究院の現代口述研究事業団は上記テーマに関連した主要人物の口述を収集しており、その結果を「現代韓国口述研究資料館」ホームページで提供している。現在、計 106 件の口述映像がホームページにあるが、「建国 60 年」と「原爆の記憶」ページには関連する証言資料がない。全体 106 件の資料のうち、日本海軍に服務して沖縄の戦闘現場を回った逸話を紹介した口述[16]を除いては、沖縄軍労務者関連の証言資料は見つからなかった。

5）強制動員に関する主な口述研究と証言集

先に言及した機関が作成・収集した口述資料のほかに、個人研究者の論文にも強制動員関連口述と口述史研究の方法論による分析がある。しかし、口述資料は全体の強制動員に関連した研究成果と比較すると依然として少数の研究者が部分的に活用している状態だ。

光復後、沖縄に動員された朝鮮人被害者に対する調査は 1972 年、在日朝鮮人らが中心になって組織した「第 2 次世界大戦時沖縄朝鮮人強制連行虐殺真相調査団」（以下、真相調査団）が訪れ、初めて行われた。真相調査団は、強制動員の規模を推測できる名簿や資料がほとんどない状況で、沖縄の市民社会の全面的な協力を得て沖縄全域で調査を実施した。現地調査の過程で朝鮮人たちが奴隷のように酷使され殺害された状況等が沖縄住民たちの証言で明るみになり、その様子が連日報道されて沖縄社会に大きな衝撃を与えた。真相調査団の調査報告書はその後の沖縄戦朝鮮人問題研究の重要な基礎文献となった。

1986 年、福地曠昭が沖縄各地の強制動員朝鮮人被害者に関する証言を紹介した『哀号 朝鮮人の沖縄戦』が発行され、1987 年には海野福寿と権丙卓の共同研究の一環で「特設水上勤務隊」第 103 中隊所属の強制動員被害者 5 名が沖縄大学を通じて招聘され、講演会を開催した。そして『恨 朝鮮人軍夫の沖縄戦』（1987、海野福寿・権丙卓）が出版された。その後、金元栄（1992）と姜仁昌（2016）など被害当事者が真相究明運動に関って証言した内容が口述資料として発行された[17]。

沖縄に強制動員された朝鮮人軍労務者に関する最近の実証的研究としては沖本富貴子、

16 張益烈（チャン・イギョル、1923 年 2 月 28 日生まれ）の口述
https://mkoha.aks.ac.kr/oralRecord/OralRecordSelect.do?oralRecSeq=214（2026.3.13. 接続）

17 沖本富貴子、「沖縄戦の朝鮮人－数値の検証－」『地域研究』21、2018、46-47 頁

竹内康人などの研究があるが、彼らは、既存に公開された名簿資料についての分析（沖本 2017、2018、2020、竹内 2015）を通して強制動員被害の真相究明に向けて研究を進めている。したがって、これらの研究は沖縄に強制動員された朝鮮人被害者の動員規模を明らかにする文献中心の分析に集中している。今回の研究は以下の論文と本などで引用された沖縄強制動員軍労務者の口述資料を活用して再解釈を試みた。

〈口述資料を活用した研究論文〉（韓国語）

- 権丙卓 他、「光復前（1936-45）、韓国労働力統制に関する研究」、1981
- 李ビョンレ、「日帝強占期、朝鮮人の強制動員政策：日帝下戦時体制期、京城府の労働力動員の構造」、2002
- 鄭恵瓊、「日帝末期、強制連行労働力動員の事例：「朝鮮農業報国青年隊」」、2002
- 鄭恵瓊、「日帝末期、朝鮮人軍労務者の実態と帰還」、2003
- 鄭恵瓊、「解放以降、強制連行生存者の社会適応過程」、2004
- 姜貞淑、「日帝末期、朝鮮人軍属動員：沖縄への連行者を中心に」、2005
- 池映任、「口述を通して見た日帝下済州島内強制動員の実態と特徴」、2006
- 鄭恵瓊、「アジア太平洋戦争に動員された朝鮮人軍労務者の経験と叙事」、2001
- 李商衣、「口述で見る日帝下の強制動員と「仁川造兵廠」」、2019

〈口述資料〉

（韓国語）

- 20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 16：沈在彦 1921 年 9 月 13 日生』、2007
- 20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 31：徐錫華 1920 年 2 月 9 日生』、2008
- 国史編纂委員会、『トゥル（旨）』、2019
- 権丙卓、『慶良間列島：日帝末徴用記』、1982
- 日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会、『甲子・乙丑生は軍に行かなければならない』、2006
- 民族問題研究所、『奪われた親を偲びながら』、2017
- 民族問題研究所、『軍艦島、終わらない戦争』、2017
- 張尹満、『太平洋戦争実記集』、2019

（日本語）

- 金元栄、『朝鮮人軍夫の沖縄日記』、1992
- 姜仁昌、『元朝鮮人軍夫　姜仁昌の証言　恨をかかえてーハラボジの遺言ー』、2016

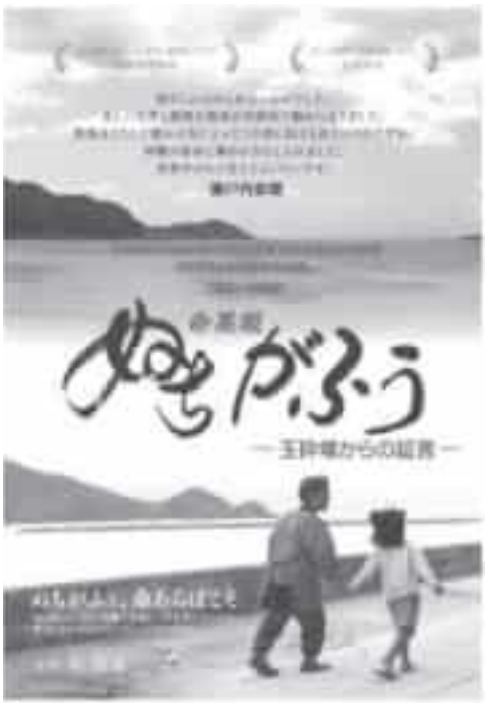
〈沖縄強制動員関連映像資料〉

- 朴壽南、『アリランのうたーオキナワからの証言』、1991
- 朴壽南、『ぬちがふぅ（命果報）玉砕場からの証言』、2012

図 1 朴壽南監督の作品ポスター



『アリランのうたーオキナワからの証言』



『ぬちがふぅ（命果報）ー玉砕場からの証言』

上記研究のうち、口述資料を活用した沖縄朝鮮人軍労務者強制動員に関する研究は権炳卓（1981）と姜貞淑（2005）が唯一だ。姜貞淑は権丙卓（1982）の『慶良間列島：日帝末徴用記』の他にもいくつかの口述証言を引用し、強制動員の過程と当時の状況を説明した。権丙卓（1982）の『慶良間列島』は 1981 年、慶山太平洋同志会のインタビューを基に作成した論文「光復前（1936-45）韓国の労動力統制に関する研究」を補完して発行した口述証言集だ。慶山での沖縄への強制動員と沖縄戦当時の朝鮮人の軍労務の状況について記録している。『慶良間列島』は沖縄強制動員研究で最も多く引用される資料の一つだ。ただし口述した生存者たちの強制動員当時の状況については限定的であり、生涯史的な再解釈のための口述資料としては不足がある。

上記の口述資料集のなかで沖縄強制動員での軍労務体験者に関する生涯史的解釈に

活用できる資料は 20 世紀民衆生活史研究団（2007、2008）が発刊した『沈在彦』（シム・ジェオン）、『徐錫華』（ソ・ソクファ）の口述と民族問題研究所（2017）の『奪われた親を偲びながら』に掲載された権水清の話ぐらいだ。他の資料は強制動員に関する経験を掲載する口述であり、参考資料として活用した。

- 姜貞淑、「日帝末期、朝鮮人軍属動員：沖縄への連行者を中心に」、2005
- 権丙卓、『慶良間列島：日帝末徴用記』、1982
- 20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 16：沈在彦 1921 年 9 月 13 日生』、2007
- 20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 31：徐錫華 1920 年 2 月 9 日生』、2008
- 民族問題研究所、『奪われた親を偲びながら』、2017
- 張尹満、『太平洋戦争実記集』、2019
- 姜仁昌、『元朝鮮人軍夫 姜仁昌の証言 恨をかかえてーハラボジの遺言ー』、2016
- 金元栄、『朝鮮人軍夫の沖縄日記』、1992

日本の沖縄強制動員関連研究は、主に金元栄（1992）と姜仁昌（2016）の日本語版口述資料を引用している。金元栄と姜仁昌は沖縄に軍労務動員された強制動員被害当事者であり、1992 年、朴壽南監督のドキュメンタリー「アリランの歌」をつくる会の招請で沈在彦[18]等と一緒に沖縄を訪れ、自分たちの生々しい経験を沖縄で証言した。金元栄は「特設水上勤務隊」102 中隊に所属していたが、102 中隊は沖縄本島の戦闘で南の端まで追いやられ、糸満市山城で壊滅した。姜仁昌は「特設水上勤務隊」103 中隊に所属していたが、沖縄戦で犠牲になった韓国人の真相究明と追悼運動に生涯献身した。彼は無念に死んでいった同僚たちの遺骨を祖国に奉還するために努力したが、残念ながら結実しなかった。その後、姜仁昌は韓国と日本の市民社会に韓国人犠牲者慰霊碑の建立を訴え、1999 年慶尚北道英陽と 2006 年沖縄県読谷に恨之碑建立を実現させた[19]。

強制動員被害当事者である姜仁昌と金元栄の口述は、沖縄に動員された韓国人軍労務者の真相を克明にする資料として非常に貴重な史料的価値がある。しかし口述内容が強制動員過程と沖縄での戦闘状況に限定されており、強制動員を被害者の生涯史と

18　20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 16：沈在彦 1921 年 9 月 13 日生』、2007、参考。

19　沖本富貴子、「沖縄戦の朝鮮人ー数値の検証ー」『地域研究』21、2018、46-47 頁。英陽と沖縄の恨之碑については後述する本文で詳細に取り扱う。

して理解するには足りない面がある。一方、朴壽南監督の作品からも強制動員被害者たちが直接沖縄を訪れ当時の状況を生々しく証言する貴重な場面を見ることができるが、ここでの証言もやはり沖縄戦の状況に集中しており、被害者たちの生涯史全体を解釈する資料としては限界がある。

2 既存口述資料へのアクセスの限界と活用の困難

委員会が被害者と面接し、口述資料の収集、研究について体系的に着手したのは2000年代半ばからだった。しかしすでに大多数の被害当事者たちは死亡していた。このため鄭恵瓊（2006）は、強制動員口述資料収集の緊急性について言及した。当時、生存している被害者たちはみな高齢で死亡が進んでいる状況にあり、この時期を逃すと口述史料収集の可能性は希薄になると指摘した。インタビューをするための事前連絡の過程で死亡したり、一次口述史料収集後、二次作業の日程調整の最中に事故に遭い、死亡した場合があったという。「皆死んだ」、「もういない」、「もう少し早く探すべきだったでしょう」などと高齢者たちから嘆きの叱責もあったという[20]。

その時からも十数年経っている。2020年現在、既に強制動員被害者たちはほとんど死亡し、生き残った数人の方からお話を聞くこともほとんど不可能である。彼らの子どもたちもすでに80の老人になっている。さらに、今年のように大規模の伝染性疾病（COVID-19）で対面接触が難しい状況では、インタビューによる新しい情報収集と解釈は不可能である。したがって研究の方向性を転換し、既存の収集口述資料の現状を把握し、関連資料を再解釈することにした。

これまで、強制動員関連口述資料収集と口述史研究は多くの成果を出している。研究が拡大しながら強制動員に関する口述史研究が一つの学問分野として位置づけられるようになった。何よりも文献資料には現われていなかった被害者たちの声を引き出せるようになった。このような成果にもかかわらず、依然として強制動員研究において口述資料と口述史研究の方法論は限定的に使われる傾向が強い。

これを克服するには、口述資料を文献資料の補充や「真実究明」の事実確認のために利用するだけでなく、口述資料としての特殊性を導き出す必要がある。なぜなら口述史の原資料は事実的な陳述という形ではなく文化の表現と再現であり、更には文化的叙述という面のみならず、記憶やイデオロギー、潜在的欲望の面を持っているから

20 鄭恵瓊、『朝鮮人 強制連行 強制労働Ⅰ：日本編』ソウル：先人、2006、135頁

である[21]。この研究では、既存の口述資料が口述者たちの主観的記憶から来る資料であるという点に注目し、制限的ながらも彼らの口述を沖縄戦という特殊な脈絡のなかに再び読み込むことを試みた。

現在、強制動員関連の口述資料は、当事者たちから事実関係確認のために証拠資料として収集されたか、強制動員当時の状況を記録するために採録されたものである。したがって、これまで収集されたほとんどの口述資料は生涯史的観点で収集されたわけではない。そのため皮相的で断片的という問題があった。収集された口述資料は「口述証言集」や研究論文として出版された後、録音、録画資料としてほとんど保存されておらず、詳細目録も残っていなかった。甚だしい場合、口述録音や録画資料、口述資料に研究目的でアクセスすることさえ「著作権」問題と「個人情報保護」などの理由で容易ではなかった。数人の研究者の個人的な努力でこのような問題を解決することは不可能である。口述資料の体系的な整理と研究資料としての活用、そして既存口述資料の豊富な解釈のためには、信頼できる国家機関によって体系的な DB 構築と合理的な資料アクセスの方法を確立しなければならない。

しかし問題は韓国社会が記録を整理、管理することについて非常に脆弱であるということだ。特に「公共資料」の場合、状況はさらに深刻だ。「公共記録物の管理に関する法律」ができてから「記録」を個人がむやみに処分したり、家に持ち帰れないようにしたが[22]、それがしっかり守られているのかは疑問だ。また別の問題は、過去に委員会が作成した強制動員口述資料の場合、生涯史的解釈が可能な資料が多少あるが、公共機関が保管する関連資料を行政手続上、権威的に管理・規制する状況にあり、担当者が専門外であるために内容確認の機会さえ阻まれる状態にある。

強制動員についての幅広い議論と豊富な解釈のためには、基礎的な口述資料にアクセスできるようにすることが重要である。現在、強制動員関連記録[23]は国家記録院、日帝強制動員歴史館、独立記念館、行政安全部過去史関連業務支援団など多くの機関に保管されているが、複雑な行政手続きを経ずに必要とする研究者に提供できる体制作りが必要であり、それを推進することが切実に求められる。

21　尹沢林、『歴史と記録研究のための口述史研究方法論』洪川：アルケ、2019、92 頁

22　金東椿、『これは記憶との戦争だ：韓国戦争と虐殺、その真実を求めて』坡州：四季節出版社、2013、401 頁

23　盧ヨンジョン、『日帝強占期強制動員記録共同研究及び活用方案』、2019、4 頁



沖縄県営平和祈念公園内の韓国人慰霊塔
［日帝強制動員被害者支援財団撮影］

III

沖縄強制動員被害者の口述

1　強制動員の経過

1）慶尚北道地域での軍労務者部隊の編成

2）地域社会での徴発経過

2　抵抗と脱走

1）抵抗　慶山郡の事例

2）脱走　奉化郡の事例

3　沖縄戦の経験と「トラウマ」

1）沖縄戦

2）参戦軍人のトラウマ

3）朝鮮人軍労務者のトラウマ

4　帰還と地域社会の対立

1）親日官僚に対する怒りと報復

2）米軍政下の朝鮮人官僚と強要された沈黙

III

沖縄強制動員被害者の口述

アジア太平洋戦争末期、沖縄に向かった多くの日本軍部隊は満洲から移動して配置された。これら部隊が朝鮮を通過して沖縄に向かうなかで、朝鮮人軍労務者だけでなく「軍慰安婦」たちもまた徴発された[24]。日本は 1944 年 2 月〔3 月〕に第 32 軍を創設し、その後、沖縄守備部隊が配置されていった。1944 年 4 月以降、大本営は沖縄の守備を強化するために独立混成第 44 旅団、独立混成第 45 旅団、第 9 師団〔1898 年創設〕、第 28 師団〔1940 年満洲で編成〕、第 24 師団〔1939 年満洲で編成〕、第 62 師団〔1943 年中国山西省で編成〕などを第 32 軍の隷下に編入した。

こうして 1944 年 9 月には本土決戦のための沖縄守備軍の配置が完成した[25]。沖縄守備軍の創設と部隊配置は短期間で 7、8 万人の兵力とそれに伴う軍物資が同時に移動するものであった。つまり、武器、弾薬類はもちろんのこと、航空燃料、陣地構築資材、兵士の食糧、衣服、馬糧などの相当な量に上る戦略物資も短期間に輸送されなければならなかった。問題は沖縄近海の水深が浅く大型船舶による複数の荷降ろしが不可能であったために、物資は沖合に停泊した船から小型船に移し替えて陸揚げしなければならなかった。この作業はひとえに人力に頼るしかなかった。この作業に従事する要員として緊急に組織された部隊が「特設水上勤務隊」である。この部隊については比較的詳しく研究されている。

1 強制動員の経過

沖縄強制動員犠牲者研究（金旻栄、2018）でも明らかになっているように、「特設水上勤務隊」は単一部隊の規模としては最も多くの朝鮮人で構成されており、特に当時

24 沖縄に配置された関東軍は京釜線を利用して陸路で釜山に到着し、玄界灘を越えて下関から鹿児島、沖縄那覇へと移動した（姜貞淑、「日帝末期、朝鮮人軍属動員：沖縄への連行者を中心に」『史林』23、2005、188 頁から引用）。

25 鄭煐璶（チョン・ヨンシン）、「沖縄の基地化、軍事化に関する研究 - 基地の建設、拡張と返還の歴史的過程を中心に」『社会と歴史』73、2007、148-151 頁

慶尚北道内の各府、郡（現、市・郡）単位で強制徴集、編成された部隊であるという点に特徴がある。「特設水上勤務隊」は第 32 軍の直轄部隊で、4 個中隊（第 101 中隊、第 102 中隊、第 103 中隊、第 104 中隊）であり、各中隊は約 600 名～ 700 名前後で編成されている。全体で約 2,865 人に及ぶ[26]。「特設水上勤務隊」の朝鮮人はほかの軍人、労務者よりも高い比率で戦場で死亡したり行方不明になっている[27]。彼らの強制動員経過は急迫のなか、集中してなされ、戦場体験は残酷なものであった。生きのびて帰ってきた人たちに刻まれた記憶と傷は深かった。この章では、彼らの強制動員の経過、戦争体験トラウマ、そして帰還と地域社会に関する口述を再整理し、解釈を試みる。

表 1「特設水上勤務隊」各中隊の編成と沖縄上陸日 / 地域[28]

通称	部隊名	編成地域 / 日付	上陸日 / 地域
球 8884	特設水上勤務第 101 中隊	大邱 /1944.7.10	1944.8.12/ 宮古島
球 8885 （健軍 8885）	特設水上勤務第 102 中隊	大邱 /1944.7.11	1944.8.21/ 奄美諸島 12 月沖縄島へ
球 8886	特設水上勤務第 103 中隊	大邱 /1944.7.12	1944.8.21/ 沖縄本島
球 8887	特設水上勤務第 104 中隊	大邱 /1944.7.13	1944.8.21/ 沖縄本島

1）慶尚北道地域での軍労務者部隊の編成

沖縄に動員された朝鮮人の軍労務者たちは、慶尚北道地域在住の者に集中していた。朝鮮総督府は各道別人口構成や遊休労働力の情報をふまえて動員を決めたのだろうが、相対的に労働力が多かった慶尚北道に目をつけたと思われる。実際、慶尚北道は日帝による強制動員被害者が最も多い地域の一つだ[29]。1939 年から 1945 年の間、慶尚北道ではさまざまな目的で韓国内外への強制動員が行われた。当時、慶尚北道の地域には作業場が少なく、物を生産・供出できない代わりに人力を供出しなければならなかった[30]。

---

26 「特設水上勤務隊」の規模、編制などの部隊の性格は研究者が使用した名簿の違い、その時期、分析方法等により多少違いがある。研究者ごとに理解が異なり、課題として依然として残っている。

27 詳しくは金晏栄、『沖縄強制動員朝鮮人犠牲者被害実態』、日帝強制動員被害者支援財団、2018、55-57 頁を参考

28 金晏栄、『沖縄強制動員朝鮮人犠牲者被害実態』、日帝強制動員被害者支援財団、2018、56 頁から引用

29 「倭政時被徴用者名簿」のうち慶尚北道出身は 4 万 8514 人（全体 28 万 5771 人。16.9%）で、全羅南道に次いで最も多く、国家記録院「日帝強制動員者名簿」での、慶尚北道出身は 5 万 7956 人（全体 48 万 693 人中の 12%）で、全国で一番多い。（李スファン、李グァンウ、「1939 ～ 1945 年、慶尚北道地域の労働力強制動員」『民族文化論叢』58、2014、48-49 頁参考）

30 鄭恵瓊、「日帝末期、慶尚北道地域出身の強制動員労働者たちの抵抗」『韓日民族問題研究』25、2013 、88 頁

慶尚北道の農村地域に沖縄軍労務者の強制動員が集中したもう一つの理由は、農村出身者が過酷な労働に耐えることができ、かつ農村地域は短い期間で人的資源の把握が可能であり、行政執行が効率的に進められるという利点があったためである[31]。アジア太平洋戦争末期、日本はすでにあらゆる手段を用いて物資をはじめ人力を「徴発」していたため、必要な労働力を確保するために選択したのだろう。

いったん道が決まれば、指定された道から郡、面に指示が下され、面で割当てられた数の人物を具体的に確定し、各個人を動員することになる。その際、面の関連者、区長、警察関係者、面有力者などからの個人情報をもとに個々人を検討し、対象者を確定し、面職員や警察が彼らを監視し、面事務所に動員した。強制動員対象者の年齢は 1914 年生まれから 1923 年生まれに集中していた。日帝は彼らを「不要不急」な遊休人力と見なして徴発したが、動員された家族にとっては息子、夫、父親という存在であり、家族に必須不可欠の労働力であった。彼らを失った家族の社会的経済的な困難については次の章で詳しく紹介する。

2）地域社会での徴発経過[32]

1944 年 6 月 17 日、朝鮮人労務者部隊を編成するために慶尚北道道庁で会議があり、各郡別に募集人員と期間が決まった。慶山郡の場合、350 人の人員を選抜して 6 月 24 日午後 2 時までに大邱公会堂に該当人員を集合させなければならなかった[33]。各面の責任者たちは脅迫、宣伝、欺瞞など、募集するためにさまざまな策を講じた。その当時、慶山郡の面単位で行われた緊急「徴発状況」に対してある被害者の妻は、面長と副面長が夫に「良い条件を提示して」丁寧に交渉したと証言している[34]。姜貞淑（2005）は、被害生存者の口述資料を中心に沖縄朝鮮人軍労務者の動員がどのように進められたのかを明らかにしている[35]。

---

31 辛珠栢、「韓国近現代史と沖縄：傷痕と記憶の連続と断絶」『韓国民族運動史研究』50、2007、298 頁

32 今回の章で引用した口述者たちの証言は、姜貞淑（2005）の前掲、185-193 頁から再引用し、権丙卓（1982）の『慶良間諸島』、20 世紀民衆生活史研究団（2007）の『沈在彦』、20 世紀民衆生活史研究団（2008）の『徐錫華』を参考にした。

33 権丙卓、『慶良間列島：日帝末徴用記』慶尚：領南大学出版部、1982、74-75 頁

34 権丙卓、前掲、1982、117 頁

35 姜貞淑、前掲、2005、189-191 頁

金元栄（キム・ウォニョン）、義城郡、1921 年生まれ

> 徴発令状[36]を前日（1944 年 7 月 8 日）10 時に受け取り、翌日 9 時まで面事務所に行かなければならなかった。義城郡点谷面から 12 人、義城郡全体で 150 人が同じ日に動員された。7 月 9 日朝、面職員が家まで来て、彼らと面事務所に行き、そこで食事をした後、義城郡庁に向かった。義城郡庁に到着後は警察の監視の下、義城郡郷校の明倫堂で一泊し、朝早くから神社に参拝、郡守、署長、消防団長、警防団長などの挨拶を聞いた後、義城駅を出発して大邱に向かった。

沈在彦（シム・ジェオン）、慶山郡、1921 年生まれ

> 慶山郡安心面で農業に従事していたところ、1944 年 7 月初めに日本警察と面書記 2 人が来て徴発令状の紙を渡し、翌日午前 7 時まで面事務所に集合するように言われた。彼らは「この令状は軍から発給されたものだから、逃げれば軍法で処罰する」と言い、帰りがけに「もし来なければあなたの父親を代わりに引っ張っていくから、そのつもりで来るように」と言った。このため、何も言えず行くことにした。夜を明かした翌朝 5 時に警察が来て催促され、面事務所に行ったところ、安心面の 32 人が集まっていた。人員確認した後、おにぎりを一個ずつ与えられた。2 里を歩いて慶山郡庁に行ったところ、各面別に並んで人員確認がなされた。318 人に「異常なし」を確認し、その場でおにぎりが一個ずつ与えられ、「昼食だから食べろ、その後大邱に行く」と言われた。

姜仁昌（カン・インチャン）、英陽郡、1920 年生まれ

> 1944 年旧暦 5 月 18 日頃（新暦 7 月 8 日）、家族と一緒に畑で麦の収穫をしていた時、日本人巡査 1 人と朝鮮人面書記 1 人が押しかけ、英陽警察署に連行された。警察署では大邱で飛行場建設の仕事を 1 ヶ月、長くとも 3 ヶ月したら家に帰ることができると言われた。連行され、強制的に郡庁の養蚕室で宿泊し、翌日英陽郡庁から安東に、安東から大邱に列車で輸送された。輸送中は巡査と面書記が監視していたが、逃亡者が発生した。

徐正福（ソ・ジョンボク）、達城郡、1920 年生まれ

> 1944 年 6 月末頃、白い紙でできた徴発令状が届いた。達城郡守の名義になっており、面書記がこの令状を持って 3 日後には入隊するようにと言った。小作人の家庭に生まれ、

---

36 姜貞淑（2005）は、「徴発令状」について次のように指摘する。「当時、徴発というのは物資に使う用語なので、徴用という表現が正確なはずだが、沖縄の軍夫として行った被害者だけがなぜ「自分たちは徴発された」という表現を使っているのか明確でない。しかし金元栄、権炳卓の文章では「徴発」という表現を使っている」と述べた。英陽「恨之碑」には「日本帝国主義者が被徴用者を『使い捨てる物品』としか扱っていないことを明らかにし、抗議するために意図的に被徴発者という表現を使った」と記されている。

> 当時家族のなかで唯一の男として働かなければならなかったので、行かなくても済むようにと必死に頼んだ。だが面書記に同行していた巡査が「郡守命令なので行かなければならない」と言うので仕方なく応じた。同じ時期に達城郡で徴発された者は 175 人であり、彼らと共に達城郡庁裏庭に集まって大邱に行き、24 連隊に編入された。

被害者らの証言によれば、告知後当日もしくは長くても 3 日内で動員された。彼らは家庭の状況とは関係なしに強制的に大急ぎで動員された。当時は農作業の繁忙期で忙しい時期であり、また強制動員者以外には働き手がいないという事情があったにもかかわらず、こうしたことへの配慮は全くなかった。強制動員の命令は一方的に下された。そして、面職員や警察が個人を家から面事務所に召集するまで一貫して介入し、厳重な警戒のなかで急いで進められた。強制動員された人々を神社に参拝させた後、地域社会の有志らの激励と脅迫が混ぜられた挨拶を通して、日帝の戦争に忠実な遂行者となることを求めた[37]。それは当時強制動員をする際の基本的な形式であり、天皇制と内鮮一体のイデオロギーを注入しようとしたのだった。各地域からの動員者が大邱の集結地に到着すると部隊単位に編成され、軍服と軍靴が支給され、集団訓練をした。

金元栄

> 7 月 10 日、大邱駅に到着するとそのまま駅前の公会堂に行ったが、金泉、清道、慶州、栄州、義城の 5 つの郡から青年約 800 人余りがそこに集まった。ここで一泊して翌日、大邱南山の第 24 部隊練兵場に向かい、日本人軍職員が名簿を提出して、軍に全員を引き渡した。その後、集められ徴発委員長の挨拶と訓示を聞いてから、身体検査と部隊編成が行われた。義城などから集まった約 700 人は中隊長の田中中尉、小隊長の久米少尉などの指揮する部隊に編成された。この時、武装軍人たちは編成された部隊を包囲し、慶北中学校まで引率した。運動場で軍服と軍靴が支給された。その後狭い講堂に収容されたが、満員なところに夏の暑さで窒息しそうな状況にもかかわらず、便所以外の屋外出入りは厳禁された。7 月 12 日の朝の点呼後、組編成がされたが、私は組員 24 人の組長になった。7 月 18 日には、飯盒、水筒、下着、ザック、毛布、地下足袋、偽装網、雨具、野戦テント、非常食糧など 1 包みになっている物が各自に支給され「球 8885」という認識票を胸につけた。午後 1 時から支給された物品をすべて持ち、営内に行って軍装検査を受けた。軍人の装備に銃と刀がないだけだった。

37　姜貞淑、前掲、190 頁

日本軍は、朝鮮人の軍労務者に、自らを守る最小限の武器も支給しなかった。証言によると、朝鮮人の軍労務者たちは戦闘時にも弾丸と弾薬などの武器を運び、さらには武器も持たずに日本軍の代わりに米軍の弾除けをしたという。日本軍は朝鮮人軍労務者たちを戦闘現場で奴隷のように扱った。

沈在彦

> 慶山郡庁から5里歩いて大邱に行くが、郡と面の職員たちが前後列に立ち、警察は左右についた。家族たちもついて来るが、警察は家族たちが近づかないようにした。大邱駅前公会堂に到着し一泊してから行ったところが大邱24部隊だった。順番通りに身体検査をするが、うちの地域では318人中15人が不合格になり303人が合格した。軍人たちは我々を大邱師範学校と商業学校に連れて行き、軍服、軍帽、軍靴を支給した。7月3日から訓練が始まったが1日5時間程だった。4個中隊に編成されて、1個中隊は760人位だがもっと人数が多い中隊もあった。私は「球8886部隊第3中隊第2小隊」だった。中隊長は永俗〔ママ〕中尉、小隊長は中田少尉、3分隊長は福田伍長だった。毎日物資が来るが、食器、薬品、毛布、ザッスノ〔ママ〕〔ザック？〕など色々なものを受け取り、最後に軍番8886部隊という認識票を受け取った。受け取ったもの全てを持って24部隊広場に行って査閲式を行った。査閲式の後、部隊長は「お前たちはどこに行っても上官の命令に従っておれば、何の危険もないから仕事をしっかりして来い」といい、「君たちの月給は130円だが、100円は家に送り、残りは小遣いとして渡すから安心して仕事をしっかり頑張って来なさい」と話を終えた。

沈在彦の証言では出発前に最終目的地に関する話はなかったが、部隊長から話があった月給の金額について語っている。しかし、朝鮮人の軍労務者の中、約束した給与を受け取った者はほとんどいない。徐錫華も面長から「仕事も楽でお金もたくさんもらえる」という話を聞いて沖縄に行った。徐錫華の家族が1944年9月、秋夕に際して徐錫華が沖縄から部隊長名義で送金した小切手60円[38]券を受け取ったとはいえ、送金はその一度きりだった[39]。朝鮮人軍労務者たちが受け取れなかった給与は、今も解決されていない。こうした「未支給」問題は日本の強制動員に対する真相究明と謝罪、賠償と補償、被害者個人の訴訟など強制動員関連問題とも複合的に絡んでいる。

---

38 〔日本軍の支払いは円でなされたので、ウォンではなく円と訳〕

39 権丙卓、前掲、1982、122-123頁

姜仁昌

> 大邱に到着してから軍服に着替えさせられ、「球 8886 部隊」「口曲がり（イッピトゥリ）」と呼ばれているハシガワ小隊長のカネオリ分隊長のところに配属された。各隊に編成されてから約一週間、敬礼、整列と歩行、また空襲が来た時に防空壕に逃げる訓練など、軍隊式訓練を受けた。この時訓練を受けた場所には大邱 24 連隊という看板が掛けられていた。動員場所については、英陽出身者は大邱で飛行場建設に従事すると言われた。それ以上知ろうとすると殴打され、どこへ行くのかはわからなかった。

強制動員された者たちの間から、村から大邱に行く途中、大邱での訓練期間中や輸送途中で脱出する者が出た。1944 年はアジア地域の戦線が徐々に不利となっており、日本本土攻撃の噂が多く聞かれるようになった。そのため強制動員を積極的に忌避する者が増加する傾向にあった。これを防ぐため、各警察署等は「小講演会、座談会、紙芝居等を繰り返し開催して、時局認識の高揚や国体観念を培養」するためのさまざまな宣伝懐柔策を実施した。徴用令に従わなければ人身に対する制裁が加えられたが、沖縄への軍属動員がなされた時期には「北に行けば生き、南に行けば死ぬ」という戦況認識があった。慶山では徴用を避けて日帝体制に抵抗する動きもあった。こうした状況下で集結地の面所在地から大邱、釜山などの中間収容施設ではかなり多くの脱出者がいたという[40]。

次の章では慶山の集団抵抗事例である「大王山義挙」と奉化の脱走者の経験を詳細に紹介し、その意味について考察する。

2 抵抗と脱走

これまでの沖縄強制動員研究では動員過程での逃亡人員と事例を明らかにしている。姜貞淑（2005）は大邱から沖縄に向かう過程での「脱走者」の存在を示している。

表 2 「特設水上勤務隊」「脱走者」数

所属	日付	地域	人数（人）
101 中隊	7 月 10 日 - 14 日	大邱	4
	7 月 19 日 - 20 日	大邱 - 釜山移動中	15
	7 月 21 日 - 29 日	下関	5

40 姜貞淑、前掲、2005、193 頁

所属	日付	地域	人数（人）
102 中隊	〔7 月16 日〕～7 月 21 日	大邱	24
	—	大邱 - 釜山移動中	2
	7 月 23 日 - 30 日	下関	10

出典：姜貞淑（2005）から再整理

このような脱走を防ぐために日本軍は非常に厳重に警戒したことが多くの関連研究と証言で明らかにされている。脱走などの「徴用拒否」行為は、国家総動員法第 36 条に基づき、1 年以下の懲役又は 1000 円以下の罰金に処することになっていたため、日本軍の厳重な監視を破って逃げたとしても、故郷に帰って日常生活に復帰する事は不可能に近かった。日帝植民地当局とその下にある従事者たちの日常的な監視があり、強制動員に行かざるをえない状況が作り出されていたため、逃走する機会があっても実行に移すのは難しかった。当時、様々な官辺団体は、主に暮らしが困難な人たち、また駐在所や消防署で臨時に仕事をしている人たちを対象に拒絶できないような良い条件を提示し、強圧的にあるいは懐柔策を用いて動員に導いた[41]。父親が慶尚北道善山の消防署で勤務していて沖縄に強制動員され死亡した権水清（クォン・スチョン）は次のような状況だった。

> 父がどうやって徴用されたのか幼かったためによくわからない。父親が徴用されて 1 年後に解放になったので 1944 年に徴用されたわけだ。のちに故郷を訪ね大人たちの話を聞いてみると、徴用される前に一度村に戻って皆に挨拶してから離れたようだ。その時周りの大人たちは、「お前が徴用に行けば家族はどうなるのか。身を隠した方が良い。」と言ったが「どうしようもない」と言いながら行ったという[42]。

このような状況にもかかわらず、少数だが脱走者が出たという事実は、それを可能にした理由と逃走後の状況が気になる。しかし既存研究では「脱走」者がいた事実のみを示しているだけだ。

今回の慶山郡の事例研究と奉化郡の口述証言は、植民地権力機関とその従事者たちによる圧力、懐柔、強要のなかで沖縄に行くしかなかった人々がどのような人々で

41　鄭恵瓊、『徴用 供出 強制連行 強制動員』ソウル：先人、2013、38 頁

42　権水清、「沖縄で歌う恨の歌」『奪われた親を偲びながら』ソウル：民族問題研究所、2017、47 頁

あったのか、そのなか、どんな人たちがどのような条件で抵抗したり逃走することができたのか、またそれが可能だった理由と背景が何であったのかを考察する端緒を提供している。また地域内で強制動員対象者たちの社会階級的な差異と強制動員との関係が推測できるだろうと期待される。つまり、どのような人々が強制動員に行かなければならなかったのか、あるいは行くしかなかったのか、強制動員を避けた人々がどうしてそれが可能だったのかなど、村単位で強制動員を理解できる視点を提供している。

1）抵抗　慶山郡の事例

(1)「大王山義挙」の発生

慶山郡から沖縄に強制動員が行われた 1944 年 6 月から 7 月の同時期に慶山郡の青年たちが日本の強制動員に抵抗し武装闘争を計画して実行に移した。この闘争は慶山「大王山義挙」または「大王山竹槍義挙」として知られるが、慶山市押梁面（1 人）、龍城面（1 人）、南山面（27 人）の青年ら 29 人が参加した。しかし、沖縄強制動員と同時期に発生したこの青年たちの抵抗は強制動員研究では注目されて来なかった。この抵抗は抗日運動史と関連する研究で一部言及されているだけだ。

当時「応徴士」[43] として知られている沖縄軍労務者の強制動員と大王山義挙が関連しているかについて明確に示す資料は残っていない。ただ、いくつかの関連資料と研究から当時の状況を推測することができる。慶山郡守は、警察署長と各面長を呼んで沖縄強制動員に必要な人員を選抜する計画を立て、実際の徴発人員より 2 割増しで面事務所に出頭させ、現場で書面捺印をさせ、徴用を既成事実とした。このような脅迫と騙しにより強制動員を開始し、わずか 1 週間後の 6 月 25 日に 350 人を集めた。この過程で慶山一帯には徴用が大量に始まったという噂が出回り、人々は声に出さずひそひそ話をするようになった。「流言飛語罪」に引っかかってしまう恐怖と息子や夫など自分の家族に徴用令が出されるのではないかという恐怖 [44] があったためと見られる。

43　応徴士の場合は、「徴用に応じた人」という意味であり、国民徴用令によって動員された労務者を指す。朝鮮では 1944 年 2 月 8 日、「応徴士服務規律」により徴用対象者が本格的に動員された。権炳卓（1982）は、応徴士制度は 1944 年に鉱工局から下された指示によって運営され、「労務制度に対する不満を解消し、動員を促進するために作られた」と説明する。当時、応徴士についての新聞記事は「軍務に服務する勇士が国家によって身分が保障されるのと同様に、応徴士には応徴士という特別な身分が付与され、服務規律と表彰制度、扶助制度が設けられる」という趣旨で説明されている。（権炳卓、前掲、1982、76-77 頁から再引用）〔参考「[社説] 一般徴用の栄誉ある道」『京城日報』1 面、1944.6.20、https://www.nl.go.kr/newspaper/detail.do?content_id=CNTS-00130728902&from=%EC%8B%A0%EB%AC%B8%20%EA%B2%80%EC%83%89〕

44　権炳卓、前掲、1982、78-79 頁

大王山義挙の参加者の中には面事務所勤務者が２人いたが、彼らが強制動員対象者の逃避を主導し、関連情報を人々に伝えたと推測される。義挙に参加した慶山の青年たちにとって「応徴士」の噂は自分たちも間もなく「徴発」されるのでないかという不安を持つのに十分だっただろう。大王山義挙を組織した南山面青年たちが本格的に脱出の論議を始めたのが６月中旬から７月上旬であることから、当時行われた「応徴士の徴発」は彼らの抵抗意志に火をつける触媒剤になったと見られる。

> 1944 年 6 月頃、南山面でも村の青年たちを徴兵するようになると、日頃から植民地差別と日帝の残酷な暴政に敵愾心を抱いてきた村の人々は国を奪われた悲しみから圧政を糾弾した[45]。

大王山義挙に参加した慶山青年のうち、面事務所職員２人を除いて４人は徴兵対象者、23 名は徴用対象者として訓練を受けていた[46]。当時、慶山の面事務所が沖縄強制動員目標数より多めの人員を募集したという記録がある一方、大王山義挙に加担した人々も徴用対象者だったという事実から、彼らもまた何らかの形で強制動員されて戦場に連行される可能性が大きかったことが推察される。

(2)「大王山義挙」の結果と意義

最初、「大王山義挙」の論議を主導したのは朴在達（パク・ジェダル）である。彼は南山面事務所に勤めていた弟の朴在千（パク・ジェチョン）と金仁鳳（キム・インボン）の助けを受けて強制動員関連の情報と動向を集めることができた。朴在千は当時、村内の供出と強制動員に自身が直接関係していることを自覚し、それに対する幻滅と苦しみで悩みが大きかったという[47]。朴在千は面事務所の職員よりは村内での行動が比較的自由であったため、主導して村の青年たちに情報を知らせ、同志の糾合に乗り出した。

> 解放１年前の 1944 年 6 月 10 日から数回にわたって密会し、沙月里に住んでいた蔡元俊（チェ・ウォンジュン）と崔基貞（チェ・ギジョン）が沙月洞事務所の前で民族の悲しみと日帝の残酷な暴政を糾弾していたが、この時、朴在達氏が来て「徴用や徴兵は誰のための忠誠か？日帝に忠誠を尽くして死ぬより、我々が主導して徴用徴兵に反対し、

45　大邱地方報勲庁、『大王山 竹槍義擧 抗日運動』、1995、49 頁
46　張ソンウク、「日帝末期、慶山「決心隊」の強制動員拒否闘争」『韓国独立運動史研究』47、2014、121-123 頁
47　張ソンウク、前掲、2014、124 頁

> 我が民族独立のために決死的に抗挙して死ぬ方が義を重んじ、堂々としているのではないか？」と提起した。日本の徴用を拒否する同志を糾合、日帝に抗挙することとし、夜ごと宋水沓（ソン・スダプ）の家の前を流れる小川の柳の下で熟議しながら同志を集めていった。日帝とその走狗たちの目を避け一軒家、番小屋、あるいは山麓、川辺などと場所を移しながら数回、密会を繰り返した。1944 年 7 月 5 日夜 9 時頃、朴在達、成相龍（ソン・サンリョン）、金仁鳳、崔東植（チェ・ドンシク）など 4 人が南山面沙月里前 5 番地の文ヨンスのマクワウリ畑の番小屋に集まり、抗挙場所と決行日を練った。ついに決死闘争のための最後の密会を 1944年7月15日夜 9 時頃、俗称ウォンダンボ（貯水池）で持った。この密会で隊員たちは、日帝に最後まで立ち向かって闘えるものだけで参加することにし、途中であきらめたり耐えられない者は最初から加担しないよう数回、念押しをした。厳格に最終点検した結果 29 人の隊員を選んだ[48]。

彼らは慶山市南山面にある大王山（海抜 606m）を抵抗場所に定め、1944 年 7 月 25 日から 8 月 13 日の逮捕時まで 20 日以上、日帝植民地当局に抵抗した。当時の証言によれば鎮圧するため飛行機まで出動したという。慶山の青年たちの 3 回にわたる強制動員に対する抵抗は、底をついた食糧を求めて暫し下山などした際、29 人全員が 8 月 10 日から 13 日の間に逮捕され、終わった[49]。

逮捕された彼らは最初、南山面事務所で調査を受け、8 月 15 日前後に慶山警察署に移動して再調査を受けた。続いて 1944 年 10 月 4 日から 5 日の間に大邱刑務所に移送された。司法当局は金仁鳳と朴在千を首謀者に、安昌律（アン・チャンリュル）など 27 人を追随者に分類した。検挙当時は陸海軍刑法、保安法、暴力行為に関する法律違反の罪で捜査したが、拘束理由には陸海軍刑法は適用されなかった[50]。調査過程で大部分が拷問を受け、拷問の後遺症は刑務所生活をさらに耐え難くした。義挙隊長の安昌律は拷問により 1945 年 4 月に、金璥和（キム・ギョンファ）は 6 月 21 日に獄死した[51]。慶山青年のうち、朴永植（パク・ヨンシク）、朴在達、朴在千、朴恵光（パク・ヘグァン）、裵相淵（ペ・サンヨン）、崔基貞は病気釈放で出所したものと見られる。朴在達、朴在千兄弟はそれぞれ 4 月と 6 月に出所し、残りの青年たちは光復後 2 回に分けられ出所した。彼らは出所後、拷問と劣悪な刑務所生活による後遺症で 1 年以上の治療と療養が

48 大邱地方報勲庁、前掲、1995、50-51 頁

49 大邱地方報勲庁、前掲、1995、49 頁

50 鄭恵瓊、「日帝末期、慶尚北道地域出身の強制動員労務者たちの抵抗」『韓日民族問題研究』25、2013、94 頁から再引用

51 大邱地方報勲庁、前掲、1995、43 頁（生存者・崔東植の証言）

必要だった。以後、大部分の人は再び農作業を始め、金仁鳳は再び南山面事務所に勤めた後、沙月洞長を務めた。朴在千は慶北道庁に勤務、南山面の副面長を歴任した。朴在達は面議員として活動し、成相龍は農協組合長を務めた後、沙月洞長の仕事をした[52]。

「大王山義挙」には計 29 人が参加した。彼らは義挙中に逮捕されて拷問を受け、獄中生活を送り、光復後に出所した。彼らは拷問と獄中生活による衝撃で約 40 年近く、事件に関する言及を避けたことはもちろん、関連資料も廃棄した。以後、大王山義挙は、日本では関連資料が発行されたが、韓国内では 1980 年代まで村の人々の口伝で伝えられた[53]。当時の地元紙によると、義挙参加者 29 人中 23 人は抗日独立運動と認められ、1980 年と 86 年にそれぞれ大統領表彰および愛族章叙勲を受けたが、残りの 6 人は死後、養子や子孫なし、左傾思想などの理由で叙勲を受けることができなかった[54]。

「大王山義挙」は抗日運動と言う次元で国家機関である報勲庁が「業績」を記録し、故人になった人々を追慕している。だが、「大王山義挙」を共にしたすべての人々が国家からその功績を認められたわけではなかった。彼らのいわゆる「抗日運動」に対する評価もやはり分断体制を基盤とした認識の枠から抜け出していないということだ。分断体制の権力が日帝強制動員に対する社会的記憶をどのように抑圧し歪曲したのかを理解するには、叙勲を受けられなかった 6 人の家族と子孫に対する口述史研究が必要だろう。

慶山「大王山義挙」功績碑



出所：国家報勲部顕忠施設情報サービスホームページ (http://mfis.mpva.go.kr/)

52 張ソンウク、前掲、2014、138 頁
53 張ソンウク、前掲、2014、129-130 頁
54 大邱地方報勲庁、前掲、1995、91 頁

慶山「大王山義挙」叙勲 23 人記念碑



出所：国家報勲部顕忠施設情報サービスホームページ (http://mfis.mpva.go.kr/)

表 3「大王山義挙」参加者

区分	氏名	出身地	出生年度	建国勲章 / 叙勲内容	役割 / 備考
1	金慶龍	慶山 南山面	1923	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	隊員
2	金命乭	慶山 南山面	1916	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	部隊長
3	金渭道	慶山 南山面	1920	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	第 3 小隊長
4	金仁鳳	慶山 押梁面	1916	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	情報
5	金任方	慶山 南山面	1916	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	隊員
6	金特述	慶山 南山面	1923	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	隊員
7	金洪俊	慶山 南山面	1922	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	隊員
8	朴永植	慶山 南山面	1918	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	隊員
9	朴在達	慶山 南山面	1917	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	情報連絡
10	朴恵光	慶山 南山面	1920	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	隊員
11	裵相淵	慶山 南山面	1917	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	隊員 *
12	成相龍	慶山 龍城面	1916	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	第 1 小隊長
13	宋水畓	慶山 南山面	1929	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	第 2 小隊長
14	安昌律	慶山 南山面	1918	80 年大統領表彰 / 91 年愛族章	義挙隊長

区分	氏名	出身地	出生年度	建国勲章 / 叙勲内容	役割 / 備考
15	李鐘泰	慶山 南山面	1916	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	隊員
16	蔡元俊	慶山 南山面	1924	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	隊員
17	蔡燦元	慶山 南山面	1916	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	隊員
18	崔德鍾	慶山 南山面	1917	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	隊員
19	崔基貞	慶山 南山面	1924	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	特攻隊長
20	崔萬甲	慶山 南山面	1913	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	隊員
21	崔東植	慶山 南山面	1926	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	憲兵
22	崔順瀚	慶山 南山面	1924	86 年大統領表彰 / 90 年愛族章	隊員 *
23	金璥和	資料なし	—	叙勲なし	隊員
24	朴在千	資料なし	—	叙勲なし	情報連絡
25	安八十	資料なし	—	叙勲なし	隊員
26	李日壽	資料なし	—	叙勲なし	隊員
27	曺台植	資料なし	—	叙勲なし	隊員
28	崔外文	慶山 南山面	—	叙勲なし	第 3 小隊長 *
29	崔泰萬	慶山 南山面	—	叙勲なし	憲兵

出典：大邱地方報勲庁、『大王山 竹槍義擧 抗日運動』、大邱、1995、53、58-94 頁から再整理
〔韓国 国立中央図書館 https://www.nl.go.kr/NL/contents/search.do?kwd=%E5%A4%A7%E7%8E%8B%E5%B1%B1%E7%AB%B9%E6%A7%8D%E7%BE%A9%E6%93%A7%E6%8A%97%E6%97%A5%E9%81%8B%E5%8B%95&insiteschStr=〕
〔裵相淵が第 2 小隊長、崔外文が隊員、崔順瀚も憲兵だったという記載もある。〕

2）脱走　奉化郡の事例

(1) 脱走経験者の口述

奉化郡では 246 人が「特設水上勤務隊」に強制動員されたが、永川（340 人）、慶山（304 人）、慶州（268 人）に次ぐ多い数字だ（全体 2,865 人中 8.6%）。奉化郡出身者 246 人は 1 人（102 中隊）を除いて全員が 104 中隊に所属した。104 中隊は奉化郡の他に、善山、聞慶、星州、醴泉出身者を中心に編成された[55]。奉化郡出身者が 1/3 を占め

55　金旻栄、『沖縄強制動員朝鮮人犠牲者被害実態』、日帝強制動員被害者支援財団、2018、59-60 頁から再引用

る特設水上勤務隊 104 中隊は、揚陸・運搬作業や陣地構築の他に直接戦闘に参加した。沖本（2017 年）の研究によると、1945 年 3 月 26 日、那覇に残っていた 104 中隊 2 個小隊は 102 中隊と共に特設連隊に編成され、3 月 26 日首里周辺での戦闘に参加した。5 月 29 日には真栄平、新垣、山城の戦いに参加し、6 月 22 日には全員突撃隊にならなければならなかった。104 中隊員は首里山川で 8 人が、新垣では 58 人が死亡した[56]。このような事実にもかかわらず、大部分の他の地域と同様に奉化郡も抗日独立運動関連遺跡および施設を除いては一般住民の強制動員に対する関連記録・記憶がほとんどないのが実情だ。このような状況下、今回の研究では、強制動員当時の奉化地域の状況を詳しく記憶していて強制動員の過程で脱走したことのある経験者を探し出して証言を得ることができた。

研究チームが会った口述者はチャン・ドクチルだ。彼は 1924 年旧暦 9 月、奉化郡春陽面石峴里で生まれた。小柄でほっそりした体型で、97 歳という年齢が信じられないほど健康そうに見えた。口述者は前年まで山で仕事をするぐらい元気だったが、今年から心臓の調子が悪く外出は控えているとのことであった。口述者は慶北大学の劉明基（ユ・ミョンギ）名誉教授から研究チームの訪問目的について聞いていた。研究チームが訪れ挨拶をして席に座るやすぐに話を始めた。自らの幼い頃の村の様子と人々に関する記憶は非常に鮮明で詳しかった。劉明基教授から前もって証言者の記憶と考えが「とてもしっかりしている」ことは聞いてはいたが、予想よりもはるかに記憶と状況が正確であり、驚かずにはいられなかった。

（2）家族背景と職業特性

口述者のチャン・ドクチルは 1924 年旧暦 9 月、奉化郡春陽面石峴里の貧しい農家に生まれた。父が 1 歳の誕生日を過ぎてすぐに亡くなり、父の顔を知らずに成長した。上に姉が 1 人いたが、母も口述者が 12 歳の時に亡くなった。この時から証言者は大工の仕事をしていた伯父について、近隣の村と江原道の方まで仕事を求めて回ったという。幼い頃からこのように故郷を離れて稼いでいたが、しばし故郷に帰りたいという思いをした。だがすでに故郷に残っている者は誰もいなかった。

口述者は、木を切りだし加工販売をしていた伯父と一緒に仕事をしていたが、他の叔父家族も山に来て一年間を一緒に暮らした。叔父の家族には従兄たちがいて彼らと

56　沖本富貴子、「沖縄戦に動員された朝鮮人に関する一考察ー特設水上勤務隊を中心にー」『地域研究』20、2017、46 頁

山で楽しい時間を過ごしたと記憶している。そのように 12 歳の冬を過ごした証言者は 13 歳になると従兄たちと別れなければならなかった。証言者を保護していた伯父は伐採する木がなくなると証言者を他人の家に作男として預けて去っていった。叔父家族も間もなく去り、一人残った証言者は従兄たちとの別れがあまりにも残念で、一人で彼らを探しに出たという。

> **口述者：**その日の夕方、従兄たちの家に行って遊んでいたら、（従兄が）明日行くって言うんだ。一晩寝て、本当に行ったのかと見に行ったら、やっぱり立ち去った。私は彼らが行くのを見て〔作男として〕仕事をしている家に下りて行ったら牛を使って畑仕事をして来いと言われたんだ。履くものなどあるもんか、裸足だよ。畑に入る時は大丈夫だが、畑の縁を回ると草が刺さってひりひりし我慢ならない。とりあえず、半日はやった。畑から下りてきて、顔を洗うと兄貴たちの事が頭から離れなくてやっぱりだめだった、兄貴たちのことを考えるともう仕事を続けるのが無理だった。それで昼食も食べずにそこから離れて兄貴たちが行った道を追いかけた。従兄たちの家族は朝食の時に出発して、私は昼時にご飯も食べないで出発したので、半日分時間が遅れたことになるじゃないか。峠を裸足で越えて行った・・・（中略）・・・（従兄が背負っていた）チゲ〔背負子〕を見つけようと降りてくると、向こう側の方、新作路に水が流れ落ちているのだが、その方に光が射し込んでいて、高いところから人が柄杓を持って下りてくるのが見えた、よく見たらなんと兄貴だったんだよ。従兄の一番上の兄貴だよ。どんなに嬉しかったことか。「兄さーん」って叫んだんだ。兄さんは驚いてそのまま柄杓を放り投げて駆け寄ってきたよ。

口述者は従兄の長兄家族と合流し、その後一緒に過ごしながら働いた。彼らは奉化から江原道三陟邑まで一晩かけて歩いて行ったと言う。三陟で初めて海を見たが、当時、汀羅港にあった油脂工場で油を搾ったイワシの残りカスに塩をつけて初めて食べた記憶を語った。その後、従兄たちは三陟に新しく作られる油脂工場の建設現場で働いたが、従兄の嫁と 13 歳の証言者には働き口がなかったという。ややして周りの人に誘われて「オマケ」[57] の商売をした。

---

57 オマケ（御負け）、現在は付録、景品を意味する。証言者の説明によると、当時の「オマケ」はお菓子をもう一つ食べられる「景品券」が入っているお菓子だったという。お金を払いお菓子を一つ選んで、そのお菓子の中に当たり〔原文では「ヨンガム（영감）」の表示〕があればもう一つお菓子を食べることができ、そうでなければ買ったお菓子以外は食べることができない仕組みだった。お金を払った分だけ、お菓子の中に当たりがあるかどうか確認できる、一種のゲームのようなものだ。当時子どもたちに人気があったという。

当時、一箱 50 銭だったオマケを買ってきてそれを売って歩いた。商売がうまくいった日には一日に 3、4 箱も売ることができた。そんな日は兄たちより収入が良かったという。口述者は幼い頃から商売を通して収益も上げて面白くなり、その時から自分は「要領がよくなった」と話す。オマケの販売に続き飴売りも始めた。彼が良い収益を上げるのを見た従兄たちも建設現場の仕事を辞めて飴売りをするようになり、兄嫁も道を歩きながら雑貨販売の仕事を始めたという。ある日、証言者がいつものように飴工場で飴とオマケを受け取って工場周辺で売っていたら、工場の作業員たちが彼を呼んで持っていた飴と菓子をその場で全部食べてしまった。代金は現金の代わりに工場にあった古物を渡されたので彼はその古物を売ってかなりのお金を稼いだという。その後、証言者は工場で商売をして、年末までに 70 円を稼いだという。そのうち 40 円をかけて従兄たちに移動式売台を作ってあげたという。彼は残りの 30 円を持って奉化の故郷に戻り、正月まで家に泊まった。

故郷に戻って来た口述者は、おじ〔伯父・叔父〕たちを訪ねて再会したという。大工仕事をしていた伯父は比較的暮らし向きが良く、その家で暮らすことになった。伯父は当時、山を購入して鉄道の木材を提供する事業をしていたが、そのうち事業資金が不足して困難に陥った。それで彼は自分が持っていた 30 円を伯父の足りない事業資金として出したという。しかし、伯父は山で木を伐採して移動していく途中で多量の木を破損したために破産してしまった。結局彼はその家に住めなくなり、再び働き口を求めて故郷を離れなければならなかった。この時の証言者の年齢はおおよそ 17 ～ 18 歳であった。

口述者は同い年の友人だったバン・ボンスクと故郷を離れ三陟の汀羅津に向かった。二人は汀羅津である老人に出会い、その老人の紹介で新しくできた近くのセメント工場で雑仕事をした。セメント工場で排水路を作る仕事をした時に最も多くもらった日当は最大で 1 円 50 銭だったという。その後、二人は近くの油脂工場でしばらく仕事をしていたが、油をたくさん触る仕事は自分に合わないと思った。口述者は工場をやめ、友人を置いて一人江陵の墨湖に向かった。そこで奉化の故郷の人に会い近くの炭鉱で石炭を運ぶ車を手配する仕事を紹介され、故郷の人が運営する飯場で暮らした。

口述者は墨湖で稼いだ 70 ～ 80 円程のお金を持って再び故郷に帰った。故郷でしばらく休んでから、また山から木を背負子で運ぶ仕事を紹介されて、彼の同い年の従兄弟と一緒に仕事を始めた。重い木を山の下に運ぶ仕事は、小柄な証言者にとっては大変であった。

口述者：（木を運ぶ仕事は）半月もやっていたが、大きい木を持って運ぶと足が痛い。「一生、この仕事、続けられるもんか！」。私は他郷でそれなりに贅沢な暮らしをした。飴売りもしたし。〔でも〕これは続けられないと思った。じっと周辺を見ていたら、のこぎりの仕事をしているのが近くに見えるじゃないか。それは涼しい木陰で労せずにやれる、神仙の遊びのような仕事で、よさそうだった。やってみたら、いい感じで、「えーい、俺もこの金でのこぎりを買って、やり方を習うんだ」。

その後、口述者は木を運ぶ仕事に代わって木を切る仕事を本格的に始めた。家に帰ってきた彼は又従兄が使っていたのこぎりを買って技術を習得し、大工仕事を始めようとした。しかし大工仕事をしていた叔父はのこぎりの仕方は教えずに叱ってばかりだったという。それでも五親等にあたる親戚のおじいさんからの励ましと助けによりのこぎり仕事を始めることができた。

口述者：「私は死んでも重い荷物を運ぶ仕事はできない」と言ったら、五親等のおじいさんが、「よく決心した。君が文字を習ってどうするか。人の家で働くこと以外にはやれる仕事がないのだから、のこぎりでも習いなさい」と。それでのこぎり仕事を習ったんだよ。

口述者は叔父と仕事をしながらのこぎりの技術、木材への墨打ちのやり方、のこぎりの管理の仕方などを学び大工仕事を身につけていった。観察力があり、手先が器用だった証言者は、上手な人ののこぎり技術を横で見ながら覚え、1ヶ月余りで一人前の実力を積んだという。18歳になった年から彼は山でのこぎりを引く仕事を本格的に始めた。叔父たちと一緒に仕事をするのをやめて一人で故郷から離れ遠いところで働いたという。当時のこぎり職人のなかで一番若かったという。木材商たちはのこぎりのうまい大工には追加金を出して仕事をさせたので口述者は収入が良かったという。

口述者：その当時、のこぎりを背負って小川面に行くとそこは材木商人が多い。のこぎり仕事をしに行けば、「さあ、僕の金、受けとってくれ」と言う。のこぎりを上手にやっていたら前金をやる。連れて行こうとね。だから、どこに行っても働くチャンスがあるんだ。それからは金に不自由しなかった。お金を使うことも特にないし、自分の周りにお金をくれというやつもいなかったし。

のこぎりの実力を認められた口述者は、その後、のこぎり一つを持って奉化と近隣の江原道地域で仕事を続けた。その間故郷の家に泊まりながら、春陽でも一時働いた。彼は家を離れ、山のなかで働く生活を長くしたため、故郷の村の状況については知らないと話した。

(3) 徴用者訓練中に脱走

1944 年夏のある日のこと、山で働いていて故郷に一時帰っていた時、村の里長が「令状」をもって家に訪ねてきた。

> **口述者：**（故郷の家に）来ていたら、なんと徴用の対象になったみたいなんだ。里長が連れに来たので行かないわけにはいかない。それで、奉化に行ったよ。昔、郡庁があったじゃないか。郡庁の裏にはちょうど適当な広場があったんだ。木がところどころにあって。そこに行って訓練を受けた。「イチ、ニィ、イチ、ニィ」と言いながら体操して。36 方向だとか何とか言ってこっち行ったり、あっち行ったり。1 日やって、その翌日（訓練を）また受けたが、心のなかで、「えい！これまでだ。この俺が逃げさえすれば日本に行かなくてもすむ。」昼食を食べたよ。昼飯をきっちりと食べて。まぁ、おにぎりだったが。食べてから峠を越えた。峠を越えると鳳城というところがある。私の姉がそこに住んでいた。だから姉の家に行ってその翌日、そのままタンゴル（巫堂、ムーダン）〔巫堂の家（神堂）〕に身を隠してから、のこぎりを持って逃げた。

当時、口述者を連れて行った里長は春陽面事務所まで同行したし、口述者は春陽面事務所で他の動員者たちと一緒に待機したという。そして春陽面から引率されて奉化まで移動した。口述者は他の者たちと一緒に奉化郡庁近くの旅館に泊まりながら訓練を受けたという。石峴里からは口述者一人だったが、奉化からはかなり多くの人がいたと記憶している。当時、近隣の旅館 2 ヶ所に人が集まっていたという。口述者は二日で逃げ出し、姉の家に一泊してすぐにのこぎりを持って山に行ってしまったので、その後、村でどんなことがあったのかについては知らなかった。当時、奉化郡庁で訓練を担当したのは、日本軍ではなく朝鮮人であったという。奉化郡庁を逃げだした口述者はその後、韓国戦争が勃発するまで移動しながら、山で木材の仕事をしていたという。

> **口述者：**（逃げだしてから）そのままひたすらのこぎりの仕事をしたよ。森の現場に行けば稼いで食っていけるから。あっちに行ったりこっちにも行ったり四方で……、まぁ、6.25 戦争〔韓国戦争〕の頃までやった。

チャン・ドクチルの事例から当時どんな人々が日帝の細かい監視網を潜り抜けて強制動員から脱走することが可能だったかがわかる。村に居住する家族がおらず、土地を所有したり借りたりして農作業をしなくても良い人、村内に一定した職業がなく移動しながら仕事をする行商や日雇い、そして証言者のように村から離れた山のなかで働く大工や伐採者などは脱走が可能だったとみられる。沖縄強制動員被害者たちの大部分は村で家族と暮らしていたり、農業に従事して移動が容易でなかった人々であり、強制動員の過程から逃がれるのは難しかっただろうと思われる。

3 沖縄戦の経験と「トラウマ」

1）沖縄戦[58]

沖縄戦は 1945 年 3 月 23 日に本格的に始まった。米軍は戦闘の優位を確保するため日本本土に対する空からの無差別攻撃をすでに開始していた。米軍は 3 月 23 日、台湾、九州一帯、名古屋市を猛烈に空爆した。日本はすでに米軍に硫黄島を奪われ、3 月 26 日は米軍の一部が慶良間列島に上陸するなど沖縄本島の戦闘が目の前に迫っていた。4 月 1 日、米軍は午前 7 時ごろから航空機約 1,500 機と 1,400 隻余りの艦船で合同作戦を展開し、沖縄本島西海岸の嘉手納方面に主力部隊を上陸させた。4 月 2 日、米軍は読谷飛行場と嘉手納飛行場を手に入れ、沖縄本島を占領するための基盤を築いた。米軍の絶対優位の戦力は、4 月 4 日北谷、島袋付近から再び大山と宜野湾を結ぶ線まで前進し、翌日には沖縄本島で東西の幅が 4km 余りと最も狭い石川地峡を遮断し、沖縄島を南北に分断させた。

米軍が上陸した地域での戦闘の様相は、米軍が日本軍陣地に対する艦砲射撃とこれに対抗する日本軍特攻機の米艦船に対する突撃であった。米軍は上陸後、最初は 1 日に約 5km 前進できたが、4 月 8 日頃からは日本軍の抵抗に阻まれ、最大 360 m程度しか

58 沖縄タイムス編（韓国語訳、金ランギョン他）、『鉄の暴風』、サンチョロム（山のように）、2020、462-498 頁の内容と、辛珠柏、「韓国近現代史と沖縄 傷痕と記憶の連続と断絶」『韓国民族運動史研究』50、2007、292-295 頁を再整理した。

進むことができず、戦闘はさらに激しくなった。その後、米軍と日本軍は4月19日まで決戦を繰り返し多くの死傷者が出た。結局、米軍は沖縄の東海岸の約6km戦線に1万人の兵力を投入して10日間の死闘を繰り広げ、近隣の村のすべての日本軍を壊滅させて悲惨な残骸を残した。続いて4月22日、米軍は城間を占領し、那覇から3kmほど離れた牧港地域の日本軍防御線を突破した。5月3日と4日に続いた戦闘で、日本軍は首里前面の米軍に対抗して総反撃を加えたが、大きな成果を上げることはできず、続いて5月13日に天久方面の米軍陣地を再び攻撃したが、米軍の反撃を受けて退却しなければならなかった。続く沖縄戦は絶対優位の米軍戦力に対抗する日本軍の断続的な反撃の様相で進んでいった。

5月中旬から米軍は那覇と首里を結ぶ戦線に総力を傾け、5月28日、首里にあった日本軍司令部は南部に後退した。しかし、那覇と首里をつなぐ主要戦線は硬固な複郭陣地だったため、米国の猛攻にも簡単に破れなかった。しかし米軍絶対優位の戦況のなか、6月6日那覇〔小禄〕飛行場が占領され、その後、小禄飛行場を中心に周辺の洞窟で戦闘が続いたが、6月13日、大田実少将以下の海軍陸戦部隊のほとんどが戦死し、沖縄戦は事実上米軍の勝利で終わった。

しかし、その後、日本軍が降伏するまで約20日間続いた米軍の「掃討戦」は、沖縄戦最大の生き地獄であった。生き残った日本軍敗残兵の一部が起こしたゲリラ戦により沖縄住民の犠牲が大きくなったのだ。6月23日未明、日本軍司令官の牛島満が決別の電報を残して自殺したことにより、約80日間続いた沖縄戦は公式に終了した[59]。

第2次世界大戦とアジア太平洋戦争を合わせて、単一戦闘の歴史上、最も多くの米軍が犠牲になった。沖縄全島にわたって無差別砲撃を加えた米軍の「鉄の台風(Typhoon of steel)」作戦は約80日間続き、数多くの日本軍、沖縄住民、そして朝鮮人が死亡または行方不明になった。沖縄戦は、6万5908人の日本軍のほか、防衛軍として動員された沖縄県民2万8228人、およそ9万4000人と推定される民間人(女性、子ども、高齢者)、1万2520人の米軍など、約21万人の死者を出した[60]。これに沖縄女学生の戦死者と戦争期間中の餓死者、栄養失調などで死亡した者まで合わせると、その犠牲者はさらに多くなるだろう[61]。日本軍人と沖縄住民、米軍人の死は、その死亡者の

59 〔組織的な戦闘の終了。公式終了は降伏調印が行われた9月7日〕

60 ガバン・マコーマック、乗松聡子(韓国語訳、鄭熀璶(チョン・ヨンシン))『抵抗する島、沖縄』、坡州:創批、2014、45-46頁〔原題 Resistant Islands: Okinawa Confronts Japan and the United States, Rowman & Littlefield Publishers, 2012〕

61 戦後、沖縄民政部社会事業課が調査した沖縄住民の戦死者数は、一般人4万7184人、現役兵4575人、応召兵

名前と人数については正確にする努力はなされたが、沖縄戦で犠牲になった朝鮮人に対しては、その名前は勿論、おおよその規模さえまともに把握されておらず、隠蔽されている状況である。

2）参戦軍人のトラウマ

大規模の現代戦は身体的かつ精神的な外傷を残す。第一次世界大戦後の参戦軍人の「戦争神経症（Shell Shock）」、「戦闘疲労症（Combat Stress Reaction）」、「心的外傷後ストレス症（PTSD、Post-Traumatic Stress Disorder）」[62] 等、戦争が個人の心理情緒に及ぼす影響についての研究がすでに多様な形でなされている。

「トラウマ」とは戦争や災難、事故などのような劇的な衝撃が正常な意識から分離され無意識に抑圧されながら、絶えず幻覚、悪夢、フラッシュバックなどの形で突発的に再帰する症状を指す。トラウマはもともと解剖学の用語で、肉体的な「傷」を見分ける古代ギリシア語から由来した。それが心理学と精神分析学の用語として定着し、肉体的な傷や感情的な衝撃そのものではなく、それに対する精神的な経験を指す用語になった。この症状は過去を記憶する能力や未来を展望する能力に害を与え、結局、自己アイデンティティの喪失を招く [63]。

---

836 人、防衛兵 9,019 人、勤皇隊 708 人、護郷隊 16 人。全体 6 万 2338 名である。（沖縄タイムス編（韓国語訳、金ランギョン他）、『鉄の暴風』、サンチョロム（山のように）、2020、480 頁。）〔1976 年の沖縄県援護課発表によれば、一般住民と県出身の軍人軍属合わせて犠牲者は 12 万 2228 人〕。

62 第 1 次世界大戦当時、塹壕の中の英国軍人たちは持続的な恐怖に苦しみ崩れ始めた。無力感に襲われ、全滅するかもしれないという絶え間ない脅威に抑えつけられ、どうしようもなく泣きながら悲鳴を上げた。彼らは凍りついて動けなくなり言葉も出なくなった。外部の刺激に何の反応も示さなかった。彼らは記憶を失い、感情を感じることができなくなった。ある推定によると、精神障害の発病はイギリスの戦闘被害の 40%を占めた。このような症状の発症は、初め弾丸爆発の衝撃による身体的外傷と理解され、「弾丸衝撃（shell shock）」と名付けられた。その後、身体的な外傷にさらされていない軍人たちからもそのような症候群が発見され、心的外傷から発生するということがわかった。その後、弾丸衝撃は戦闘による戦争神経症（war neurosis）を指す用語となった。第二次世界大戦が起こると戦争神経症に関する医学的な関心が復活した。誰にでも戦闘中に神経症が発病し得るし、戦争にどれだけ露出されたかに比例して精神科的な後遺症を予測できるということが初めて確認された。しかし、戦闘の長期的な心理的影響に関する体系的で大規模な研究はベトナム戦争後ようやく始まった。1980 年、心理的な外傷の主要症候群は「実際」診断が最初になされた。その年、米国精神医学会は精神障害便覧に「心的外傷後ストレス症（PTSD）」と言われる新しい診断カテゴリーを含めた（ジュディス・ハーマン（韓国語訳、崔ヒョンジョン）『トラウマ：家庭暴力から政治的テロまで』、ソウル：プラネット、2007、46-58 頁〔原題 Trauma and Recovery：The Aftermath of Violence-from Domestic Abuse to Political Terror/Judith Lewis Herman〕）。

63 全鎮晟、李ジェウォン、『記憶と戦争：美化と追悼の間で』ソウル：ヒューマニスト、2009、26 頁

トラウマの特徴のうち、すでに十分に立証されて広く知られている事の一つは、そのことを経験した当事者が自分に起こったことがらを言葉で明確に表現できないという点である。単語だけを忘れてしまうのではなく、記憶に対しても影響が出る。トラウマになる事件の渦中では当事者の思考過程は散漫に散らばりごちゃごちゃになり、元々の事件を思い出せなくなる。代わりに、その記憶の破片はイメージや身体感覚、単語として散らばって無意識の中に残り、後日少しでもその体験を思い出させるような刺激があれば蘇る。そして、いったん引き金が引かれるとまるで巻き戻しボタンでも押したように、日常生活でトラウマの様相を再現し続ける。特定の事件、状況を意識しないまま、昔の慣れた方法で過去を反復する。バラバラになった単語、イメージ、衝動はトラウマ事件以後にも再び浮上し、内面の苦痛を表現する秘密の言語を形成する。その断片は他の経路に移し換えられるだけで消えることはない[64]。このような外傷は口述証言の最中に劇的に現われることもある。これは過去の事件の証言であると同時に口述証言者の現在にも影響が及んでいる「現在形」でもある。

よく知られているように、沖縄戦で米海軍は歴史上、単一戦闘としては最悪の被害を受けた。また沖縄の戦場では、アジア太平洋戦争期間中、そして第二次世界大戦全体でも恐ろしい殺戮が行われ、戦争神経症患者も米国の単一戦闘史上最も多く発生した。参戦した米軍人の証言は人間の残虐な行為が一体どこまで進むのか、そして戦闘員がどのような精神的な傷を負ったのかを物語っている。

> 信じられないことはそれが終わりではなかった。死んだ我が海兵隊員の性器を切り取って死体の口に押し込んだのだった。（……）日本軍に向けて、それまで経験しなかった強烈な怒りと憎悪が私の中から沸き起こった。そして、ある瞬間からはどんな事情があったとしても、日本軍兵士に対しては爪ほどの憐憫や同情心も感じなくなった[65]。

米海兵隊員として沖縄戦に参戦したウィンスロップ・コーヘン（Winthrop Cohen）は、精神科医アーサー・クラインマン（Arthur Kleinman）に自分が犯した戦争期間中の残酷な行為について打ち明けた。

---

64 マーク・ヴォリン（韓国語訳、鄭ジイン）、『トラウマはどのように遺伝するのか』坡州：シムシム（心心、プルンスプの人文・心理専門出版ブランド）、2016〔It Didn't Start with You/Wolynn, Mark〕

65 ユージン・B スレッジ（韓国語訳、李ギョンシク）、『太平洋戦争：ペリリュー、沖縄戦参戦記、1944-1945』坡州：ヨルリンチェクドル（開かれた本たち）、2019、21 頁。〔With the Old Breed/Sledge, E. B.〕

> 私は殺人者に、それもだんだん手馴れてきて無慈悲な殺人者になりました。おそらく敵軍を数十人は殺したでしょう。大抵は遠い距離からでしたが、何回かはとても近い距離で殺しました。ある時は我々の陣営に侵入してきた兵士の頭を銃床で殴りつけたこともあります。兵士はせいぜい私と同年代だったのに、私はその顔をライフルの先で殴り続けました。鼻が折れて口と目が歪むほどでした。隣の穴にいた我が兵士を刃物で刺したその張本人でした。私が悲鳴を聞いて駆けつけると、幼い（日本軍）兵士は恐怖に凍りついていました。
>
> 銃で簡単に撃ってしまうこともできましたが、苦痛を与えたかったのです。それで、銃が血まみれになるまで、夢中になって何度も打ちました。それから座り込んで吐き気をもよおしました。あの時のほかの日本の奴、今はこの言葉が大嫌いですが、当時はよく使っていた言葉です。太った日本軍兵長が腹部に負傷したまま横になっているのが見えました。兵長は私たちの軍をバラバラにした機関兵の一人でした。私は兵長を撃ちましたが、それだけでは気が済みませんでした。怒りで理性を失った私は、銃剣を取り出して……いや、その次は話さない方が良さそうですね。私たちは時々敵軍の死体を毀損しました。敵軍は我が軍にそれ以上のことも躊躇せずに行いました[66]。

当時 18 歳だったコーエンは海兵隊に入隊して数ヶ月の訓練を受けた後、太平洋の戦場に配属された。アジア太平洋戦争当時、沖縄をはじめとする 4 つの島の侵攻に参加し、武功勲章を 2 回受け、2 回も負傷した。1945 年、除隊後コーエンはニューヨークに戻り、除隊軍人援護法が支援する大学を卒業した。卒業後、西部に引っ越して大手法律会社に就職し、その後成功街道を走って幹部にもなった。コーエンは精神医学者に会うまで 40 年間、自身の戦争体験と戦場で自分がした行為について沈黙を貫いていた。家族や友人たちにも戦争の体験を話すことができなかった[67]。

コーエンの沈黙は、第二次世界大戦とアジア太平洋戦争の「勝戦国」である米国の戦争英雄作りと密接な関係がある。戦闘によって精神的に疲弊した米軍兵士のイメージは米国人が到底受け入れることのできないことだった。米軍は自由のために戦う英雄であり、世界を救った勝利の栄光だけを胸に抱いて帰郷しなければならなかった。しかし、多くの軍人たちは帰郷後、悪夢に苦しみ、戦場でもない自分の故郷で恐怖に震え、冷や汗を流さなければならなかった。米軍当局は戦争の惨状を知らせるように

66 アーサー・クラインマン（韓国語訳、李ジョンミ）、『あなたの人生を決めるもの』ソウル：ブックログカンパニー、2016、42-43 頁〔What Really Matters: Living a Moral Life amidst Uncertainty and Danger/Arthur Kleinman〕

67 アーサー・クラインマン、前掲、2016、39-40 頁

したが、「自由」のために戦う兵士の精神的な苦痛を見せることは許さなかった[68]。

日本では 1938 年からアジア太平洋戦争に至る期間中、軍隊における精神神経疾患に関する研究が千葉県市川市にある陸軍病院で秘密裏に行われ、『病床日誌』[69] という診療記録が残されている。『病床日誌』によると、精神分裂症が 4,384 人（41.9%）、ヒステリーが 1,199 人（11.5%）、頭部戦傷と外傷性てんかんが 1,086 人（10.4%）である。この中で当時軍医たちの間で最も論争になったのが「ヒステリー」という病名だった。患者のうち、日本本土に送還された人たちは国府台陸軍病院で治療が行われた。国府台陸軍病院の軍医たちは「戦争が原因となって起こる」神経症という印象を一般人に与える恐れがあるという陸軍省当局の意向を考慮して、「戦争神経症」ではなく「戦時神経症」と呼んだ。「戦時神経症」のなかでも最も議論の対象になったのは「ヒステリー」という病気だった。しかし戦争神経症による「ヒステリー」症状を見せる軍人たちは「支那軍の少年兵や女学生より劣る者」となり、彼らの苦痛は後世までの恥とみなされた。同質的で均一な男性性を強要した日本の軍隊のなかでヒステリーを経験した男性たちは敵と同じ形で他者化された[70]。

3）朝鮮人軍労務者のトラウマ

沖縄戦には日本軍「特設水上勤務隊」所属の朝鮮人軍労務者約 2,865 人余を含め、約 1 万～ 1 万 5000 人の朝鮮人がいたと知られている[71]。沖縄戦で生き残った人々が残

---

68 ディディエン・パッセン（Didier Fassin）、リシャール・レスマン（Richard Rechtman）（韓国語訳、崔ボムン）、『トラウマの帝国：トラウマはどのようにして私たちの時代の苦痛を代弁する言葉になったのか（L'Empire Du Traumatisme）』ソウル：パダ（海）出版社、2016、118-120 頁〔The Empire of Trauma：An Inquiry into the Condition of Victimhood/Didier Fassin, Richard Rechtman〕

69 『病床日誌』は、国府台陸軍病院が 1938 年から 1945 年までの戦争期間中、精神障害を患った約 8,000 余人の兵士を診療した記録である。敗戦直後に陸軍が焼却命令を出したが、軍医らが診療記録をドラム缶に入れて病院の前庭に埋めたという。戦後、千葉県のある精神科病院の倉庫に隠されており、その後、国立国府台病院（2020 年現在、国立国際医療研究センター国府台病院〔2025 年 4 月 1 日、国立国府台医療センターに組織再編〕）から国立下総療養所（現在の独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター）に移され保管されている。（沈アジョン、「民間人虐殺を遂行した兵士たちの PTSD と加害者たちの語り」『文化と政治』7(2)、2020、134 頁から再引用）

70 中村江里、「戦争と男のヒステリー」『立教大学ジェンダーフォーラム』16、2015、33-39 頁

71 呉世宗（韓国語訳、孫知延）、『沖縄と朝鮮の隙間で：朝鮮人の可視化 / 不可視化をめぐる歴史と語り』ソウル：ソミョン出版、2019、27 頁〔呉世宗（著）『沖縄と朝鮮のはざまで―朝鮮人の〈可視化 / 不可視化〉をめぐる歴史と語り』、明石書店、2019〕。ガバン・マコーマックと乗松聡子は「日本軍に徴用された男性だけでなく日本軍の性奴隷になった女性も含めて数千人の朝鮮人が死亡し、死亡者は 1 万人になると推算される」とした。（ガバン・マコーマック、乗松聡子（韓国語訳、鄭熀璶）、『抵抗する島、沖縄』）坡州：創批、2014、45-46 頁）

した数少ない口述資料は彼らが経験した沖縄戦の残酷な状況を生々しく伝えている。しかし彼らの沖縄の体験は主に強制動員当時の真相糾明と身体的な外傷を含めた物理的な被害を把握するための参考資料としてのみ活用されている。沖縄戦で生存した朝鮮人に対する強制動員の歴史記録は戦争から起因する精神的な外傷を見逃している[72]。

戦場での暴力的な経験は、表向きには平和に見える現代人の日常生活ではあまり現れない。その理由は「私的な記憶」は日常生活で現れるものだが、実際には抑圧され沈黙させられているものがある[73]。特にアジア太平洋戦争当時、沖縄の戦場への暴力的強制動員は一人の人生を桎梏に追いやり、遺族に深い傷を残している。この点は光復後 70 年になる今も、依然として現在進行形[74]で続いており、抑圧された記憶として残っている。

> 誰を恨もうか
> 私が愚かなせいだろう
> 大東亜戦争に徴発とは なんということだ
> 戦闘地帯に連れて行かれ 内鮮一体とは 口先ばかり
> 鞭に打たれた この体
> あの山河 この谷をさまよい 倒れて思うは ただただ故郷のことばかり
> 悲しみ多く 恨また多く
> 爆弾のなかでも生かされた命 銃殺で抹殺されるとは 誰が知っていただろう
> 悔しい 死んだ命
> 霊魂も他国の土に 肉体も他国の土に 灰となりしも 探してくれる人もいない
> 悲しい 我が霊魂よ
> 可哀そうだ 我が肉体よ
> 太平洋が立ちはだかり 行き来もできない霊魂 気の毒だ 韓国の青年よ
> 国を失ったせいだろう

---

72 沖縄強制動員だけでなく、韓国人が経験した「戦争と暴力」、それによる心理的衝撃という点についてはほとんど注目されていない。戦争とトラウマに関する研究は、心理的かつ精神分析学的なトラウマだけでなく、社会制度的構造と政治経済的権力集団が彼らの強制動員経験をどのように社会的苦痛として再構成し、（再）生産したのかについて究明する必要がある。韓国も韓国戦争、ベトナム戦争、そして中東派兵など何回か戦争経験があるにもかかわらず、参戦した軍人たちの心理的外傷に関する政府の公式調査は行われていない。ある研究は、ベトナム戦争に参戦した除隊軍人の 400 人中 163 人（40.6%）が PTSD 有病率を示していると見ている（姜ソンロク他、「ベトナム戦争に参戦した除隊軍人の外傷後ストレス障害症状に対する予測変因」『韓国心理学会誌：臨床』33(1)、2014、35-50 頁を参考）

73 尹沢林、「口述史インタビューの歴史的傷跡：真実探しと治癒の可能性」『人文科学研究』30、2011、382 頁）

74 李ドンジュ、「太平洋戦争期、朝鮮人海軍軍属の運営と処理」『東北亜歴史論叢』54、2016、209 頁

> 生きて 受けた悲しみ 死んでなお受けるのか
> この敵討ちをいつするのか
> さよなら 我が肉体よ お前を置いて私は行く
> 韓国にいる青年たちよ 日帝の弾圧を知らないだろう
> 共に手を取り〔お互いに協力して〕我が韓国 富国になって 他国を率いながら
> 私たちも豊かに生きていこう
>
> 徐錫華（ソ・ソクファ）の自作詩（1945 年、当時 26 歳）[75]

沖縄戦の経験は依然として口述者の人生のなかで大きな位置を占めている。沖縄強制動員の生存者たちは老齢になっても「戦争体験」をはっきりと記憶している。彼らの生涯史口述からこうした特徴が表れる。口述者は沖縄の戦闘現場の凄まじさと死の恐怖、飢え、日本軍の暴力と過酷な行為について語る。一緒に来た同僚たちの処刑を目撃し、彼らの遺体を処理しなければならなかった状況と処刑の場面は 60 年を過ぎた今も生々しい。しかし、彼らのこうした証言は主に日本が作成した強制動員関連の文献記録の補助資料、戦争状況に対する理解資料、日本軍の残虐な行為を「証明」し「真実を究明」するための証拠、強制動員に対して謝罪しない日本政府を非難するために活用されてきた。戦争経験が彼らの精神と以後の人生、さらには彼らの家族にどんな影響を及ぼしたのかについて関心は持たれなかった。

沈在彦（シム・ジェオン）は、沖縄戦のなかで些細な規則違反を口実に日本軍によって銃殺された朝鮮人軍労務者の無念な死を生々しく記憶しており、次のように証言した。

> （日本軍が、民家でサツマイモを食べたと言うことで捕まえられてきた朝鮮人たちを尋問する場面）
> 「お前たちはどうして、来たのにまた行ったのか？」最初に聞いたのがこれだ。「私たちは腹が減って、行ったところがそこだ」と言ったら、返事が「腹がへったのは知っている。戦争だから（口語調で）腹が減るのは当たり前だ。なぜか、食糧を山に置いていてもそれを取りにいく隙が無いからだ。戦争の最中に、どうして取りにいけるか。だから、食糧が来るまで腹が減ってるのは当たり前なんだ。食糧が底をつく頃には遠くから食糧が入ってこなければならんが、入ってくるまでは飢えているしかない。『戦争で腹が

75 20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 31：徐錫華 1920 年 2 月 9 日生』ソウル：ヌンピッ出版社、2008、91-92 頁

減った』は理由にならん」そう言うんだ。なんと理由にならないと言うんだ。だから弁明もできない。僕たちはただ見ているだけだ。この人たちは死ぬというのに何も言えない。じっとしていたら、「死刑」と宣告した。軍人が自分たちだけで。大尉が一人いたが、そいつが判事だ。今で言えば判事や検事のようなものだろう。そいつがさっと死刑宣告を出して、私に来いと言うんだ。「処刑するところに来い」と。スコップを手に持って、〔死刑にされる人が〕7人いたが、一人に対して一人出て来いというのだ。陽が沈むころだったから7時近くだった。5月11日だったか、13日だったかその頃だった。そこで銃殺するのだが、後ろ手にして腕を手ぬぐいで固く縛り、掘った穴の前に立たせた。銃を撃つ奴は、後ろに立った。私たちには見えないところに行って離れていろと言った。見たらあまり良くないだろうということだが、やらせておいて隊長がそう言うんだ。「お前たちは今死ぬ。死ぬのだからお前の願いは何だ？願いを言ってから死ね」と。千有亀（チョン・ユグ）という人は学識もある人で郵便局で配達の仕事をしたこともある人なんだ。他の人たちは口を開かなかったから、彼は「願いなどない、願いは何もない、お前らこそ勝手に生きるんだ。〔願いと言ったら〕我が祖国、朝鮮の米で炊いた飯を食うことだ、願いと言ったらこれだけだ」。そう言ったのに〔奴らには〕理解できない。そうして引き金を引いて「パーン」と撃った。照準器があるのよ。それで7人が一度に死んで死刑になった。天地に願うことと言ったら、本当に千有亀の言う通り、それだけなんだよ。朝鮮の米で炊いた飯を一椀食べられたらと、それしか願いはないんだ。それは韓国に送り帰せという意味だ。「私たちを生かして祖国に帰せ」ということだ。それは本当に恨のこもった言葉なのに、あーなんてことだ。…… そうして7人を一人ずつ埋めたが、竹の根が張って到底シャベルではできない。木鍬のようなちゃんとしたものでなければできない。「スコップではできない」というと、「それなら、木の枝を折って覆え」というから被せたが、ちゃんと覆われるはずがないのだ。被せようとしてもうまくいかず、何とかスコップ一回分の土をすくって覆い、風で飛ばないよう土の上から木の枝で覆っておいた[76]。

沈在彦は、銃殺された同僚たちが故郷のご飯を食べられるようにしてほしいという最後の哀願さえ無視されて死んだという事実と共に、その無念な遺体をまともに埋葬できなかったことに対する罪悪感を明らかにした。戦場で犠牲になった同僚たちの死に対する怒りと罪悪感が地域社会次元での追悼碑建立等、追悼活動の根源になったと言える。

沈在彦だけでなく、他の沖縄強制動員被害生存者たちもやはり同僚たちの無念な死を

76 20世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝16：沈在彦1921年9月13日生』ソウル：ヌンピッ出版社、2007、74-75頁

目撃しその苦痛を記録した。張尹満が自身の沖縄強制動員経験を記録した「太平洋戦争実記」を見ると、同僚たちの死刑に立ち会わされその遺体を埋めなければならなかった当時の凄惨な状況が書かれている。

> 我が同胞 4 人が兵士を振り切って逃げたが、日本兵の奴に捕まった。
> 上がって聞いてみると、「阿嘉島」の部隊長が命令を下したのだが、4 人を
> 縛って 2、3 日後に殺せと言うのだ。
> 兵隊が命令を受けて 4 人を縛って置き、
> 飯も水もあげず腹を空かせて死ぬようにした。
> 5 日が過ぎ、陰暦 4 月 15 日〔陽暦 1945 年 5 月 26 日〕になった。
> ある日、ご飯をあげたが、
> 4 人を縛ったまま握り飯を少し食べさせて
> 日本兵が言うには、「お前たちは今日、銃で殺すから、そう覚えておけ」と。
> そうして飢えている我が同胞 5、6 人に早く出て来いとせかす。
> どんな命令でも従わないわけにはいかず、出てみたら、
> 2 年間起居を共にした同胞を埋める穴を掘れと言うのだから
> ああ、哀れな我が同胞よ、只々哀れと思うばかり。
> 我が同胞は米軍に殺されるかと思ったのに
> 日本の奴らに殺されるとは、
> 一体奴らをどうしたら良いのか。
> 身の上話をしながら縛られた 4 人が言うには
> 「ああ！同胞よ、君たち聞いてくれ」
> 「自分たちは今日ここで死ぬが、君たちは生きて故郷に帰ってくれ。
> 故郷に帰ったら、どうか私の命日を〔家族に〕伝えてくれ。法事の日には、
> 他のものはいいからご飯をたくさん供えてほしい」
> と泣きしきる。
> 我が同胞たちはその言葉を聞いて、もう目の前は何も見えない。
> そうこうして時間が過ぎ、日本兵の奴ら 5 人が銃を持って来て
> 縛られている 4 人を引きずりだし片側に立たせた。
> そうして我が同胞 5、6 人を呼んで、人間が一人横になれる位の穴を掘れと言う。
> 穴を掘れと言われて、もう目の前が真っ暗になり、何も見えず、とてもできはしない。
> 「阿嘉島」の部隊長が穴を掘らなければお前らも殺すと急き立てる。
> 我が同胞 5、6 人が命令に抗えず穴を掘り終わると
> 兵隊が、（縛られた）4 人を穴の前に一人ずつ立たせろと言う。

一人につき兵隊が一人立ち、弾を込めて待機していたが、
部隊長が刀を抜いて一振り合図すると、一斉に銃声がバーンと鳴った。
地面が激しく揺れるようだった。
同胞 5、6 人がその様子を見ると、4 人のうち 3 人は穴に落ちて見えず
1 人は弾がはずれて死ななかった。
「ひどい日本の奴らめ、殺すならさっさと殺せ」という
我が同胞の叫びが山河に鳴り響いた[77]。

同僚の死に対する証言は自分の話だけでなく、共に苦痛を受け証言の機会さえ喪失した死者の声も含まれている[78]。しかし、沖縄強制動員の生存者のうち、自分の経験を記録に残した人はごくわずかだ。被害者の多くは沈黙を余儀なくされ、話す機会を失った。あるいは彼らが語る戦争体験を単純に大変な生活に対する感情的な言及、情緒的な表出と受け止められるなど、誰も彼らの話を注意深く聞こうとしない時代状況だった。そのため、彼ら自身も沖縄強制動員について話す必要性を感じなかったのかもしれない。また沖縄戦の経験は、言語または他の方法をもってしても戦争を経験していない人々に理解させるのは事実上不可能である。

すでに多数の強制動員被害者が自身の経験を表に出すことを敬遠している。彼らは「国を失った人々は仕方がない」、「避けられなかった戦争だったから」、「その時はみんなそうだった」という言葉で、当時の状況に怒りを覚えながらもすでに過去のことと考え、心の中に刻み込んでいるだけだ。研究者たちが強制動員の経験を聞こうとすると、「それが何か自慢して言うようなことなのか」と、自分の経験を「無意味」なものとして発言したりする。

最初にインタビューを要請したとき、彼はとても嫌がった。
「自慢でもないことを騒いで話せとでもいうのか」
彼はわざと話をあちこち避けるようにしていたが、やがて口を開いた。
「そうだな、ずいぶん前のことだから覚えてないよ、今はハハハ。子どもたちにも言わなかった話を、孫くらいの学生に聞かせることになるとはね。子どもたちに話さなかったことを今頃後悔するなんて考えもしなかった。心の中に埋めたままにして行こうと思ったんだよ。いい話でもないのにこれを言うのはね。まぁ、令状が出たんだよ、何も

77　張尹満、『太平洋戦争実記集』、ソウル：日帝強制動員被害者支援財団、2009、68-69 頁
78　全鎮晟、李ジェオン、『記憶と戦争：追悼と美化の間で』ソウル：ヒューマニスト、2009、20 頁

> 知らないで 21 歳で連れて行かれたんだ。途中で逃げたが、結局捕まって殴られた。本当に悪いやつらだ。あいつらは[79]。

しかし問題は、このような恐ろしい戦争体験は時間が経てば鈍くなったり、あるいは自然に消えたりすることはなく、人間を心理的、情緒的に破壊することにある。

すでにさまざまな研究によって戦争が人間の情緒に及ぼす影響が明らかになっている。暴力的な死に持続的にさらされている場合に受ける情緒的なストレスは男性にヒステリーと類似した神経症的な症候群を誘発するのに十分だ[80]。第 2 次世界大戦後、米国の精神医学者アペル（J.W.Appel）とビビ（G.W.Beebe）は、戦場で 200 日から 240 日過ごすと、いくら強い軍人でも「戦闘神経症」を発症する可能性があると結論付けた。「『戦闘に慣れる』ということはありえない。……戦場でさらされたその強度と時間が発病と直接的な関係があるというのは、戦場の瞬間、瞬間が緊張の連続だからである。したがって、精神科的な後遺症は、戦争で銃弾と破片で傷を負うのと同じくらい避けられないことだ」と主張している。また別の精神医学者たちは、戦闘の影響力は「消せば消える、黒板に書かれた何とは違う。戦場は人間の精神に永久的な痕を残し、人生で体験する決定的な経験がそうであるように、人を急激に変化させる」と主張する[81]。このような戦争の影響は、徐錫華の帰還後の人生からも窺うことができる。徐錫華は遺族会と共に日本大使館前の抗議集会にたびたび参加していたが、当時の自身の心境を以下のように語っている。

> 〔当時、太平洋戦争犠牲者遺族会の梁順任（ヤン・スニム）会長が〕（私を）怖がったのは、〔私が〕ちょうど日本大使館に行って叩き壊す武力示威をした時なんだ。警察が出て来て私を脅したって怯むことなく警察に問い詰めたよ。たとえ〔警察が〕武器を持っていようが私を一発で殺せなかったら、次は君たちの番だ。何人かが私の手で死ぬことになるかもしれないぞと。私は人を殺すぐらいのことは何でもないとその頃までは普通に思っていたからね。だから、私が毒気を抱いていた時には、私にとって相手は人間のようには見えない。殺してしまえということになる。だから、君たちはよく考えて退くなら退いて、そのまま対抗するなら対抗しなさい。そう言うとみな引き下がって行った。今でもそうだ。国会議事堂だってどこにだって、連れて行かれたら私が怖がるとでも思

79 トファジ〔団体〕、『記憶のかけら：日帝強占期被害者たちの話』公州：クングルサラン、2016、131-132 頁

80 ジュディス・ハーマン（韓国語訳、崔ヒョンジョン）、『トラウマ：家庭暴力から政治的テロまで』ソウル：プラネット、2007、47 頁

81 ジュディス・ハーマン（韓国語訳、崔ヒョンジョン）、『トラウマ：家庭暴力から政治的テロまで』、2007、54-55 頁

> うか。私は 90 歳のこの年になるまで生きてきたんだ、今更怖いものなどない。私がここでこういう事でもして、やるべきことをやり尽くして、その場で銃に撃たれて死んでしまおうが、棒で殴られて死んでしまおうが、一つも命は惜しくない。怖くなんかない[82]。

先に述べたように、慶山の強制動員被害者の口述集と部分的に残っている口述記録を除けば、大半の沖縄戦生存者は、自分たちが経験した強制動員と戦場の経験を記録に残さなかった。解放後、強制動員の被害者たちは自身と家族が負った傷を振り返る機会を持つことができなかった。遺族たちも、父親や夫の強制動員が自身の人生にどんな影響を及ぼしたのか、あえて言わなかった。「ダメでもダメじゃないようにしっかりしなければならない」という軍事主義的な社会文化のなかで、過去の苦しみに捕われていたり心理的な痛みをさらけ出す被害者たちの話は、社会的な敗北者、あるいは「軟弱な男」と認識されたのだった。家族と子どもたちも急速な社会変化の中にあり、「暇々に」父親の「身の上話」を聞く心の余裕もなかった。問題はこのような集団的な沈黙が、被害者とその家族の人生にどのような傷痕を残したのか、そしてそれによって私たちの社会がどのような植民地下のトラウマを共有しているかについてきちんと把握する機会をなくしたという点だ。

4 帰還と地域社会の対立

日本帝国の降伏宣言でアジア太平洋戦争は終結し、朝鮮は植民地支配から解放された。沖縄戦に連行された朝鮮人たちも戦場であるいは捕虜収容所で解放を迎えた。戦場で辛うじて生き残ったが、だれも面倒見てくれない彼らの帰郷の道は、沖縄に送られた時のように容易ではなかったようだ。沈在彦は 1946 年、沖縄の捕虜収容所から出発して釜山港を経て 3 月に故郷に戻った。日本から無事に逃れて釜山港に到着したが、彼らを待っていたのは彼らが持っていた米軍の物資を狙った人々の詐欺であった。

> 釜山港で米兵たちは、「持ってきたものは全部出して、これを受け取ってから行け、これだ」と言った。日本の奴らの軍服が倉庫にぎっしり詰まってるんだ。彼らは日本の軍服を一着ずつ投げてよこしながらそう言うんだ。後で、汽車に乗ってここに来たときに乗り合わせた誰かが言ったよ。「全くあきれたことに、あの女ら、アイゴー、朝鮮の女は

82 20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 31：徐錫華 1920 年 2 月 9 日生』ソウル：ヌンピッ出版社、2008、74 頁

> 殴り殺さないといけない」。「なんでそんなことを言うのか」と聞くと、「私たちがここに来る途中、米軍の服を全部奪われたんだ」。「米軍のものだから返せと言うから、返さないわけにはいかなかったよ」。「米軍が捨てたものなのに」。「この女たち、洋カルボ[83]、このアマたち」。おそらく沖縄から持ってきた米軍の軍服を取り上げてくれと米軍に頼みこんだみたいなんだ。米軍に対価を与えて交渉したんだろう。〔女たちは米軍の軍服欲しさに米兵を利用した。〕それでこの人達は全部渡してこうなった。最初はどういうことかわからなかったのだろう。服を脱げというから脱いで、身に着けているものは全部外して、時計も全部とられた。後でわかったんだが、米兵にものが言えなかったのよ。なに、米軍に簡単に不満を言えるか。それで、そのまま、取られてしまった。服の包みをたくさん持って来た尚州の人がいたよ。その人は、服を 10 着とか、米兵が背負う布袋があるじゃないか、その大きな袋にぎっしり詰め込んで背中に背負って帰ってきた。それが全部奪われてしまったんだ。それで泣き泣き、尚州の金何とかという人だったが、あそこで中隊長を務めていた人だ。そのぐらいの人が持って来ても全部無駄になった[84]。

捕虜収容所で米軍と親しくなって中隊長級クラスになった人たちは、米国製の品物を持ってくることができたという事がわかる。同時に米兵は強制動員被害者たちを含めて帰還した朝鮮人が日本から持ってきたものを押収した事実、そして「洋カルボ」という表現から、日帝の代わりに米軍にすり寄って暮らす人々が、新たに自分たちを収奪し着服したと推測した事がわかる。

1）親日官僚に対する怒りと報復

2 月に慶山駅に到着した徐錫華が最初に会ったのは、自分たちを沖縄に送る仕事をしていた日帝時代の軍労務者動員担当の郡庁職員だった。徐錫華は、自分は生きて帰ってきたが、死んだ仲間たちのことを思い、その人を捕えようとした。自分は死線をさまよい辛うじて生きて帰ってきたが、同僚たちが死んだと言うのに故郷でのうのうと暮らしているその者を見ると怒りがこみ上げてきた。

---

83 〔洋公主（西洋人を相手にする娼婦）、実際、彼女たちがそうだったかはわからないが、怒ってそのように称したようだ。〕

84 20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 16：沈在彦 1921 年 9 月 13 日生』ソウル：ヌンピッ出版社、2007、93-94 頁

> 李ユドクと私は背が高い。降りて行ったら（階段を上がってきたのは相手で、自分は階段をおりて行ってる場面）慶山郡で私たちの労務担当をしていた者が韓服の上にトゥルマギ〔外套のような韓国特有の着物〕を着て階段を上がってきたんだ。挨拶しに駅に来たようだ。そう、人の感情というのはそんなものだね。生きて帰ってきた私たちには苦労しかない。生きて帰ってきたからね。私の故郷を自分の足で踏むということはどれほど嬉しいことか。しかし、〔日本で〕死んだ同僚たちのことを思うと、そこを脱してきた私たちは涙しか出ない。〔そんな気持ちになっているときに〕郡の労務担当だった人間が上がってくるんだよ。一般人は彼を知らない。彼が労務担当をしたかどうか。だが、私が見たらすぐにわかった。あいつを捕まえろと声を出した。慶山郡に住んでいて郡庁の職員をやっているんだ。「あの野郎、殺せ」と言って追いかけたら、そいつは民家に飛び込んでしまった。いくら探してもいない。こんな風にしてあいつを震え上がらせたんだ。そうじゃなかったら〔逃げおおせなかったら〕、あいつは駅で殺されただろうよ。私たちの手で人を殺すことは、なに人間だから殺せないとでもいうのか？殺せるよ。犬より汚い人間たちなのだからできないわけがないだろ？ [85]

慶山太平洋同志会の体験を記録した『慶良間列島』の著者、権炳卓（クォン・ビョンタク、1929-2019）もやはり日帝植民地時代に生まれた。権炳卓は幼い頃、故郷で体験し、聞いた光復直前の状況を、母親が書いた日記の形で記録した。そこには当時村で強制動員や供出などを担当した朝鮮人面書記の暮らしぶりとこれに対する村人の認識が記録されており、当時の様子を窺い知ることができる。

> 20年余り前は、母の背中におんぶされていた息子の朴ユンハが、労務担当の書記になって、勢いを増し自分勝手なことのし放題だ。面内で殺人、詐欺、賭博、傷害などが起ったり、訴訟があれば、ハイカラ〔朴ユンハ〕はこっそり加担して仲裁してやったり、訴訟でも加担した方が有利に終わるようにしてやった。だから、良民たちは彼を遠ざけることも親しくなることもできなかった。不当に片方を有利にしてやるということは、不利な立場に置かれた人はどうしたらいいのか？ 最近徴用と報国隊制度ができてから、彼の家を出入りする人が多くなった。そうしたなか、ハイカラは急に太って中風を患って世を去り、〔後を引き継いだ〕小柄なハイカラの家も、顔色が良くなったが、やはり中風で半身不随になり、外に出られない。しかし、ある人がその家に来て豚小屋を建ててやり、口が長い大きな雌豚が7匹子豚を生んだ。ヤギも3匹飼っていた。戦時下で人が捕まえられて死んでいくというのに、その家だけはきれいに飾られ、嫁は絹の

85 20世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝31：徐錫華1920年2月9日生』ソウル：ヌンピッ出版社、2008、71-72頁

> チマ〔スカート〕を着てお尻を振りながら歩き回っている。月 30 ウォンの月給でどうして急に豪華な生活ができるのか？このおかしくなって行く世の中で[86]。

光復されるやいなや、面書記の家は村の人々の腹いせの対象になった。これまで面書記に抱いていた怒りが爆発したのだ。

> 面事務所の労務係担当をしていた朴氏の家は 16 日の夜大騒ぎになった。どこからか見知らぬ人々が集まってきて、最初はざわざわ騒がしくしていたが、とうとう器物を壊し始めた。周辺の犬たちが一斉に吠えだし、壺が割れる騒々しい音が聞こえていたが、やがてロープを柱に引っ掛けて引っ張ったら、あっという間に 4 間の洋瓦の家が崩れた。豚の鳴き声が聞こえていたが、やがて騒ぎが収まったのか、子豚のいる母豚を潰した。騒いでいた人たちが庭で薪を燃やし、釜で豚肉をゆでる匂いがしてきた。彼らは台所でご飯を炊いて茹でた豚肉をむしって食べた。庭の中央で薪の火花が空を突く。どこから出てきたのか、焼酎瓶、薬酒瓶を傾けて飲んでいる。「朴ユンハ！あやつめ、どこに行った。早く出て来い。殺してやる」と叫ぶ者がいるかと思えば、ある者は馬小屋からヤギを追い出したり、アリランを歌ったりしている。夜が更けるまで騒いで最後は愛国歌を合唱した[87]。

光復後、植民地期に朝鮮の統治構造を作った日本人官吏は去り、朝鮮人下級官吏と朝鮮人たちとの闘争が始まった。日帝が朝鮮人の中・下級官吏を通して朝鮮人を統治する仕組みはフランスの植民地の運営方法と似ていた。フランスは植民地ベトナムの経営にアルジェリア人とアフリカ人を利用した[88]。日本人官吏は主に全体的な計画と管理監督を行い、実際の強制動員は各地域の朝鮮人担当者と警察によって執行された。そのため被害者たちが直接対面するのは同じ朝鮮人であるしかなかった。

当時、慶山で強制動員の責任者であった各面長もほとんど朝鮮人であり、彼らは急な「人力供出」にも難色を示さなかったという。権丙卓（1982 年）は、当時、沖縄朝鮮人軍労務者強制動員のために開かれた慶尚北道道庁会議に参加した公務員の一人に話を聞いている[89]。

---

86 権丙卓、『卓よ、ジャガイモ堀りに行こう』ソウル：ヒョンソル出版社、2002、163-165 頁

87 権丙卓、『卓よ、ジャガイモ堀りに行こう』ソウル：ヒョンソル出版社、2002、166 頁

88 ブルース・カミングス（Bruce Cumings）（韓国語訳、金ドンノ他）、『ブルース・カミングスの韓国現代史』ソウル：創批、251 頁〔Korea's Place in the Sun：A Modern History/Bruce Cumings〕

89 権丙卓、『慶良間列島：日帝末徴用記』慶尚：嶺南大出版社、1982、78 頁

> 面長の中には大物が多かったです。河陽の崔面長、慶山の安面長、安心の全面長、珍良の朴面長などは郡守、会長、重役を歴任した華やかな経歴を持つ方々です。急迫した時局で、350 人余りの急な兵員を差し出せという通牒にも難色を示す人はほとんどいませんでした。議論の焦点は被徴発者の中から各面を代表する人をどのように選定するかという問題でしたね。面代表は各面長が直接当事者と交渉し、面代表の中から郡代表者を選定することにしました。

2）米軍政の朝鮮人官僚と強要された沈黙

同じ村の朝鮮人官吏たちによって執行された強制動員は光復後対立の火種となった。尹沢林は太平洋戦争に強制動員されて帰ってきた人々と彼らを送った同じ村の人たちとの個人的、感情的な対立が光復後の韓国戦争において「イデオロギー的な対立」につながったある村の事例を紹介している[90]。日帝に協力した人々と、彼らによって被害者になった人々との葛藤が光復後に冷戦対立の形として村の共同体を両極化させた。

アジア太平洋戦争末期、日帝の広範囲な戦争遂行は朝鮮内で労働力不足を招いた。これが契機になって以前より多くの朝鮮人が官僚職に進出できるようになった。結果、相当数の朝鮮人が中央政府、地方行政機関、警察および司法機構などで行政経験を積むことができた。彼らは光復後も米軍政によって自分たちの席を取り戻すことができた。このような朝鮮人官吏たちの光復後の再任用と再権力化は、「反民族行為特別調査委員会」の解散からわかるように、日帝による強制動員犠牲者と被害者問題の解決を遮った。また、国民国家の設立過程において左右の対立と〔韓半島の〕分断、韓国戦争と米ソ中心の国際的冷戦体制への突入は、日帝強制動員被害者たちの社会活動を遮り、沈黙させる基礎となった。

強制動員被害者たちが記録を残さない（あるいは残せなかった）理由と集団的な沈黙の原因が何であるかを把握することが、強制動員の記憶と追悼について不誠実な韓国社会を分析するうえでの出発点となる。そして韓国戦争後の国際的な冷戦秩序と長期にわたる軍事独裁下での権威主義的な軍事文化、これを基盤にした急速な産業化の流れのなかで、その原因を把握することが何より重要だ。沖縄強制動員生存者たちの人生は、光復後の左右対立と衝突、そして韓国戦争と軍事主義暴力の連続のなかにあった。こうした体験とそのトラウマは社会的に治癒されることなく、絶えず再構成され、組

90　尹沢林、『人類学者の過去旅行：あるアカの村の歴史を訪ねる』ソウル：歴史批評社、2003、177-178 頁

織的に動員され、政治的に利用された[91]。強制動員生存者と被害者の経験やトラウマは、光復後の韓国現代史を通して再構成された側面が強いといえる。これに関する詳しい口述証言と分析は第 6 章で紹介することにする。

91 李テジュ、「戦争経験と集団記憶の動員：ベトナム戦争参戦勇士団体を中心に」、金貴玉 他、『戦争の記憶 冷戦の口述』ソウル：先人、2008、247-248 頁

IV

沖縄強制動員被害者家族の口述

1　残された家族の「傷」

1）主な口述者の人生

2）徐錫華の妻と母

3）金鳳漢の息子の金杞東

2　多次元の「烙印」:「父親のない子」

3　父の記憶と記録を求めて

IV

沖縄強制動員被害者家族の口述

本章では、これまで沖縄強制動員研究で注目されなかった犠牲者を含む被害者家族の口述を分析した。問題は、日本軍「慰安婦」の被害女性を除いて、女性たちの経験が日帝強制動員研究の関心から疎外されたため、女性中心の生涯史に関する口述を探すのが難しい状況であることだ。強制動員被害当事者である男性、すなわち息子や夫が沖縄に連行された当時の状況がどうだったのか、彼らの不在の間、どれほど大変で辛かったかについて語る女性たちの口述資料はごくわずか、一部が残っているのみである。この研究では、家族と村落共同体の一員として沖縄強制動員を経験した女性たちの口述資料を通して彼らが強制動員をどのように記憶していたか、部分的ながらも調べてみる。

1 残された家族の「傷」

1）主な口述者の人生

(1) 李スンハク　徐錫華の妻[92]

李スンハクは 17 歳である 1942 年 12 月 27 日（陰暦）、沖縄強制動員生存者の徐錫華と結婚式を挙げた。李スンハクは式を挙げ昼食を食べたあと、駕籠に乗って夫の実家にすぐに行き、大人たちに挨拶して再び自分の実家に帰ったという。李スンハクが嫁ぐ前、徐錫華の姉は満洲（遼寧省興京県旺清門）に移住しており、妹は日本に嫁ぎ、15 歳の義弟が家にいたという。李スンハクは徐錫華が沖縄に連行される一年前の 1943 年 10 月 15 日（陰暦）、19 歳の時、長女を産んだ。1950 年初めに長男が生まれ、韓国戦争が勃発した。1953 年に次女が生まれた。1958 年夫が大邱の専売庁に入社

92　20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 31：徐錫華 1920 年 2 月 9 日生』ソウル：ヌンピッ出版社、2008、105-115 頁

して大邱で暮らすようになった。1959 年、大邱で夫と初めて映画を見た。夫の退社とともに 1965 年に故郷に帰ってきた。1975 年に次女が結婚、1977 年に長男が結婚、1983 年に次男が結婚、1985 年に末娘を結婚させた。1996 年 12 月 1 日、姑が亡くなった。

(2) 金杞東　金鳳漢の息子[93]

口述者金杞東（キム・ギドン）の父である金鳳漢は 1944 年 6 月、沖縄軍労務者として連行された。金杞東は父親が強制動員された 2 ヶ月後の 10 月、慶山郡瓦村面新閒里で生まれた。父は結局沖縄で亡くなった。当時母親の年齢は 26 歳だったという。金杞東は父親の顔を見たことがない。口述者の上に兄が二人いたが、一番上の兄は口述者が生まれる前にすでに亡くなっており、4 歳上の兄と一緒に育った。伯父が父親代わりに名前を三郎（金本三郎）とつけてくれたが、創氏改名であったため、本人が成長してから現在の名前に変えたという。同年代より早く国民学校に入学した口述者は同級生より幼かったにもかかわらず、優秀な成績で学校を卒業した。だが兄は家庭の事情で国民学校の 4 年までしか通えなかった。そのため残念な思いを抱いていた。

口述者の父親は沖縄に行く前に母親と結婚して分家した。祖父と祖母の世話をする伯父の家族と同じ村で暮らしたので、〔口述者は〕伯父の〔子女である〕いとこたちと共に成長した。父は 3 人兄弟だった。父親が 2 番目で、3 番目の叔父は口述者が幼い頃に日本に渡り、そこで家族を持ち日本で亡くなったという。口述者は、村でリーダーの役割をしていた伯父を通して当時の大人たちの政治と社会に対する見方を育てたと言う。祖父は口述者が 8 歳の時、祖母は 20 歳の時に亡くなった。

口述者は軍で行政兵として勤めた。この時学んだ行政業務と対人関係が以後の社会生活に大いに役立ったという。軍除隊後は警察公務員になり、定年退職まで勤めた。警察になってから故郷の慶山でも一時勤務したが、ずっと大邱で勤務し、現在も大邱で暮らしている。定年退職後、大韓老人会大邱広域市連合会の事務局長を務めた。兄がしていた慶山太平洋同志会（以下、同志会）で兄を助けるために遺族会の活動を始め、団体の総務と会長を歴任した。口述者は同志会組織と犠牲者慰霊祭が安定的に運営されることに努め、また対外広報においても主要な役割を果たした。

93　金杞東インタビュー「口述聴取記録 1」参考

(3) 権水清　権云善の息子

権水清（クォン・スチョン）[94] は 1939 年 7 月 26 日、慶尚北道尚州郡尚州面道南里で生まれた。家族は父親、母親、姉、本人、弟の 5 人家族であった。当時、土地が少しあって農作業をして生活していたが、凶作続きにもかかわらず供出の取り立てがひどくて生活が大変だったという。父親の権云善（クォン・ウンソン）が善山郡の消防士として働くことになり、家族全員が善山に移った。しかし、父は 1944 年に軍労務者として沖縄に強制動員され、そこで亡くなった。

この時、権水清は 7 歳だった。光復後も帰ってこない父親を待ちながら母親と善山でさらに 1 年を暮らしたという。この時、姉が死んで母親も普通の生活ができないぐらいに病気がひどくなった。母方の伯父が母親を治すために八方努力をしてくれたが、結局母親は故郷の善山に来て亡くなった。その後、母方の祖母も亡くなった。保護者である母親と祖母が亡くなったため、残った 2 人の兄弟のうち弟は父方の祖母宅に、権水清は祖父の弟の家に行かなければならなかった。幸い、親がいないということでいじめなどは受けなかった。9 歳だった権水清は親戚の家を回りながら雑用をし、やっと食事だけをもらった。そのため学校教育を続けることなど夢にも思えなかった。善山で母親と暮らしながら国民学校 1 年 2 学期まで通ったことが権水清の受けた公教育のすべてだった。

少し成長して故郷を離れ、異郷で色々な仕事をしたが適応できず、故郷と異郷を行き来する生活を繰り返した。親戚の紹介でソウル竜山にある豆炭工場の仕事もしたが、貧しい生活は簡単に改善されなかった。工事現場の肉体労働で腰を怪我してから仕事ができなくなり、以後知人の紹介でアパート警備員の仕事をしてきた。

2) 徐錫華の妻と母

(1) 徐錫華の家族

徐錫華（ソ・ソックァ）は 1920 年 2 月 9 日、慶尚北道慶山郡慈仁面北四洞で 2 男 3 女の長男として生まれた。父親は平凡な小作農で、その当時農村で流行した普天教を信じていた。徐錫華が 11 歳だった 1930 年のある日、父は教理布教のために夜間出かけて外から帰ってきたが、父はその一週間後にこの世を去った。徐錫華は父親の死が

94　権水清、「沖縄で歌う恨の歌」『奪われた親を偲びながら：強制動員被害者遺族証言集』ソウル：民族問題研究所、2017、47-66 頁

普天教活動のためだと考えている。その日の夜、父親が布教活動のために出かけなかったら生きていただろうし、それだったら家族がそこまで苦しくはなかったと信じている。父親が亡くなった後、学校に払う月謝がないほど家計が貧しくなった。学校の代わりに書堂〔寺子屋〕を選んで昼は働き、夜に漢文を勉強したのが彼の受けた最後の教育であった。徐錫華は一人で 4 人の子どもを育てる母親の朴氏（1898 年生まれ）を助けて、家の農作業や日本人果樹園の雑用などをし、厳しい子ども時代を過ごした。

1939 年（20 歳）、日帝の供出が始まり、生活はますます厳しくなった。供出の担当者たちの横暴に腹が立ち、彼らが乗ってきた自転車を壊して逃げたことがあった。そのあと数日外で隠れて過ごしていたが、結局家で飼っていた鶏一羽を慈仁支署の部長の家に持って行って揉み消してもらった。その後、生活はさらに苦しくなり、日本の九州熊本の瓦工場で 2 年間仕事をした。1943 年初頭に帰国（23 歳）、まもなくして李スンハク（当時 17 歳）と結婚した。その年の暮れに長女が産まれた。李スンハクが嫁ぐ前、徐錫華の上の姉は満州（遼寧省興京県旺清門）に移住しており、妹は日本に嫁いでいて、家には 15 歳の義理の弟がいるだけだった。

1944 年（25 歳）5 月 28 日、令状を受けて家を出た。最初は沖縄に行くことを知らなかった。1945 年（26 歳）、座間味島で米軍に投降、捕虜収容所で光復を迎え、翌年 1946 年（27 歳）2 月に帰郷した。慶山郡から一緒に行った人たち約 70 人と共に慶山駅に降り立ち、家に帰ってきた。1950 年（31 歳）初めに長男が生まれ、まもなく韓国戦争が勃発した。1953 年（34 歳）、次女が生まれた。1958 年（39 歳）、大邱専売庁に入社して大邱で暮らし、1965 年（46 歳）に退社して故郷に戻った。1963 年（44 歳）、慶山太平洋同志会を設立し活動を始めた。以後、農作業をしながら生活した。2009 年 12 月、享年 88 歳で死去した。

（2）残った家族の暮らし

徐錫華の妻である李スンハクによれば、夫が沖縄に行く前、面長と副面長から「丁重な交渉」を受けたと言う。

> 今回、軍隊から軍属募集があるが、条件がとても良く君のような模範青年が先頭に立つのが良かろう。行っても仕事は楽でお金もたくさんもらえるというから決心するように。家のことや家族の問題は私たちがいるではないか。

徐錫華はこの場で決められないから考えてみると言って一旦彼らを帰した。母親

（朴氏、1898 年生まれ）と妻の 3 人で話し合ったが、母親は断固反対した。徐錫華の母親朴氏は 30 歳で夫が死んだ後、一人で他人の家の手伝いをしながら 4 人の子どもを育てた。このように苦労して育てた長男を軍属に送るというのは容易ではなかっただろう。朴氏は息子の軍属徴用に断固反対した。

> ダメだ。行かせない。お前をどんな思いで育ててきたのかわかるか、そんな大事な息子を軍属に送るなんて。それはできない[95]。

李スンハクの証言によれば、義母の反対で、徐錫華は徴用されないよう人の知らないところに身を隠したが、当時の切迫した家の事情で徐錫華の弟が面事務所の臨時職で働いていたため、軍属に行かないわけにはいかない状況だったという。結局夫は「応徴士」となって大邱師範学校に行くことになった。李スンハクは、厳しい姑が自分を行かせないようにしたが、実家の母親に子どもを預けて大邱師範学校にいる夫に会いに行った。

> 大邱師範学校で〔軍の〕教育を受けているという話を聞いて行ってみようとしたが、姑が厳しいので行かせてくれません。それで実家の母に子どもを預けて行きました。リンゴでもあげようと思って靴下にリンゴを 3 個、4 個と入れて行ったのですが、渡すことはできませんでした[96]。

李スンハクが訪れた大邱師範学校の前には他の家族もたくさん来ていた。大部分が夫を見送る妻たちだったという。

> 全部〔結婚して〕夫婦で暮らしている人たちなので、そこ〔師範学校付近〕で過ごして様子を見ていた人たちが多かったです。もう夏だから寒くないし、そこで夜を明かしていましたよ。そこで子どもを産んだ人もいます[97]。

幸い、大邱駅に向かって歩いて行く夫の姿を最後に見ることができた。軍服に着替えて大邱師範学校を出てきた夫と目が合ったという。

---

95 権丙卓、『慶良間列島：日帝末徴用記』慶尚：嶺南大出版社、1982、117-119 頁

96 20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 31：徐錫華 1920 年 2 月 9 日生』ソウル：ヌンピッ出版社、2008、110 頁

97 20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 31：徐錫華 1920 年 2 月 9 日生』ソウル：ヌンピッ出版社、2008、110 頁

（夫と）目が合って道路沿いを少し歩いてきた時、夫が 50 銭硬貨を 10 円札にくるんで投げてよこしたので、私がそれを拾いました。そのお金を私は使うことができませんでした。夕食だけ食べて寝る時になれば泣きながらそのお金を取り出しては見て、また包んで入れたりしました。どんなに苦しい時でも使いませんでした[98]。

(3) 不安な生活

大邱駅を出発した「応徴士」たちが釜山の方に行くということしか聞かされなかった。どこへ行くのかわからなかったのは沖縄に連れて行かれた本人たちも、残された家族たちもみなそうだった。徐錫華の妻、李スンハクも初めは夫がどこに連れて行かれたのか知らなかった。あちこちから聞こえて来る日本軍の敗退やサイパンの玉砕に気が気ではなかったし、姑に怒鳴られても流れる涙をこらえることができなかった。

中庭で麻縄を編んだりしながら、村の人たちは雑談して冗談も言ったりするが、私は夫がどこに行ってどんな苦労をしているかということで頭がいっぱいだった。結婚してから何年も経っていない嫁としてはさまざまな行動に気をつけなければならないが、ふとしたはずみで涙が出る。どこからそんなに涙が流れ出てくるのかどうしても止めようもなかった。人が慰めの言葉をかけてくれても涙、人に会っても涙。泣き暮れる毎日を送ったのは単に彼への思いだけでなく、私の生まれつきの性格でもあった。ある日、姑が怒鳴りつけた。「お前の気持ちに劣らない人などいるものか。子どもを育てて報国隊に送った母親の気持ちにもなっておくれ。そんなに泣くのはおやめ。夫に害が及ぶかもしれないじゃないか。」このような義母の厳命にもかかわらず、涙の乾く日はなかった[99]。

徐錫華が沖縄に連れて行かれた時、家には徐錫華の弟と妻の李スンハク、そして義母の朴氏がいた。徐錫華の姉は近くの鶏林洞に嫁ぎ、その後満洲に行っており、妹は日本に嫁いだ。家の生計は主に徐錫華の労働で維持されていた。農地を持っていなかったため、徐錫華の商売や労働で稼いだ収入に寄りかかっていた。しかし、徐錫華がいなくなった後は妻と母親が日銭を稼いで生計を立てたという。李スンハクにとって沖縄強制動員による夫の不在の記憶は、生まれたばかりの赤ん坊の世話と緊急事態の発生へつながっていった。

---

98 20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 31：徐錫華 1920 年 2 月 9 日生』ソウル：ヌンピッ出版社、2008、111 頁

99 権丙卓、『慶良間列島：日帝末徴用記』慶尚：嶺南大出版社、1982、119-120 頁

ある日、病院に行って帰る途中、背中の赤ちゃんがだらりと垂れ下がりました。息をしていなくて死にそうでした。泣きながら家に戻ったら、姑は甘浦の卸売商からわかめを仕入れて売ろうと近所の人達3人と一緒に出かけていませんでした。家に帰ってきたのですが、私はまだ19歳で幼くて子どもが死ぬというのに何もわからなくて、子どもが死んでしまったらどこに誰が埋葬してくれるのかと思って泣いてしまいました。無学浅識でただ心配しながら泣くばかりでした。そうして泣きながら叔母のところに行って「おばさん、赤ちゃんが死にそう」と言いましたら、〔叔母の家の〕息子も太平洋戦争に送っているので「死ぬなら死ぬ、生きるなら生きるだろうから放って置きなさい。元々生きられない命で生まれたのだろう。早く山に行って置いてきなさい」というのです。それでその家から帰りながら幼い心で、赤ちゃんは死んでもいないのに、大人に慰め代わりにそういわれても、余計に悲しくなるばかりだったのです。それで、もっと泣いてしまいました。家に帰ると赤ちゃんが何か欲しがって泣きます。乳を絞ってスプーンであげたら口を濡らすこともできたと思うのですが、乳を口にくわえさせたら吸う力もなくて死にそうです。それで後ろの家のおばあさんのところに行ったのですが、畑に出ていていないのです。裸足で赤ちゃんを抱っこしたまま畑に走って行って「おばあさん、子どもが死にそう」と言いますと、おばあさんが畑で摘んでいたナムル用の野菜も放り投げて、履物もはかないで駆け寄ってくれました。ありがたいことにそのおばあさんが手伝ってくれたのです。餅粉を選り分ける箕を持って来いと言われたので持ってきて渡したら赤ちゃんに向かって箕をかざしてそこに水をぱっと口で噴き出しました。冷たい水が降りかかったので気が戻って、それまでだらんとしていた赤ちゃんの目が開いたんです。おばあさんが「この病気は敵だよ、父親が帰って来る前に死んだらどうするんだ。毎日こんなに母親にぶら下がって泣いて苦労させているのに、こんな風にして死んでしまったらどうするんだ」と言って赤ん坊を叩きながら足を持ち上げて逆さにしてまた叩いたら息を吹き返したんです。……苦労して育てていましたが、私は年端もいかず、牛乳なんていうのも飲ませることもできず、〔私自身も〕腹を空かせて痩せていました。おんぶして外に出て行くと生きる運命だったんだねと声をかけてもらいながら育てました。今思えば、胸が痛くなります[100]。

その年の秋夕、夫が沖縄から送ってきたお金と手紙を受け取って初めてどこに行ったのかわかったという。徐錫華が沖縄から送った手紙の発信日は1944年8月15日で1ヶ月後に李スンハクが受け取っている。封筒には手紙と共に部隊長名義の送金小切手60ウォン券が入っていた。当時、村で李スンハクの他に送金を受けた人はいなかった

100 20世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝31：徐錫華1920年2月9日生』ソウル：ヌンピッ出版社、2008、105-109頁

という。姑は嫁の李スンハクに 10 ウォンとはがき 36 枚を渡したが、李スンハクは夫にはがきを書くことが唯一の楽しみだったと話している[101]。

しかし、李スンハクはその後、夫から手紙を受け取ることはなかった。便りのない息子を待つ母親の心も嫁に劣らず苦しかったことがわかる。1944 年秋、徐錫華がいなくてもその年の収穫は比較的良かったが、徐錫華の母親の朴氏は 4 人家族が食べる分だけを残して、残りは全て供出した。さらに真鍮製の茶碗など家の中にある金属をすべて面事務所に持って行ったという[102]。徐錫華は 1945 年夏、座間味島で米軍に投降し、捕虜収容所で解放を迎えた。1946 年 2 月、慶山郡から沖縄に連行された同僚約 70 人とともに故郷に帰ってきた。その時、徐錫華は 27 歳だった。母親の朴氏は息子の錫華が連行された当時について以下のように語り、話を結んだ。

> ……言葉では言えません。とても言葉で表すことはできません。天地がひっくり返ったとしてもこれよりひどくはないと思います。針のむしろに座ったとしてもこれよりひどい苦痛ではなかったと思います。あのもどかしさは言葉では到底言い表せません[103]。

一部残っている女性たちの口述資料を通して、沖縄強制動員が彼女たちにとってどのような記憶として残り、どのような意味を持つものであったか把握してみた。しかし、女性としての人生を理解できる口述記録はなかなか見つからなかった。あったのは主に男性中心の被害叙事と証言であり、これは女性たちの経験は男性たちの話を補充する副次的な参考資料程度と認識されていたためである。これについて金ギオク氏は、女性たちの戦争体験について女性の性役割を中心に論議されていることは、戦争を研究する韓国社会のジェンダー化された認識論の結果であると指摘している[104]。女性たちも自分の人生を、男性中心に作られた言語で理解し表現する傾向が強いということもある。

沖縄戦と朝鮮人軍労務者の強制動員は「被害当事者」だけの問題ではない。戦闘現場への強制動員の場合、彼らの心理的かつ情緒的な次元においての被害は「当事者」を越えて拡大される。強制的に連行された当事者だけでなく、その家族、子どもたちも

---

101 権丙卓、『慶良間列島：日帝末徴用記』慶尚：嶺南大出版社、1982、122-123 頁

102 権丙卓、『慶良間列島：日帝末徴用記』慶尚：嶺南大出版社、1982、145 頁

103 権丙卓、『慶良間列島：日帝末徴用記』慶尚：嶺南大出版社、1982、198 頁

104 金貴玉、「女性にとって戦争とは何か？：韓国戦争期、男性の不在と嫁入り暮らしの女性」、李ジェギョン他『女性（たち）が記憶する戦争と分断』洪川：アルケ、2013、102 頁

親世代の苦痛から自由ではない。沖縄強制動員研究は、被害者の戦場体験が子どもたちにどのような影響を及ぼしたのか、同時に夫の喪失が子どもの養育に及ぼした心理的かつ情緒的な影響、さらには女性としての人生への影響に関する面にも関心を寄せる必要がある。

3）金鳳漢の息子の金杞東

（1）独り身の母親への理解

口述者の金杞東は、いつの間にか 80 歳を迎える年齢になっていた。彼の父親が沖縄で軍労務者として亡くなってから 80 年近く経ったということだ。一人で口述者を育てた母親もずいぶん前に亡くなった。80 歳になろうとしている口述者にとっては、父の強制動員と沖縄での死、そして一人で育ててくれた母親について今更どれだけの思いがあるだろうか、もしかしたらすでに過ぎ去った昔の出来事、年を取った分淡々と話せるようになった過去の出来事程度にしか考えていないのかもしれない、そんな推測が我々にあった。しかし話し始めた口述者は母親に関する部分では涙をこらえることができなかった。

> **面談者：**お母さまはたいへん苦労されたようですね。
> **口述者：**一番大変だったでしょう。
> **面談者：**お母さんがお父さんについてお話したことがありますか？
> **口述者：**今私が覚えているのは、（母が）父のことで〔顔や態度に出して〕大きくかき乱したりということは（ありませんでした。）一人で悩んでいました。どうやって？つらい胸の内をどうやって？〔耐え抜いたのでしょう。〕（ずっと涙を浮かべながら）私が大きくなってから母親を見るに……（涙）母は夫もなく、大きな財産もなく。伯父から譲りうけた田畑一耕。そして家一軒。どれだけ苦労したでしょうか。農業を伯父さんが手伝ってくれましたが、夫がいないその苦しみ。農業をしながら。

そして、年を取るほど母親に対して新しい理解が生まれ深まるようになったと言う。口述者にとって父親の沖縄強制動員と死、そして 26 歳で独りになった母親が自分を育てた姿は現在でも鮮明に記憶しており、また年とともにさらに理解が深まっていったようである。

口述者：家庭内のことはほとんど母がして。そして大事は伯父の家と叔父の家と一緒にやった。たとえば、農業をすることも、脱穀することも、稲刈りも、母は〔父に代わり一家を代表する〕働き手として、一緒に働きました。伯父の家の事を最初にやってから我が家の事をして。その大変さは……（涙、ハンカチで涙をぬぐいながら）ごめんなさい。

面談者：今でもその時のことが思い出されると……

口述者：今でも思い出します。（右手で胸をたたき涙を流しながら）母は頑固な方だから。頑なな方なので。弱かったら生きていけないと言って。今も…… 母親の厳しい教育、非常に厳しい教育のため、私は（他の男の子にくらべて）男らしいことはできなかった。皆のように元気旺盛な若者のようにできたらよかったんだが、そんな風にはならなかった。元気旺盛な若者というのは力自慢をしたり、男の子たちが成長し思春期になると、突拍子もないようなことやるじゃないですか？今でも田舎に行くと「ソリ」というのがあるでしょう。少年の頃というのは人の畑に入って悪さしたりするのが普通だった。たとえばリンゴや、麦、豆を盗んで食ったり、こんなことよくやったもんだが、私はそんなことはしませんでした。

（2）厳しい母親

口述者の母親は、男系家長の家父長的な権威と教育を重視する慶尚道の農村社会で、一人で子どもを育てるためにことさら厳しい訓育方法を選択したものとみられる。子どもたちのいたずらとして理解されることに対しても例外なく厳しく訓育したという。口述者は年を取ってからそうしなければならなかった母親を一層理解したようだ。子どもの頃に薄情に感じた恨めしい気持ちと同時にそうするしかなかった母親のことを思って涙を流し続けた。

口述者：畑に行って悪さなどしたら、夕方、母が知らない私の行動については絶対に許さなかった。遅くから出かけるにしても何の用事で行くのかと聞かれ、予定時間に帰らないといけなかった。時間が過ぎるとドアを閉めてカギをかけるんだ。

面談者：むしろもっと厳しくしたのですね。父親がいないのが欠点になるのではないかと。

口述者：（涙を流しすすり泣きながら）そのように厳しくした母親の心情を思うとどんなにつらかったでしょうか……（泣き声を手で押し隠しながらハンカチで涙を拭う）私の涙でも全部表しきれません。そんな母を喜ばせるために……今も私は悪いことができません。警察に勤めてからも、罪を犯した人かどうか判断すること、罪を犯した人を強行に捕まえることはできません。

口述者には４つ上の兄がいた。兄は国民学校を卒業できず４年生の時から伯父と一緒に農業を始めたという。それで兄は早くから物心がついたようだ。兄は父親の代わりに村の太平洋同志会にも出るなど家長の役割をした。後に口述者が太平洋同志会の活動を始めた理由もまず総務として働いていた兄を助けるためだったという。

口述者：（私と兄の）意見や考えの違いはある。兄の考えはいつも一段階上だよ。それは兄が亡くなってから感じたことなのだが。弟がいる兄の思いと兄がいる弟の考えにはすごい差があるんだね。（涙をこらえながら）そうやって二人はお母さんの下で…お母さんの下で育てられた。孝行者にならないといけないと思った。孝行者になるためにしなければならないことは何だ。言葉から、行動から、兄がそうするから、私は従った。しない訳にはいかないですから。だから友達なんかと集まるにしても。行けなくても、行かなくても彼らの考えが全部わかるじゃないですか。成長するとき、知らない事や暗い世界を探そうともがくのは……。

口述者は幼い頃から祖母への孝行を極めたという。おそらく母親が幼い頃からそうするようにさせたのだろうと話した。26 歳で夫を失った女性と息子を失った女性の間には相通じるものがあったのだろう。

口述者：祖父は私が 8 歳の時に亡くなり、祖母は 20 歳の時に亡くなりました。私の記憶では、私は祖母に本当によくしました。亡くなったのは 80 歳の時です。うちでドジョウ鍋を煮たり市場で鶏や牛肉、豚肉を一斤買ってきて汁をつくったりした時は、私は伯父の家に行って祖母をおんぶしてうちに連れて一緒に食事をしました。私は今でも親不孝と言われたくはありません。母や他の人よりも祖母には孝行する孫でした。私は今でも自負するが、祖母には母よりもよくしてあげました。

面談者：そうされた特別な理由があったのでしょうか？ 幼い年齢じゃないですか。十代で祖母によくするというのは簡単なことではないように思われますが。

口述者：それも母に言われたのでしょう。おばあちゃんを連れて来いとか。スープを持って行ってあげなさいとか。私の記憶では、祖母を背負って我が家に連れて来て一緒に食事したことが多いです。私自身も祖母には本当に孝行する孫という称号が欲しかったんですよ。よくやったとそう感じます。祖母が私をさらに可愛がってくれましたしね。

口述者の幼いころの記憶は、過去の経験とそれに対する現時点での理解や解釈が混ざっている。特に夫なしで一人で自分たちを育ててくれた母親に対する記憶は口述者の人生経験が積み重なるにつれ、再構成され新しい感情を生み出している。父親の強制動員と死という歴史的傷痕（トラウマ）はその子どもに直接的に伝わると言うよりは、母親が受けた傷とその母親に対する子どもの感情とが絡み合って形成されているように見える。口述者は母親に関する話を「淡々と」言えなかった。インタビューの間、老齢の口述者は母親の事を思いながら涙を流し、ほとんど泣き声になって話を続けることができない程だった。口述者は「なぜ私がここまで涙を流しながらたくさん話をしたのか自分でも驚きだ」と繰り返し話した。『太平洋戦争実記集』を書いた張尹満の娘、張ヒョンジャが書いた文章にもこのような心情がよく出ている。

> 今は亡くなったが、生前の母は早くに亡くした父のことを思い出すと父の『太平洋戦争実記集』を読み、とめどなく涙を流した。幼い頃、私はそのような母親の姿をよく理解できなかったが、今は理解できる。当時、花のような新妻であった母親は強制動員に連れて行かれた父親をどれほど恋しく思ったであろうか？ 解放後待ちわびていた夫が満身創痍になって帰ってきた時、その心情は如何ほどであったろうか？ 戻ってからは病床に臥す毎日が続き、結局亡くなった夫を見ながらどれほど胸が潰れる思いをしたであろうか？ そんなことを思うと、私は今も胸が張り裂けそうになる[105]。

最近、人文治療という研究領域が作られ、口述史が一つの方法として注目を集めている。口述研究者たちは口述史インタビューの目標が、歴史的傷痕に対する理解と治癒の模索にならなければならないと話す。特に被害者との口述インタビューは尚更である。口述インタビューを行った人たちは皆、インタビューは治癒の効果があると主張している[106]。沖縄強制動員真相究明のための資料としての価値を越え、夫と父親を失った家族が負った傷を語ることができるようにすること、さらには彼らの歴史的傷痕を治癒できる方法としての口述史に関する論議をさらに深める必要があるだろう。

105 張尹満、『太平洋戦争実記集』、ソウル：日帝強制動員被害者支援財団、2019、9-10 頁

106 尹沢林、「口述史インタビューと歴史的傷魂：真実探しと治癒の可能性」『人文科学研究』30、2011、400 頁から引用

2 多次元の「烙印」:「父親のない子」

家庭内の家父長的権威と男性中心の位階秩序に重きが置かれる韓国社会において、父親の不在は存在論的かつ実質的にも人生の危機である。この点については伝統的に韓国社会では父親の不在を卑下し嘲弄するさまざまな表現が存在することで確認できる。「ホレジャシク（息子）（호래자식（아들））」「ホロジャシク（息子）（호로자식（아들））」「フレジャシク（息子）（후레자식（아들））」など、これらは「教育も受けず〔親がいないために親の教えを授かることがなく〕一人で無作法に育てられ、教養や礼儀がない者」を卑下して指す言葉である。これらの言葉は同じ意味であるだけでなく、その語形も類似しており、語源的にも関連のある単語であることを示している。

「ホレジャシク（호래자식）」〔ジャシクは子の意〕は『韓英字典』（KOREAN-ENGLISH DICTIONARY、1897）で「ホルエジャシク（홀에자식）」に、また「ホロアドゥル（호로아들）」〔アドゥルは息子の意〕は『큰사전』（大辞典、1957）に「ホルウィアドゥル」〔ホルのアドゥル、홀의아들〕として記載されている。これら「ホルエジャシク（홀에자식）」と「ホルウィアドゥル」〔ホルのアドゥル、홀의아들〕は後代文献に登場するが、起源的な形態が残っていて、語源を説明する糸口になれる。「ホレ」「ホロ」「フレ」の語源についてはさまざまな説があるが、オランケ[107]（오랑캐、野蛮人）を意味する「ホノ（胡奴）」または「ホロ（胡虜）」から来たという説が広く知られている。これはオランケを憎んで、偶然にも発音が似た「ホノ」または「ホロ」とつなげただけだ。

「ホレ（호래）」「ホロ（호로）」に変わる前の語形が「ホルエ（홀에）」「ホルウィ（홀의、ホルの）」だったという事実を知っていたならば、この説は生じなかっただろう。「ホルエジャシク（홀에자식）」や「ホルウィアドゥル（홀의아들）」の「ホル」は「ホルオミ〔夫のいない独り身の母〕、ホルアビ〔妻のいない独り身の父〕の「ホル」〔一人〕と同じだ。すなわち、「ホル」は「配偶者あるいは相棒のいない独り身」の意味である。「ホルエ（홀에）」と「ホルウィ（홀의）」の「エ」と「ウィ」は名詞の「ホル〔一人〕」と「ジャシク（アドゥル）〔息子〕」を連結する属格助詞〔日本語文法では連体修飾格〕だ。したがって、これらは「独り身の子息（息子）」、すなわち「母親が一人で育てた子ども（息子）」という意味になる。「父親がいないフレジャシク」という慣用表現には「ホルエ（홀에）」と「ホルウィ（홀의）」の意味がよく表れている。

107 〔昔から絶えず侵入してきた北方の民族（朝鮮時代には女真族）に対する嫌悪感・敵対感・蔑視感などを込めた呼称だったが、野蛮的で未開な種族を指したりもした。https://ko.wikipedia.org/wiki/%EC%95%BC%EB%A7%8C（2026.4.6. 検索）〕

「ホルエ（홀에）」は「ホレ（호래）」や「フレ（후레）」に変わり「ホレジャシク（息子）」「フレジャシク（息子）」に残っていて、「ホルウィ（홀의）」は「ホロ（호로）」に変わって「ホロジャシク（息子）」となった[108]。

社会文化的な烙印であった「父親のいない子」は、日本植民地期を経て「私生児」という法的概念と合わさり、社会制度的な用語として拡がった。日帝の植民地期、日本が分析した当時の朝鮮の家族関係と家父長的な伝統は、夫なしで子どもを育てる女性や母がいても父親がいない子どもは血統が不明とされ、つまり根本のない「非正常」な人間として烙印された[109]。このような多次元での烙印のため、強制動員による父と夫の喪失はさまざまな過程で遺族たちの人生に影響を与えることになった。

口述者の金杞東は幼い頃、他の家とは違うという認識はあったが、「もともといなかった」から、父がいないということを大きなこととして考えなかったという。他の家の子ども〔たちと違って〕父親がいなかったが、同じ村で祖父母や伯父の家族と共に大家族の環境で育ったために父親の不在は大きく自身にのしかかるものではなかった。

> **口述者：**幼いとき、「どうして家はこんなに貧しいのか？お金もとても貴重で。母が〔金銭面も〕全部しなくちゃいけない。少し大きくなったら兄も家にお金を入れなければならないし、そうして兄もお金をだして」。こんなところが違っていた。今思うと、小学校に通っていたときも父親がいなかったので、自分には父がいないということはわかっていた。父がどこへ行ったかだけは知っていた。しかし当時は、悲しさや心の痛みを今のようには感じなかった。（もし、そうだったならば）、恥ずかしかっただろう。自分が記憶するには、家で母や祖父、祖母、伯父や兄は「父親がいないために、まぁ、いなくて気の毒だ……」といった話は一切しませんでした。する必要もないじゃないですか。（中略）祖父は自分が 8 歳の時に亡くなりましたが、祖父は伯父の家にいて、私たちは別のところで暮らしていたんです。祖母、祖父が農繁期になると「弟の家〔口述者の家〕の仕事がどうなっているか見に行って来い」と言い（そうすると伯父が来てくれて）。祖母が私たちをとても気にかけてくださいました。

108 趙恒範（チョ・ハンボム）、「趙恒範教授の語源話「フレアドゥル」」『文化日報』、2017 年 9 月 22 日、https://www.munhwa.com/article/11052468（2026.4.7. 接続）

109 洪ヤンヒ、「「父親のいない」子、その「烙印」の政治学：植民地時期「私生児」問題の法的構造」『アジア女性研究』52(1)、2013、52 頁（39-66 頁）

しかし、成長して社会に出ると父親の空白を改めて感じ始めた。父親がいる人々と比較して自身の「足りない」部分を発見し、その原因は父親の不在によるものであると理解した。

> **口述者：**兄も私も社会生活をしながら何か見聞きして思うことがある時、「自分はどうしてこうなんだ！」と。あえて比較する必要はないのですが、父親のもとで父親からあれこれ習いながら両親のいる家庭で育った人と自分を比べると、やはり私は物事にあまりにも遅れているのです。だから彼らは上手にやっているのだ、それでいろいろできるんだな。だから私は悪口を言われるのだ、と彼らとの違いを感じるのです。

すなわち、強制動員による父親の死は、幼年期には大きな意味を持つものではなかったが、成人になって社会生活をしていくなかで父親の不在が改めて再認識されるようになった。

> **口述者：**先日お話をした時、お父さんがいないことで悲しくてもどかしくなったことは特になかったと言いましたが、私が学校に通っているときですね。今じっとよく考えてみると、ハァ、本当にお父さんがいないので、お父さんのいる人は〔成長し親になって〕子どもを教育するにもきちんとしているなと。母親一人で教育するのとは天地の差です。性格も違うし、先を見通すことも違うし。父親を見習いながら、何か感じ取ったことがないじゃないですか。
>
> **面談者：**違うというのは、どのように違っているか教えていただけますか？
>
> **口述者：**今もそうだけど、おやじがいれば、叫ぶ声も違うし、教えることも違う。「やー（柔らかい声で）あれこれ、これやあれ……」、今、自分の息子たちが真似ていること……（父親が）どれだけ子どもを可愛がっているか感じ取ったり、私はそんな経験はなかったじゃないですか。私は一度もそのようなことを受けたことがありません。〔父親がいると〕感じることがあるんだ。私が子どもを育ててみると、そうです。ハー、私におやじがいたら、うちの子を可愛がってやる方法、遊び方、あるいはあれやこれやお使いをさせる方法、お使いといえば少し変ですが。話せなければ話し方を教えてやることや、あそこにあるものを持って来なさいといってもできなかったら、ああしてこうして持って来なさいと言うこと。勉強していたらこうするんだと教えてやったり。こうしたことは（おやじ以外の）誰がやってくれますか？〔誰も〕できません。私は他の人を真似ていかなければなりません。そうしなければできませんでした。

考えもしませんでした。おやじがいないから、〔人より〕遅くなるしかないじゃないですか。私が成長しても、父親がいる人といない人とは違います。「父親のいない子ども」という言葉を聞きたくなかったから、私は限りなく慎重に行動しました。母も他人からそんな風に言われないように「お前はいつもちゃんとして行動に気をつけなさい」と、言いました。

面談者：誰も「父親のいない子ども」というようなことを言わなかったけれど、自ら特別に気をつけられたのですね。

口述者：（右手を握りしめて持ち上げながら）お父さんがいたら勇敢になることもできただろうし、大声も出せた。男らしい行動もできたはずです。でもできませんでした。お母さんが警戒していて。母が教えること以外は絶対にやってはいけない。それが父親のいない子どもの痛みではないでしょうか？

口述者はむしろ成人した後、父親に対して関心が大きくなったという。父親の不在による欠乏感を感じ、自身も父親になってから、父親に関して知りたいと思うようになった。口述者は父親について主に遺族会を訪ねて関連する記録を探すうちに自然と遺族会活動とつながるようになった。

3 父の記憶と記録を求めて

金杞東は幼い頃、母親に父親のことについて深く尋ねなかったという。生まれた時から存在せずそういうものだと思って暮らしていたので、心から気になったというよりは好奇心で聞いた程度という。しかし、幼い子どもの質問に祖母と母親が見せた反応によって〔子ども心にも〕重ねて同じような質問をするのは憚られただろうと推察される。

口述者：私が物心ついてから尋ねたら、長兄（当時８歳）は、〔父の〕亡くなった事情を少しだけ聞いて〔知っていた〕。それ以外には、死んだ夫の話を好き好んで話すような人はわが家には母親も含めて一人もいません。特に祖母や祖父も。祖父は私の８歳の時に亡くなりましたが、祖父に聞いてみようと言う考えもまだ幼くてありませんでした。（涙ながらに）今思えば、私の母より祖母の方が先に泣く人です。お父さんの顔立ちがどんな風だったとか、どんな人だったとか、お母さんに聞いたことはありませんでした。私の記憶では聞いたことがありませんね。１年か２年経って物心がついたころ「あ、そうだったんだ」という程度だった。お父さんがどうだったとか、ああだったとか……。後で（父が

> 連れていかれて大邱師範学校にいた時）、私の母方の祖母と母が師範学校に行って（父が）訓練するのを遠くから見て手を振って。釜山に夜行列車で出発する時も手を振って、それで終わりです。親から聞いたのはこの程度でそれ以外は聞く時間もないし。（涙ながらに）聞き直すと母を泣かせることになり、祖母も悲しませることになるから、（涙を流しながら）……それが見たくなくて、二度と聞かなかったのです。

金杞東が幼い頃学校で自分の頭を特に撫でてくれた大人がいたが、後で知ると父親と沖縄で同じ分隊にいた人だったと言う。成人してからその人に会って、食事でもしながら父親のことを聞こうとしたが、その時はすでに亡くなっておりできなかったという。

> **面談者：**お父さんについてその方から聞いたことがありますか？
> **口述者：**お父さんを知っている方なので。（その方が私を見て）お父さんに似ていると。その時、私は公職についていましたが、「お父さんによく似ている」と言われました。その当時も今もですが、私は偉そうに威張り散らすこともないし、性格も強い方じゃなく物静かな性格なんですが、お父さんに似ていると言われたのが、私の記憶に今も残っています。その方以外に私の父について知っている人はいません。家でお母さんに聞いても答えてくれないし。どんな顔立ちをしていたとか。
> **面談者：**どうして話してくれなかったのですか？
> **口述者：**（涙が出て言葉が続かない）
> **面談者：**アイゴー、胸が痛くて話せなかったんでしょうね……

沖縄に父親と一緒に連行されて帰ってきた人たちが同じ村にもいたが、彼らからも父親に関する話を容易に聞けない状況だったとみられる。自分たちは生きて帰ってきたが同じ村に住んでいる口述者の父親は沖縄で亡くなったため、口述者の祖父母や母親を訪ねて挨拶するのは難しかったと思われる。

前記の聴取記録は口述者が話していた当時の雰囲気を完全に反映していない。この文章だけを見て口述の内容を理解しようとすれば、断片的なことしかわからないだろう。インタビューで、口述者が、父親と一緒に沖縄に連行され帰ってきた故郷のお年寄りの話をするときはとても苦しそうにしていた。特に母親が父親に関する話をなぜしなかったのかという面談者の質問には、涙をこらえるために言葉を続けることができなかった。時には口述者の長い沈黙、涙、表情、手振りが言葉では表現できない感情をありのままに伝えた。

口述者：一緒に〔沖縄に〕行ってきた人たちはうちの祖母と祖父に挨拶しに来ることができなかったのです。（手を振りながら）「どうして君たちだけ帰ってきたのか！会いたくない。一緒に来ないでなぜ一人〔人称の数不一致のまま〕で帰ってきたのか？」（ハンカチで涙を拭いながら）私が知る限りではそのくらいだ。近頃のように「うちに来なさい、あなたも一緒に家に来なさい」とか言ったりするとか、そういうのもないです。私の知る限りではありません。

兄は父親の代わりに慶山太平洋同志会の集まりに母親と参加したりしていたが、口述者は成人になってから大邱で暮らしていたため参加しなかったという。口述者は兄が太平洋同志会総務を務めるようになってから、団体活動に関心を持つようになったと言う事だ。その後、口述者は慶山太平洋同志会の会長として活動し、父親が亡くなった沖縄の現場を訪問するなどした。

口述者：（遺族会の活動を通して）私たちは父親に関して小さなことでも知ろうと。もっと熱心にやらなければならない、数奇な運命ですから。

権水清は父親（権云善）が亡くなり、9歳の時から親戚の家を転々として生活したためにどこにも心を寄せて落ちつくことができず、他郷を回りながら生計を立てることにだけ集中するしかなかったという。その一方で幼心に父親がいつかは帰ってくると期待し、死亡申告は出さなかったという。実際、多くの強制動員犠牲者遺族たちは遺体を発見できなければ、法的には「行方不明者」状態であり、すでに「死亡」したと思われても、心理的には生還する可能性に期待して待っていた。夫が強制動員された地で死亡して、夫人も夫の死亡事実を確認したにもかかわらず、死ぬまで夫の生還を期待していた[110]。

権水清は、故郷の善山〔家門の山〕には母親の墓だけがあり、父親については仮墓もつくらなかったというが、年を取るにつれて子として父親に対する記録だけでも探して生存の可否を確認したかったという。彼のこのような願いは遺族会への加入につながり、団体を通してついに父に関する記録を確認した。しかし、彼が見つけた記録は1996年2月26日、日本の厚生省から受け取った数行だけのものだったという[111]。

110　李ハンシクのインタビュー［口述聴取記録2］参考

111　権水清、「沖縄で歌う恨の歌」『奪われた親を偲びながら：強制動員被害者遺族証言集』ソウル：民族問題研究所、2017、50頁

氏　　名：権云善
生年月日：大正４年（1915）１月 10 日
身　　分：陸軍軍属
復員又は死亡記録：なし

以後、権水清は遺族会の活動を通じて父親の記録を追加で確認し、父親が亡くなった場所を探して祭祀を挙げた。遺族である権水清も高齢である。彼は 2015 年、家族たちと最後の沖縄訪問を果たした。この最後の訪問で子どもとしての道理を果たしたと自らを慰めた。強制動員によって家族を失った人々の「傷」は記憶として残され、その記憶は次の世代に繋がっていく。

最近の関連研究によるとトラウマは遺伝するという。マーク・ヴォリン（Mark Wolynn）は『トラウマはどのように遺伝するか』[112] で「自殺、戦争、子どもや両親、兄弟姉妹の早い死など多様な強度の悲劇が与える苦痛の衝撃波は滝のように降り注ぎ、世代を超えて次の世代にも受け継がれていくことがある。またトラウマが一世代から次の世代に遺伝することもあり、実際に遺伝するという生物学的な証拠が続々と明らかになっている」と主張する。彼は、1944 年にアウシュビッツ収容所で家族を失い 1946 年一人で米国に渡ったある女性の孫娘の話を通して、情緒的、心理的な次元の「遺伝」を越えて生物学的にもトラウマが次の世代に継承される可能性を示している。

ポーランドのユダヤ人一家に生まれて 1946 年に米国に移住したグレッチェンの祖母、祖母の家族は、1944 年に皆アウシュビッツ焼却炉のなかで生涯を終えた。文字通りガス室で毒性蒸気によって殺害され、焼却された。グレッチェンの直系家族は誰もそのことを、つまり祖母の兄弟姉妹そして両親の運命を口にしなかった。極端なトラウマを経験した人たちがよくあるように完全に回避してしまったのだ。グレッチェンは不幸な家族の歴史を知ってはいたが、自分の不安やうつ病と結び付けたことはなかった。グレッチェンが使った言葉と描写した感情は、彼女自身からではなく彼女の祖母と命を失った家族史から由来したことは明らかだった。

細胞生物学者のブルース・リプトン（Bruce Lipton）は思考と信頼、感情が DNA に

112 〔『トラウマはどのように遺伝するか』（2016、韓国語訳 鄭ジイン）は韓国語翻訳本の題名をそのまま日本語訳したもの。原文と日本語訳は以下を参考。Mark Wolynn, *It Didn't Start with You：How Inherited Family Trauma Shapes Who We Are and How to End the Cycle*, Penguin Audio（Publisher）, 2016、マーク・ヴォリン（日本語訳 、野中 香方子）、『心の傷は遺伝する』、河出書房新社、2019〕

影響を及ぼすことを証明した。彼は「恐怖、怒り、人、希望など母親の感情は子どもの遺伝子発現を生化学的に変える。」あるいは「ストレスホルモンは人間の胎盤を通過して…… 胎児の内臓血管を収縮させ、末梢の方により多くの血液が集まることによって、胎児が闘争逃避反応を準備するようにする」と主張する。それで、ストレスが激しい子宮内環境を経験した子どもは、それと似たストレス状況に出会うと過敏な反応を見せることがあるという。精神科医のトーマス・バーニー（Thomas Verny）は、妊産婦が深刻で慢性的なストレスを経験すると、体からアドレナリンとノアアドレナリンをはじめとするストレスホルモンが分泌され、これが血管を通じて子宮に移動して胎児にも同じストレスを誘発するという研究結果を出すなどした[113]。

このような研究は現在、人文社会学中心の強制動員被害当事者に関する現状把握や真相究明の次元の研究にとどまらず、彼らの家族と子どもに関して生物学等の科学分野にも研究範囲を広げる必要があることを示唆している。

113 マーク・ヴォリン（韓国語訳、鄭ジイン）、『トラウマはどのように遺伝するか』、坡州：シムシム（心心、プルンスプの人文・心理専門出版ブランド）、2016、55-57 頁、



沖縄県営平和祈念公園内の韓国人慰霊塔
［日帝強制動員被害者支援財団撮影］

V

沖縄強制動員に対する記憶と追悼

1　慶山太平洋同志会と犠牲者慰霊碑

1）慶山太平洋同志会の始まり

2）権丙卓と太平洋同志会の出会い

3）外部団体と個人の支援

2　英陽と沖縄の「恨之碑」

1）建立意義

2）英陽「恨之碑」

3）沖縄「恨之碑」

V

沖縄強制動員に対する記憶と追悼

「特設水上勤務隊」所属の朝鮮人軍労務者（軍属）は名簿で確認された人員だけで約 2,865 人だ。彼ら軍属の場合、慶尚北道 23 の府郡（現在市郡）から各々、少なくは 10 人（大邱府）、多くは 304 人（慶山郡）から 340 人（永川郡）[114] が連行された。軍人、慰安婦、一般労務者などの強制動員被害者を合わせれば 1 万～ 1 万 5 千人の朝鮮人が沖縄に強制的に動員されたという主張もある[115]。特に、沖縄強制動員の朝鮮人死亡者のうち、軍労務者の死亡率が他の軍人、一般労務者に比べて高いと知られている[116]。帰還後、負傷合併症と後遺症のために死亡した者を合わせると、実際の沖縄戦による死亡者はさらに増えるだろう[117]。

このように多くの被害者と犠牲者が慶尚北道全域にわたっているにもかかわらず、

114 姜貞淑（2005）は名簿分析を通じて 304 人、権丙卓（1982）は 350 人が慶山から強制動員されたと明らかにしている。金旻栄（2018）が姜貞淑（2005）の研究を基に作成した統計によると、全体 2,865 人のうち、永川郡 340 人（11.9%）、慶山郡 304 人（10.6%）、慶州郡 268 人（9.4%）、奉化郡 246 人（8.6%）、達城郡 231 人（8.6%）、清道郡 179 人（6.2%）、漆谷郡 167 人（5.8%）、善山郡 141 人（5.5%）、義城郡 131 人（4.5%）、英陽郡 128 人（4.6%）、栄州郡 112 人（3.9%）、尚州郡 96 人（3.3%）、醴泉郡 90 人（3.1%）、星州郡 77 人（3.3%）、迎日郡 65 人（2.3%）、聞慶郡 53 人（1.8%）、青松郡 37 人（1.3%）、金泉郡 36 人（1.2%）、高霊郡 32 人（1.1%）、安東郡 31 人（1.1%）、軍威郡 30 人（1.0%）、盈徳郡 24 人（0.8%）、大邱府 10 人（0.3%）、慶尚北道外の地域 39 人（1.4%）である。（金旻栄、『沖縄強制動員朝鮮人犠牲者被害実態』、日帝強制動員被害者支援財団、2018、参照）

115 呉世宗（韓国語訳、孫知延）、『沖縄と朝鮮の隙間で：朝鮮人の可視化 / 不可視化をめぐる歴史と語り』ソウル：ソミョン出版、2019、27 頁〔呉世宗（著）『沖縄と朝鮮のはざまで―朝鮮人の〈可視化 / 不可視化〉をめぐる歴史と語り』、明石書店、2019〕。

116 日帝強占下強制動員被害者真相糾明委員会に申告された沖縄強制動員者中、軍人は 130 人中 24 人、労務者 139 人中 3 人が、労務者（軍属）は 1,753 人中 451 人が死亡した。全体軍属動員者の約 70% は生還したが、死亡者（23.6%）と行方不明者（6.2%）を合わせて約 30%が戻ってこなかった（詳しくは金旻栄、『沖縄強制動員朝鮮人犠牲者被害実態』（2018）を参照）。

117 『太平洋戦争実記集』（韓国語）を書いた張尹満も沖縄から帰ってきた後、後遺症などで健康がすぐれなかった。娘の張ヒョンジャは「父は家に帰ってきた後も、戦場での飢餓と苦労の後遺症で、ずっと体調が良くなかった。小さい頃の私の記憶には父がいつも病気がちで、お腹をまるめて横になっている姿が残こっている。そうして結局父は 45 歳の時に胃腸病で亡くなった」と証言している（『太平洋戦争実記集』（韓国語）12 頁参照〔『太平洋戦争実記 沖縄戦徴用軍夫張尹満の手記』（日本語）、日帝強制動員被害者支援財団、2023、12 頁〕）。

沖縄軍労務強制動員の犠牲者慰霊碑は英陽と慶山の 2 ヶ所に立っているだけだ。沖縄本島とその周辺の島に沖縄戦犠牲者（日本軍、沖縄住民、朝鮮人強制動員軍人、慰安婦、軍属を含む）慰霊碑と追悼施設が 11 ヶ所[118] という事実と比較すると、韓国には強制動員犠牲者追悼施設がほとんど無いに等しいといえる。1975 年当時、韓国政府は沖縄に「韓国人慰霊塔」を建てている[119]。

今回の章では、韓国の慶山と英陽に沖縄強制動員犠牲者慰霊碑が建立された経過をみる。現在、韓国内各地域の慰霊碑建立に直接関与した沖縄強制動員被害生存者たちは皆死亡し、詳しい建立経緯がわかる資料が残っていない状況である。そのため残されている口述記録と日本側の資料を基にしてその経過を再整理した。慶山の「40 位慰霊碑」の建立については慶山太平洋同志会会長の金杞東の証言と、20 世紀民衆生活史研究団（2007、2008 年）の口述資料を参考にし、英陽の「恨之碑」は民族問題研究所が発行した口述証言集と「ストーリーファンディング」ホームページの内容を基に設立経過を整理した。

1 慶山太平洋同志会と犠牲者慰霊碑

1）慶山太平洋同志会の始まり

慶山では約 304 人が「特設水上勤務隊」所属の軍労務者として強制動員され、このうち 275 人が生存して故郷に帰国した。生存者たちは沖縄本島、石垣島、座間味島やハワイ米軍捕虜収容所を経て帰国したが、帰国の時期が異なる。ハワイの捕虜収容所に収容された人たちは 1946 年 1 月に仁川港に、沖縄の捕虜収容所にいた人たちは 1946 年 2 月に釜山港に戻ってきたという[120]。

記録と証言によると、「帰還船の船上で太平洋同志会を組織した」となっているが、どの船上でどのような論議を経たのかなどの詳しい証言や記録は残っていないようだ。沈在彦は帰還直後、同僚の家を訪ねながら生きて帰ってきた喜びをわかち合ったと話

118 金美恵、「沖縄戦で犠牲となった朝鮮人の慰霊碑（塔）に関する研究ノート」『地域研究』20、沖縄大学地域研究所、2017 年、104-115 頁

119 沖縄「韓国人慰霊塔」と関連した論議は次の章で詳しく扱う。

120 権丙卓、『慶良間列島：日帝末徴用記』、慶尚：嶺南大出版社、1982、201 頁（太平洋同志会の記録では 251 人が帰還したとされている。20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 31：徐錫華 1920 年 2 月 9 日生』2008、127 頁を参考）

していることから、村単位での生存者の親睦が維持され、生還者の一部が船上で組織した同志会が慶山全体を網羅する集まりとして拡大されたのだろう。

> 安心面からは 32 人が行ったが、2 人が死んでしまった。私たちは帰ってくる時、こんな風に話し合ったんだ。「家に着いてちょうど 10 日経ったら、みんなで集まろう。10 日の間にはそれぞれ行く所もあるだろうし、会う人もいるだろう、いろいろ用事もある事だから 10 日後に会おう」、「そうだ、必ず会おう！」このように決めた。しかし会おうと言ったってこれは簡単なことじゃない。それぞれの家に集まろうというのはちょっとためらってしまうんだ。家に来たら酒の一杯でも出さないといけないし、やっぱりそうならないとね。それで私から先にやろうと。ケチュ〔講、親睦会〕をやるから最初は全部うちに集まれと、そうして集まったんだね、その時はトンテグ（丸ごとの鱈）を鍋にして食べればよかった。今も高いがその時も高かったよ。そいつを一匹買って鍋に入れ汁を多めにして作り、ご飯を炊いて食べた。酒はその時は全部マッコリだったよ。……そうしてから、次は誰の家でするにしても、とにかくまた集まろうと。何か食べたいからじゃなくて。私たちは帰ってきたんだから、たとえ訪ねる家の人が死んでいたとしても一度は行かないといけない。死なずに生きて帰って来ているならありがたい。だから、親兄弟であっても、妻子であっても、私たちがそこに行って挨拶した方がいいと思わないかと私が提案したんだ。（みなもこうした集まりを持った後なので）「そうだ、そうしよう（みなで集まろう）」となって。……その時は電話なんてないので必ず来なさいと手紙を送って、32 軒の家を訪ねて回ったんだ。回りながら挨拶して。……そうしてからは、本当に情を交えて親しく過ごしたよ[121]。

証言によると、慶山の沖縄強制動員生存者らは帰還後、毎年 4 月 20 日前後に親睦会ということで会合を持った。1981 年 4 月 20 日、研究課題のためにこの会合に参加した権丙卓（嶺南大学校教授、2019 年逝去）が生存者たちの経験と証言を採録し、翌年に『慶良間列島』を刊行した。同志会は権丙卓との出会いを通して所属会員たちの記録を収集整理し、親睦会の集いを通じて慰霊碑を建てるまでになった。

2）権丙卓と太平洋同志会の出会い

1986 年 4 月 20 日の会合では、慰霊碑を建てるための準備委員会（準備委員会委員長の千澤基（チョン・テッキ）の他 6 人）を結成した。彼らは同年 7 月、権丙卓を委

121　20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 16：沈在彦 1921 年 9 月 13 日生』、2007、97-98 頁

員長とする「慰霊碑建立推進委員会（以下、推進委員会）」を立ち上げ、慰霊碑建立のための具体的な議論を開始した。推進委員会は、沖縄戦で死亡した同僚たちの遺骨を収拾し故郷に帰すことを優先することとしてその計画を立てた。

> （1986 年）沖縄に行くことを決めて。資金も集めて、一人当たり 50 万ウォンずつ出すことにして集めた。しかし、〔お金が〕どこに使ったかわからないうちに、どんどん少なくなった。それで権丙卓博士が「一旦お金は預託〔金融機関に入金〕しておこう、一旦、持っているお金もそのままにして置くように」と言った。それで、預託をした。翌年、「よし準備ができた、申請している人はできるだけ行こう」と言って〔それで行ったんだよ〕。それは旧暦の 10 月 7 日だったか、沖縄に行って祭祀を行った。
> **〔面談者の質問〕**（写真を前にして）ここに持ってきたのは 7 人の遺骸ですか。
> それが、死んだ人の遺体を掘ろうとしても無いんだよ。村の人たちもそう言った。今では掘っても無いと。（すでに）遺体をすべて掘り出して、遺骨は向こうの島〔座間味島〕に持って行って一ヶ所に埋めたという。民間人は民間人だけで、日本人は日本人だけで、私たちの韓国人は韓国人だけでそれぞれ集めて埋めたそうなんだ。12 軒の家に集落単位で全部集めて。3 年かかったそうだ。それで〔遺骨を〕持って帰ることができない、掘って韓国に運搬しようとしても普通の事じゃない。費用も結構かかるし。遺体があったとしてもどこにあるかはっきりしないし。亡くなった場所〔銃殺された場所〕を私が探し出して「ここだ」というと、住民たちは「私たちは日本の奴らが〔同じ〕日本人の軍人をそのように〔処刑〕して殺したと思ったが、韓国の人たちが殺されたとは……」と言った。遺骨がないので遺骨箱には他のものを入れるわけにもいかず、その場所の土を持ち帰った。……詩も一首作った[122]。

1986 年 4 月 20 日、年次総会で慰霊碑を建てることを決めた。権丙卓は沖縄大学との交流会を組織し、11 月に沖縄大学総長の招請で千澤基、沈在彦他 5 人の「招魂団」が沖縄を訪問することになった。彼らは沖縄の阿嘉島で「招魂祭」を行い、亡くなった同志の遺骨の収拾に努力したが、探すことができなかった。代わりに同志たちが死んだ場所から土を拾って来て慶山の慧光寺に安置した。その後、推進委員会は日本の厚生省に対して沖縄強制動員者や死亡者の名簿を申請するなど努力した結果、追加で慶山出身の犠牲者 6 人を確認し、犠牲者 40 人の慰霊碑を製作した。1987 年 4 月 20 日、犠牲者 40 人の名前が刻まれた慰霊碑の除幕式が行われ、第 1 回慰霊祭を執り

122　20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 16：沈在彦 1921 年 9 月 13 日生』、2007、142-143 頁

行った[123]。

> 日帝徴用犠牲者慰霊祭
> 義援金を集めて　慰霊碑も除幕
> 日本の植民地末期、沖縄群島など太平洋の戦地に強制徴用されて犠牲になった慶尚北道慶山郡出身の 40 英霊を慰める慰霊祭および慰霊碑の除幕式が 20 日午前、慶山郡南川面の百合公園で行われた。嶺南大学民族文化研究所（所長 権丙卓教授）と太平洋同志会（千澤基会長、慶山郡慈仁面）が設けた慰霊祭には、李泰栄（イ・テヨン）大邱大学総長、新崎盛暉沖縄大学学長など 500 人余りが参加した。各界から義援金を集めて建立された慰霊碑は、高さが 2m、碑文の他に抵抗詩人李陸史（イ・ユクサ）の代表作である「広野」と、義援金を出した人々の名前が刻まれた。日帝末期、慶山郡では 350 人余りの青年が太平洋戦争に連行された。
>
> （『朝鮮日報』1987 年 4 月 24 日付）

慶山太平洋同志会は以後、毎年 4 月 20 日に犠牲者 40 名の慰霊祭を行っている。慶山太平洋同志会が建立した慰霊碑は被害者たちの自発的な努力とともに権丙卓の支援があってこそ可能だった。慰霊碑の建立に必要な財源は、同志会内の募金と慶山地域内の大学、言論界、官庁、そして沖縄大学の支援で調達することができた[124]。慰霊碑の建立を支援した人々の名前は慰霊碑に刻まれている。

3）外部団体と個人の支援

上の新聞記事と遺族の証言から確認できるように同志会が親睦会の枠を越えて慰霊碑を建てるなど対外活動をするまでになったのだが、それは彼らの社会階級的基盤を越えて行うことであった。慶山において沖縄強制動員生存者の大半は、経済的に恵まれていたとか、社会的地位が高いとかではなかったため、自分たちの努力だけでは犠牲者慰霊碑を建てることは事実上不可能だった。そのため、金杞東をはじめ徐錫華、沈在彦がインタビューで明らかにしているように、慰霊碑の設立過程で権丙卓の役割が何よりも重要であったと判断できる[125]。

---

123 「太平洋同志会と慰霊碑建立経過（要約）」、20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 31：徐錫華 1920 年 2 月 9 日生』、2008、144 頁、権丙卓、『慶良間列島：日帝末徴用記』（1982）を参照。

124 金杞東インタビュー「口述聴取記録 1」を参照

125 金杞東インタビュー「口述聴取記録 1」を参照

> 太平洋同志会を組織して〔亡くなった人のことを〕放っておくわけにはいかない。碑でも建てようという話になって、その時、千澤基（当時、会長）という人が全部訪ね回った。この人は暮らし向きも良かった。そうして会員たち全員がいくらかずつ出して碑を建てた。最初は嶺南大学校の敷地内に建てようと大学にもよく行った。権丙卓教授という方がたくさん助けてくれたが、うまくいかず、ここの公園（百合公園）に建てた。碑を建てて 4 月 20 日に毎年祭祀を行っている。私たちが沖縄から帰ってきてから今まで毎年春に祭祀を行った。生還してきた人達も今ではもう死んでしまって、今年（2008 年）は、6 人ぐらい参加した。年を取ったせいか、もう話もうまくできないですね[126]。

> 碑の費用は嶺南大、それからあっちの大邱大学校、こっちのカトリック大学校、慶北大学校、その次、西の方の啓明大学校。この 5 つの大学校の人たちがお金を出してくれて、石碑の代金を全部払った。権博士は本当にありがたい人だ。これらを全部やってくれたよ。私たちだけで歩き回っていたら、うまくできなかったよ[127]。

徐錫華の口述から、千澤基の「良い暮らし向き」は太平洋同志会が慰霊碑製作・建設の活動をする上で重要な要因であったことがわかる。ただ、沈在彦のいう「私たちだけで歩き回っていたら（私たちが行き来しては）、うまくできなかったはずだよ」に含まれる意味と同志会の実状を詳しく調べてみる必要がある。当時は、強制動員被害者や犠牲者の遺族たちが、自分たちだけの力で資金の解決はもちろんのこと、遺族団体の活動に対する軍部当局からの「疑心」を解消し、なおかつ複雑な行政手続きを済まして犠牲者慰霊碑を建てるということは簡単ではない時代だった。このような状況で、同志会は権炳卓（当時、嶺南大教授）を通じることで、慶山郡守、国会議員、新聞社社長、沖縄大学など、いわゆる地域の有志と日本からの後援を引き出すことができたのであり、また行政当局の支援も受けることができた。同志会は、会員や外部団体の後援など合わせて当時の金額で 1,600 万ウォン近く集めることができた[128]。同志会は 1987 年、慰霊碑建立と初めての慰霊祭を行った後、組織を再整備し、慶山出身の慶尚北道議員である金ミンギが会長となった。その後、金ファンホ会長を経て、現在は金杞東が慶山太平洋同志会の会長として活動している。同志会は毎年 4 月 20 日に慰霊祭を行っており、慶山市から祭費の支援を受けている。

126　20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 31：徐錫華 1920 年 2 月 9 日生』、2008、77 頁

127　20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 16：沈在彦 1921 年 9 月 13 日生』、2007、144-145 頁

128　日本の支援金を除いた金額。20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 31：徐錫華 1920 年 2 月 9 日生』、2008、138 頁

慶山太平洋同志会は1946年2月に組織されたが、彼らが慰霊碑を建てたのは1987年4月である。同志会が組織されて40年の歳月の後に碑が建てられた。資料と証言から推測すると、権丙卓による同志会援助と外部団体からの経済的支援、そして彼らを通じた政治的「保証」がなかったならば、太平洋同志会だけの努力では慰霊碑建立は不可能だったとみられる。解放後、韓国戦争から続く軍事独裁が慶山太平洋同志会のような強制動員被害者及び遺族に沈黙と追悼禁止を強要したという時代的な背景についてみておく必要がある。解放後、韓国社会が経験した激動の現代史、特に軍事独裁と南北冷戦の政治がどのように強制動員被害者を沈黙させ、彼らに対する社会的な記憶を遮ったかについては、次の章でより詳しく扱うことにする。

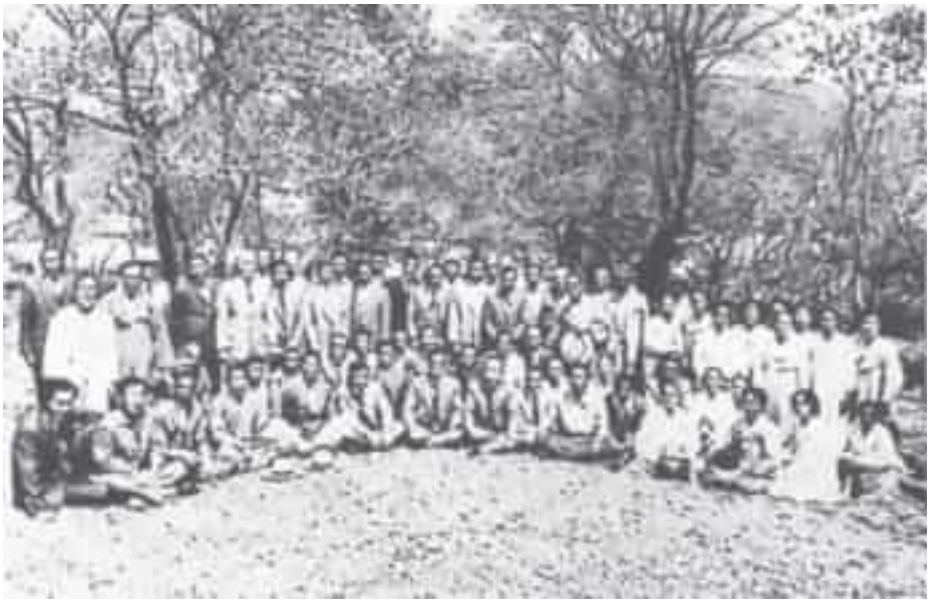
慶山太平洋同志会　強制動員被害者（40位）慰霊碑（慶山南川面　百合公園）







慶山太平洋同志会　総会後　記念撮影（1981 年 4 月 17 日、観徳亭）



出所：権丙卓、『慶良間列島：日帝末徴用記』、1982

慶山太平洋同志会　犠牲者慰霊祭（1990 年）



出所：慶山太平洋同志会　金杞東会長の提供

慶山太平洋同志会　犠牲者慰霊祭の後、談話中の会員たち（1990 年）



出所：慶山太平洋同志会　金杞東会長の提供

慶山太平洋同志会　犠牲者慰霊祭（2012 年）



出所：慶山太平洋同志会　金杞東会長の提供

2 英陽と沖縄の「恨之碑」

1）建立意義

慶尚北道英陽郡と沖縄の読谷村の 2 ヶ所に沖縄に強制動員された被害者を追悼する同じ形の碑が建てられている。強制動員被害者を追悼し、前世代の過ちを記憶し、平和な未来に進むという意味が込められた「恨之碑」が韓国と沖縄とが互いに向き合う形で建てられた。「恨之碑」と呼ばれるこの二つの記念碑は、沖縄に動員されてから自分たちは生きて帰って来たが、そこで無念の死を遂げた仲間たちの実状を伝えようと被害当事者である姜仁昌（カン・インチャン、1920～2012）と徐正福（ソ・ジョンボク、1920 ～ 2007）が切実に訴えたのが始まりであった。これに応えて、長い間、強制動員問題の真相糾明に努力してきた韓国、日本、沖縄の市民たちが連帯して運動し、その結果、建立されたものである。

2）英陽「恨之碑」

最初のスタートは姜仁昌が 1997 年 7 月、沖縄で開催された「ZENKO（働く青年の全国交流会）」に参加し、沖縄への朝鮮人強制動員と慶良間諸島阿嘉島での凄惨な状況について証言をしたことであった。姜仁昌はこの時の会合での証言と共に「今も他郷で彷徨う犠牲者の遺骨を故国に丁重に祀りたい」という意思を表明し、日本の心ある市民たちに支援をお願いした。1997 年 12 月、姜仁昌と徐正福は日本と沖縄の市民団体の協力を得て、座間味島と阿嘉島で同僚たちの遺骨調査を行った。当時の調査で朝鮮人の処刑場所を確認するなどの成果はあったが、目標とした遺骨を見つけることはできなかった。証言によって、地元住民が戦後、遺体を収拾し沖縄にあるどこかの慰霊塔に一緒に祀ったものと推定された[129]。翌年の 1998 年、沖縄の那覇市に強制動員被害者と関係者らが集まり、「太平洋戦争沖縄戦被徴発者『恨之碑』建立を推進する会」（以下、「沖縄恨之碑の会」）を発足させた。続いて 1999 年 3 月から日本で全国的な募金活動が始まった。この活動により、約 5 ヶ月間で 33 都道府県からおよそ 700 人余りの協力により、約 700 万円（約 8,000 万ウォン）が集まった[130]。姜仁昌の訴えが日本の

129 沖縄内における「朝鮮人犠牲者追悼施設及び慰霊碑」については、金美恵（2017）と金旻栄（2018）を参照。

130 民族問題研究所、「[ストーリーファンディング] 7 話 沖縄戦、その地獄に連れて行かれた朝鮮人たち」 https://www.minjok.or.kr/archives/77423（2020.10.3. 接続）

市民社会を動かし、それにより犠牲者を追悼する会と韓国での慰霊碑の建立が可能になった。

1999 年 8 月 12 日、慶尚北道英陽郡に「恨之碑」が建てられた。正式名称は「太平洋戦争沖縄戦被徴発者『恨之碑』」である。慰霊碑の名称には、沖縄戦で犠牲になった人々を記憶し慰霊するという意味が含まれている。「太平洋戦争」を頭につけたのは、朝鮮から沖縄戦に軍属動員され犠牲になった人々の恨が、太平洋戦争に強制動員されたすべてのアジアの人々の心と同じだということを表現するためであった。また、日本帝国主義者が「被徴用者」を「使い捨ての物品」とみなし、そのようにしか取り扱わなかったことを明らかにして抗議する意味で、意図的に「被徴発者」という表現を使った。記念碑の銅版彫刻は、生涯をかけて沖縄戦をテーマにしている沖縄の代表的な彫刻家・金城実によるものである。

ブロンズには後手に縛られて処刑場に連行されて行く男性と、地面に座り込んで男性にしがみついている女性の姿が刻まれている。「尊厳を保ち処刑に立ち向かう朝鮮青年」は処刑場に連行されながらも堂々とした姿を崩すことなく、たとえ隠されても隠された真実を必ず明らかにしようとする眼光、両腕は縛られても決して心は縛られないとする姿が見事に形象化されている。2004 年 7 月 3 日、3 基からなる「恨之碑」の左の造形物が沖縄に動員された被害者の名前を刻んだ「余恨碑」に生まれ変わった[131]。

英陽「恨之碑」は英陽郡が管理する英陽護国公園の外側に位置している。2012 年 8 月に建立された英陽護国公園（30,548㎡、総事業費 32 億ウォン）には、軍が設置、再整備した忠魂塔、独立運動合同記念碑、三義士碑、反共愛国闘士合同追慕碑がある。英陽郡では「恨之碑」管理のため別途の予算は編成しておらず、護国公園管理をしながら「恨之碑」周辺の環境管理をしている。

131 民族問題研究所、『軍艦島、終わらない戦争』ソウル：センガク庭園、2017 b、191-192 頁。大平洋戦争被害者補償推進協議会・民族問題研究所、「恨之碑」リーフレット（「慶尚北道英陽と沖縄『恨之碑』：記憶・責任・平和を築く」）。沖本富貴子、『沖縄戦に動員された朝鮮人ー軍人・軍属を中心にしてー』京都：アジェンダプロジェクト、2020、41 頁

写真　英陽「恨之碑」



出所：民族問題研究所（https://www.minjok.or.kr/archives/77423）

写真　英陽「恨之碑」除幕式（1999 年 8 月 12 日）



出所：民族問題研究所（https://www.minjok.or.kr/archives/77423）

3）沖縄「恨之碑」

慶尚北道英陽に「恨之碑」が建立された 7 年後の 2006 年、日本の読谷にも英陽「恨之碑」と同じ形の追悼碑が建てられた。英陽に続き沖縄にも「恨之碑」が建立され、韓国と沖縄に同じ碑を建て、お互いに向き合う形にしようという最初の構想がようやく実現された。

沖縄の市民を中心に新たに結成された「アジア太平洋戦争沖縄戦被徴発朝鮮半島出身者『恨之碑』の会」は、英陽郡に続いて沖縄に「恨之碑」を作るために講演会の開催、情報誌の発行、募金活動などを推進した。この団体の努力が実を結び、2006 年 5 月 13 日「アジア太平洋戦争沖縄戦被徴発朝鮮半島出身者『恨之碑』」が建てられた。英陽の「恨之碑」と同じ沖縄の作家である金城実が製作を担当し、碑は沖縄に動員されたすべての朝鮮人を追悼するという意味を込めて作られた。金城実のブロンズとともに、その横には二度と戦争をしないという誓いを日本語とハングルで刻んだ碑文が作られている[132]。

写真　沖縄県読谷村「恨之碑」



出所：民族問題研究所（https://www.minjok.or.kr/archives/77423）

132　金美恵、「沖縄戦で犠牲となった朝鮮人の慰霊碑（塔）に関する研究ノート」『地域研究』20、2017、113-114 頁

現在、「沖縄恨之碑の会」は、「NPO 法人沖縄恨之碑の会」として再出発し、毎年6月に総会と犠牲者慰霊祭を開催、会報誌「ポンソナ通信」を発行するなど強制動員問題と日本軍「慰安婦」問題の真相糾明活動を継続的にしている[133]。同会は、民族問題研究所、太平洋戦争被害者補償推進協議会と長い間連帯活動を続けているが、2019 年2月、平和の踏み石、東アジア市民ネットワーク等と協力し、沖縄県本部町で実施された強制動員犠牲者遺骨発掘調査の現地主催団体として積極的な役割を担った。慶尚北道の英陽と沖縄の読谷に向かい合って建っている2つの「恨之碑」は、強制動員被害者たちの声に耳を傾け、彼らの訴えに応えようとし、強制動員問題の解決のために長い間共に努力してきた日韓市民連帯の道程を象徴している。

133　民族問題研究所、『軍艦島、終わらない戦争』ソウル：センガク庭園、2017、193-194 頁



沖縄県営平和祈念公園内の韓国人慰霊塔
［日帝強制動員被害者支援財団撮影］

VI

日帝強制動員に対する社会的記憶と追悼の問題

1　分断と冷戦、そして強制動員被害者

1）村落共同体の分断と葛藤

2）韓国戦争と沈黙の文化

2　忘却された死と被害者の「非可視化」

3　「解決」されない強制動員問題

1）日本政府の差別と排除の論理

2）遺族と遺族会の葛藤　A 遺族会の事例

3）韓国政府の対応と「補償」の政治

4　集団的記憶と追悼儀礼

VI

日帝強制動員に対する社会的記憶と追悼の問題

日帝による強制動員被害者たちは、植民地時代に受けた心の傷だけでなく、植民地以後に経験した苦痛により二重三重のトラウマに苦しんできた。日帝による被害が解放と同時に断絶されて自然に消えたわけではなく、（新しい方法で）持続・累積され、また変形されてきた[134]。彼らは韓国の近現代史を生きるなか、日本帝国主義の侵略による直接的な暴力を受けたのみならず、精神的な衝撃も体験した。その後、分断と葛藤、韓国戦争、独裁政権の抑圧など、数度にわたる歴史的な外傷を経験した。そのためまだ多くの人たちが自らも自覚できない心的外傷に苦しんでいる[135]。

沖縄戦に強制動員された朝鮮人軍労務者たちの死は、根本的に日本の植民地支配権力者たちによる殺人だ。しかし、韓国社会の構成員は強制動員の犠牲者と被害者を記憶できず、彼らの犠牲を追悼できなかった。その責任を日本の植民地権力と日本だけに転嫁することはできない。これはまた、解放後の分断と左右対立、韓国戦争と冷戦、そして軍事独裁を通して、韓国社会の構成員がお互いに加害者と被害者になった暴力の歴史、それにより私たちに内在化された「暴力」とつながっている問題でもある。

この章では、沖縄をはじめとする日帝強制動員の犠牲者と被害者とその家族、そして彼らが暮らしていた慶山の村落共同体が解放と韓国戦争、続く軍事独裁に至る時期をどう過ごしてきたのかを調べ、このような暴力の構造と文化が彼らの人生にどのような影響を与え、傷痕を残したのか、彼らはどのようにして強制動員の苦痛に沈黙せざるをえなかったかについて理解することを試みた。また、村落共同体と韓国社会が強制動員についての記憶と追慕ができなかった理由、そして強制動員が依然として社会的にどんな問題を抱いているのかについても検討した。

解放後の村落共同体が経験した分断と冷戦、そして暴力の歴史が沖縄強制動員犠牲

134　梁鉉娥、「証言を通して見る韓国人「軍慰安婦」たちのポスト植民の傷跡（トラウマ）」『韓国女性学』22(3)、2006、134-137 頁

135　厳チャンホ、「歴史と治癒：韓国現代史のトラウマを中心に」『人文科学研究』29、2011、403 頁

者の沈黙と社会的な記憶の問題とどのように絡み合っているかを理解することは、強制動員の経験を過去の特殊で個別的なことに限定して考えることから脱し、現在の韓国社会が抱える歴史的課題であることを認識する出発点となる。

1 分断と冷戦、そして強制動員被害者

1）村落共同体の分断と葛藤

日本の敗戦で韓半島は日帝の植民地から解放されたが、強制動員被害者のような被支配階層に解放は訪れなかった。沖縄戦から帰ってきた彼らの故郷は、もはや以前のようなところではなかった。植民地期に村落共同体に存在していた葛藤は解放後も解消されず、さらに新しい問題が加わった。それは解放後の流血を伴う衝突として現れた。この過程で植民地期に民間人の統制監視の中心的機関であった警察は、米軍政治下でその機能と役割を一層強化した[136]。結局、日帝によって構築された構造的、文化的な暴力体制は解放後も同じ形で維持された。このような暴力の構造と文化は、国民国家の形成過程で権力維持と住民統制の重要な役割を担い、多くの民間人虐殺と報復殺人を生みだす原因となった。

慶尚北道の場合、1946 年 10 月 1 日、いわゆる大邱「10.1 事件」[137] 等流血をともなう

---

136 光復直前、警察は約 2 万 3000 人だったと推定される。そのうち約 40%に当たる約 9,000 人が朝鮮人でほとんどが下級警察官だった。1946 年初めまでに約 1 万 4000 人の日本人警察官が免職され、約 1 万 5000 人の韓国人が代わりに警察官となった。植民地期、北朝鮮にいた朝鮮人警察官の 85%が韓国側に下ってきて韓国警察に吸収され、彼らの多くが同胞を逮捕し拷問したという記録が残っている。1946 年 7 月には警察官が 2 万 5000 人に増加し米軍が支給した小銃と機関銃で武装した。光復後、警察は南側の治安と国防を担当する組織へと役割が拡大した。韓国戦争中、警察は 7 万 5000 人まで増えたが、その後徐々に減少した。警察は光復と韓国戦争を前後して強大な権力を持つ組織に拡大され、国民に対する統制不能の暴力を行使する組織に変貌した。これに伴って国民の不信と不満は増すばかりであった。（グレゴリー・ヘンダーソン（韓国語訳、李ジョンサム、朴ヘンウン）、『渦巻きの韓国政治』坡州：ハヌル、2013、274-276 頁〔Korea：The Politics of the Vortex/ Gregory Henderson〕）

137 〔2010 年 3 月、大韓民国の「真実・和解のための過去事整理委員会（真実和解委員会）」は、「真実和解委員会調査報告書《大邱 10 月事件関連民間人犠牲事件 - 大邱・漆谷・永川・慶州 -》（1 期）」（64 頁）でこの事件を「食糧難が深刻な状態で米軍政が親日管理を雇用し、土地改革を遅らせ、食糧供出政策を強圧的に施行し、不満を持った民間人と一部左翼勢力が警察と行政当局に対抗し発生した事件」と規定した。そして、「大邱 10 月事件」を弾圧する過程で警察が適法な手続きなしで民間人を犠牲にしたことに対する国家の責任を認めて、慰霊・追慕事業への支援、家族関係登録簿など犠牲者に関する公的記録の訂正、歴史記録の修正及び真実糾明された内容の登載、平和・人権教育などを通して遺族の苦痛と痛みを治癒し、国民和解の契機を設けるよう勧告した。https://jinsil.go.kr/KoreanWar/30.do（2026.6.3. 接続）〕

左右団体の衝突は慶尚北道の全域に拡散していった。故郷の慶山に戻った沖縄強制動員生存者たちもこのような解放後の対立と混乱を避けることはできなかった。沈在彦は当時、慶山で体験した「10.1 事件」を次のように証言している。

> あの時、10.1 の暴動は〔本来は〕起こらないことだった。他のところはどうだったかわからないが、ここは「赤だ」といった。赤じゃないのに。その時、なぜかと言うと、10.1 暴動というのは供出に反対したから起こったのだ。供出を更にしろと言うから。麦を供出する時に米も納めて、〔日本帝国主義が〕前に行った供出を、〔米軍政が〕夏にそのまま受け取ろう〔施行しよう〕と。みんなそれを反対したんだ。政府が間違っているからそうなったのだ。だから反対したんだ。実際、北が好きな人もいれば、北から移ってきた人もいた。今は何事もないが、あの時は北から隠れて来た人もいた。こうした人達がなかに何人かいたのだ。そんななかで「供出反対」の声が出ると、「よし、ちょうどよかった」と、騒がしくなって暴動になった。実際、こちらには供出に反対して暴動を起こそうとして起こした人なんていない。ほら、永川の方では〔左翼的な人が〕たくさんいたし、また漆谷側も多かった。こっちの方はそんなに多くはなかった[138]。

沈在彦の言葉のように「それほど多くはなかった」が、慶山も光復直後の混乱を避けることはできなかった。特に、慶山周辺の山岳地帯はパルチザンの根拠地に適していた。慶山半夜月[139]のある果樹園は韓国戦争前、遊撃隊員たちの入山ルートであったし、戦争直後は国民保導連盟員[140]たちが虐殺から逃れるため隠れ家として利用した[141]。慶山周辺の清道雲門山と大邱八公山、永川普賢山の中間地点はパルチザン活動が持続的に展開されたところでもある。麗順事件〔麗水順天事件〕[142]の余波で大邱駐屯第 6 連隊では 3 回にわたって反乱が起きた。第 6 連隊反乱事件が鎮圧された後、左翼勢力と軍人たちは大邱近隣の雲門山や八公山、永川普賢山、太白山などに入山し、「2・7

138 20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 16：沈在彦 1921 年 9 月 13 日生』、2007、103-104 頁

139 半月夜は 1981 年、大邱市東区に編入されるまで慶山郡安心邑に属していた。

140 〔1949 年 4 月、李承晩政権が左翼転向者を啓発・指導するために組織した団体。https://encykorea.aks.ac.kr/Article/E0006301（2026.6.3. 接続）〕

141 白ギホの果樹園の事である。彼は 1920 年代に社会主義運動をした人物である。10.1 事件関連で拘束された後、1947 年 7 月に釈放され南労党の財政を支援した。（金サンスク、「1947 ～ 1949 年、大邱地域の進歩的社会運動と民間人虐殺」『記憶と展望』34、2016、64 頁参照）

142 〔麗水・順天事件は、1948 年 10 月 19 日、韓国全羅南道麗水郡（現在の麗水市）で起こった軍隊叛乱と全羅南道麗水郡、慶尚北道盈徳郡、京畿道金浦郡（現在の金浦市）で起きた民間人殺害事件。https://www.yeosun1019.go.kr/fnt/bbm/bbs/selectBoardArticleView.do?nttId=314168（2026.6.3. 接続）〕

闘争」[143] 以後、慶山、慶州などで組織された「武装遊撃隊」と結合して嶺南遊撃地区でパルチザン活動を積極的に主導した。ここに太白山、文殊山、日月山の付近に南下した人民軍遊撃隊が合流した。こうした彼らを討伐するため、南韓軍警の討伐作戦が始まった。国軍第 6 連隊、第 22 連隊、虎林部隊、警察などによって慶山一帯で左翼摘発と討伐作戦が遂行され、パルチザンに協力した疑いや左翼の疑いをかけられた民間人が多数連行されて、慶山龍城面釜堤洞の共同墓地などで集団犠牲 [144] となった。このように南韓軍警による民間人虐殺とそれに対する報復殺人は続いた。1948 年 8 月 11 日には大韓青年団で活動しながら地方左翼の掃蕩に主導的な役割を果たしたという理由で慶山河陽面のある地域の有志が犠牲になったりもした [145]。

1949 年 11 月 29 日夜、慶山瓦村面博沙里の住民たちが近隣のパルチザンによって殺害され、一部が大けがを負う事件が発生した。この事件で村の住民 38 人が死亡し、28 人が重傷を負い、家屋 100 軒余りが焼失した。「博沙事件」として知られたこの事件は、住民の申告によって八公山に隠れていたパルチザン 78 人が射殺され 7 人が生け捕りになったことに対する報復攻撃であった。犠牲になった村の住民の中には日帝強制動員被害者 4 人も含まれていた。彼らが沖縄強制動員とどのような関係にあるか確認できなかったが、犠牲者遺族たちは「強制徴用」被害者であると証言している [146]。

2）韓国戦争と沈黙の文化

沖縄戦から戻ってきた慶山の許秉昌（ホ・ビョンチャン）は韓国戦争に再び参戦したという。沈在彦の証言によれば、許秉昌は沖縄銃殺現場から九死に一生を得て戻ってきたが、韓国戦争にも参戦し帰還してまもなく死亡したということだ。

---

143 〔1948 年 2 月 7 日、米軍政地域（南韓）だけの単独選挙・単独政府樹立を反対して、南朝鮮労働党が主導した全国的なストライキ・蜂起事件。https://encykorea.aks.ac.kr/Article/E0081305（2026.6.3. 接続）〕

144 真実・和解のための過去事整理委員会、『真実和解委員会総合報告書Ⅲ：民間人集団犠牲事件』2010、81 頁、91 頁。〔韓国の国会図書館（ https://www.nanet.go.kr/main.do）で検索。キーワード「진실화해위원회」（2026.6.3. 接続）〕

145 真実・和解のための過去事整理委員会、『真実和解委員会総合報告書Ⅲ：民間人集団犠牲事件』2010、64 頁。〔韓国の国会図書館（ https://www.nanet.go.kr/main.do）で検索。キーワード「진실화해위원회」（2026.6.3. 接続）〕

146 証言によれば、「博沙事件」死亡者のうち、日帝強制動員被害者は金ソクス（死亡当時 32 歳）、金ユンス（死亡当時 27 歳）、金ファヨン（死亡当時 32 歳）、裵ボクシク（死亡当時 27 歳）の 4 人だ。（朴ギオク、『博沙里の血の声』ソウル：弘益出版社、2016、14-70 頁）

> 許秉昌が先に（捕虜収容所に）入って（いた）。〔阿嘉島の〕（銃殺の時に生き残って）それで逃げて海に行って〔米軍の船に〕乗ってきたというんだ。私たちより 10 日ほど前に（捕虜収容所に）来ていたんだから。（笑）アイゴー、会えてどれだけ嬉しかったか。彼は私たちより一つ年下なんだ。韓国に戻ってきて 6・25〔韓国戦争〕の時に凍傷にかかってまた捕まって。戦争で死なないで、凍傷が全身に、手も足も、まぁ、こうだったよ〔多分、説明しながら、凍傷により手足が腫れている様子を手振りで描写しているようだ〕。それで死んでしまったよ[147]。

沈在彦本人も韓国戦争が勃発すると再び労務者として「捕まえられ」そうになった話を聞かせてくれた。〔幸い〕再び戦場に行くことはなかったが、再び戦場に行かされそうになった自分たちの運命を嘆いている。

> （韓国戦争の時）若者たちがやたらと捕まえられて行ったんだが、私も慶山郡で集められて学校に行った。並んで立っていたら私の前に 3、4 人が残っている。その時まで、「いよいよ行くことになるんだな。自分は戦争に 2 回も行くんだ」と思ったが、（私の前に）2、3 人残っているところで止まった。「〔あとの後ろの者達は〕もう行け」といわれた。必要な働き手は満たされたという。定員が埋まったと言うんだ。私の前に 3 人が残っていて、私まで 4 人。それで私たちは、あー良かったと雷みたいに急いで走って帰ったんだ[148]。

実際、日帝による植民地内外への強制動員と強制労働は光復後、韓国戦争を前後して動員する権力者が変わっただけで被支配者層が強制動員されたことに変わりはなかった。韓国戦争前後に労務者として動員された人々の相当数が処罰されることを恐れ、自身の意思に反して労務動員に応じるしかなかった。このような労務動員は日本の植民地時代の人力動員と同様の方法でなされ、公権力を前面に出して強制的に執行した。この時担当した公務員たちが労務動員対象者から賄賂を受け取って名簿から外したり、また警察による強制動員が社会問題になるなどして日本の植民地期の「徴用」とあまり変わらない状況が起きた[149]。当時、このような問題を批判する新聞記事もあった。

147 20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 16：沈在彦 1921 年 9 月 13 日生』、2007、81-82 頁

148 20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 16：沈在彦 1921 年 9 月 13 日生』、2007、106 頁

149 「徴用から外してくれるということで賄賂を受け取れば厳罰」『京郷新聞』1952 年 11 月 16 日付。より詳しい韓国戦争前後の労務動員に関する研究は、李イムハ（2003）、李商衣（2009）の研究を参照（李イムハ、「韓国戦争前後の動員行政の反民衆性：軍事動員と労務動員を中心に」『歴史研究』12、2003、39-67 頁、李商衣、「韓国戦争以後の労務動員と労働者の生活」『韓国史研究』145、2009、291-327 頁）

結局、被害者は日帝の強制動員被害者と階級的に同じだ。すなわち、農村地域では最も貧困な農民層が、都市では最も脆弱な都市貧民層が韓国戦争期間中、労務者として動員されたのである。

> 徴用忌避理由
> 第二次世界大戦の終末期、最後のあがきをする日本帝国主義の強圧によって多くの我が青壮年たちが強制徴用されて人権は完全に蹂躙され、死んで行き、また後方の民心はどれほど離反していったか？あの絶句するほどの記憶が私たちの中からまだ消えていないにもかかわらず、再び徴用問題が苦々しくも頻繁に話題に上るようになった。これに該当する民衆は忌避する理由を暗々裏に誇張して宣伝しているが、それに対して当局が厳罰という脅迫で臨もうとするのは極めて遺憾なことだ。（中略）当局者は忌避者を厳罰に処すとしているが、労務者家族の間には噂が広がっている。被徴用者が第一線で滅共労務〔共産主義を滅すための労務〕と格闘しながらどれほどひどい非人道的な待遇を受けているのか、厳しい見方をする人は〔軍物資、兵糧米等の〕中間搾取の程度が、あの恥ずべき国民防衛軍事件[150]の再来とまで表現している。（中略）万一、待遇で彼らを満足させることができないのならば、そのようなところへの強制的な徴用は全体主義国家ではありえても民主主義国家にあっては絶対に容認できることではない。
>
> （『東亜日報』1952 年 8 月 26 日付）

何より最も大きな問題は、韓国戦争の終盤に動員された労務者の一部は沖縄に強制動員された軍労務者と同じ危険にさらされたということだ。彼らは国連軍の戦闘に必要な塹壕掘りと砲弾運搬に動員され、戦闘の最前線で鉄条網張りや塹壕を掘る作業をさせられた。しかし彼らには自分たちを守る武器は支給されなかった。それだけでなく、軍労務者を最も苦しめたのは空腹だった。彼らは戦場に動員され重労働を強いられたが、一日に必要な最小カロリーの 3 分の 2 しか配給されなかったことなど[151]、沖縄強制動員者たちが戦場で体験した苦痛と同じ惨状に置かれた。

韓国戦争期間中に民間人が被った被害は程度と範囲においてより深刻だった。慶山でも多くの民間人が戦争期間中、南韓軍警によって射殺された。代表的な例として「慶山コバルト鉱山（現在の慶山市平山洞）民間人虐殺」がある。1950 年 7 月 7 日～9 日、7 月 27 日～ 31 日の 2 回にわたり約 1,400 人余りの大邱刑務所の収監者と近隣の

---

150 〔詳しくは以下を参照。https://m.ktv.go.kr/program/again/view?content_id=76279　https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%9B%BD%E6%B0%91%E9%98%B2%E8%A1%9B%E8%BB%8D%E4%BA%8B%E4%BB%B6〕

151 李商衣、「韓国戦争以後の労務動員と労働者の生活」『韓国史研究』145、2009、306 頁

保導連盟員および予備拘束者たちが、大邱刑務所に常駐していた大邱（慶北）地区 CIC（防諜隊、Counter Intelligence Corps）と第 3 師団 22 連隊所属の憲兵隊、大邱地域の警察などにより、慶山コバルト鉱山を含め近隣地域で適法な手続きなしに集団殺害された[152]。慶山コバルト鉱山の周辺住民たちを疎開させて行われた虐殺は、その後も住民たちを恐怖に陥れ、犠牲者の遺族たちは遺体を探すことさえできなかった。こうした韓国戦争期に村で起きた虐殺事件に南北の国家権力が介入しており、これによって村の住民たちが左右に分かれお互いを敵と名指ししあった。国家権力を背景にした南北のそれぞれの組織によって村落共同体の分裂と虐殺が相次いだ[153]。沈在彦も韓国戦争前後の慶山での対立した状況を詳しく記憶していた。

> 本当に良かったのに、くそったれ、1、2 年すぎてから、アイゴー、その 6・25 戦争が起こって、あー戦場になって……我が国は本当にひどいわ。そして 6・25 前に、こいつら、ふざけやがって、糞にもならない奴らめ！何かして我が国を励ましたり、親兄弟が皆一緒に生きていくよう理解しあうことも知らなくて。何を左翼だ、右翼だと戦って、お互い殺したり、生かしたり、あーなんて汚いんだ。本当に我が国の人種は醜いよ、言う言葉もないよ。（興奮に勝てなくて）タバコ一本吸うよ。あんなこんな本当にばかげたことを[154]。

韓国戦争期に相次いで起こった南北韓の軍人たちによる民間人虐殺と、その過程で繰り広げられた村の住民間の殺戮は地域共同体を完全に瓦解させた。南韓軍警や右翼団体によって、人民軍に賦役したという理由で殺された「赤の家族」を持つ人々は家族の死そのものを隠さなければならなかった。人民軍も、南韓の体制同調者と思われる人々に対して残虐行為を行うのも同じだった。このような民間人虐殺は戦線が移動するたびに戦争期間中ずっと繰り返された。

このように混乱したなかでも慶山太平洋同志会の構成員たちは慶山を離れず、集まりを維持しながら犠牲者慰霊碑を建てたのである。彼らのほとんどは慶山の農村出身で階級的に同じ利害関係を持っており、また韓国戦争期に人民軍の占領がなかったため慶尚北道の他の地域とは異なり村落共同体内での対立が少なかったのだろう。こう

152 真実・和解のための過去事整理委員会、『真実和解委員会総合報告書Ⅲ：民間人集団犠牲事件』2010、156 頁。〔韓国の国会図書館（https://www.nanet.go.kr/main.do）で検索。キーワード「진실화해위원회」（2026.6.3. 接続）〕

153 朴贊勝、『村へ行った韓国戦争：韓国戦争期、村で起きた小さな戦争』坡州：ドルベゲ（石枕）、2010、24 頁

154 20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 16：沈在彦 1921 年 9 月 13 日生』、2007、97 頁

した条件が慶山太平洋同志会会員たちの結束につながったと考えられる。沈在彦は韓国戦争勃発後の慶山と近隣の村の状況について次のように話している。

> 戦争の時もこの村には何ごともなかった。みんな家にいてどうなることかと心配していた。向こう側には避難民がとっても多く来ていたんだ。あそこ慈仁面に入る入口にある珍良面には北の方から避難民たちが来ていたが、青松郡縣西面和睦里、義城郡丹村面の人たちがたくさん来ていましたよ。その人たちはここで白いテントを張っていたが、また清道郡に移動したりして行ったものだから、いろいろ大騒ぎになっていたんだよ。この村の人たちは避難しなかった。（人民軍が）入ってくることもなかった。うちらはみんなそれぞれずっと気をもんでいるばかりだった。ここはどうなるんだろうかと心配してね。敵軍は慶山郡には入ってこなかったから本当に奇特で幸いだった。永川郡にはたくさん入って来ていたんだ。ここから北の永川郡新寧面、青松郡まで全部人民軍が入って来たんだが、ここは入ってこなかったの。我が家もただじっとしていた。どこに行くにしても衣類は必要だから、衣類は大急ぎ、包んで置いていたよ。一人に二着は準備して、そしたらいざというときサッと持って出ればいいからね。避難するとかそんなことはなかった。なに、行こうとしたって行くところもないしね[155]。

しかし、慶山太平洋同志会が犠牲者慰霊碑を建てることができたのは、彼らの帰還から 40 年が過ぎた 1987 年 4 月のことだった。このような長い沈黙は国家権力による暴力を経験した人々が共通して見せる特性である。日帝強制動員被害者たちはあらゆる形態の国家暴力被害者と同様に恐怖と被害の意識、社会の冷遇と差別、隣人との断絶、そして現実に不利益を被らないよう自身の経験したことについては一切発言をしないという特徴がある。そのため彼らは同類の被害を受けていても完全に個人として孤立し、過去に自分が受けた不当な暴力の真相が糾明され名誉が回復されても、依然として正常な社会関係を結ぶことが下手であると言われている[156]。慶山太平洋同志会も、会員間の親睦と結束は維持できたが、他の虐殺被害者遺族会と同様に公然と日帝強制動員被害に対する真相糾明の要求をできない時代を耐えなければならなかった。

慶山太平洋同志会が慰霊碑を建てるまでにかかった 40 年間の沈黙は、光復直後の混乱と続く戦争による村落共同体の解体、そして軍事独裁に至る暴力の文化の延長線上にあったといえる。軍事政権の反共基調は民間人の「被虐殺者遺族会」だけでなく、

155　20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 16：沈在彦 1921 年 9 月 13 日生』、2007、107-108 頁

156　金東椿、金ミョンヒ他、『トラウマで読む大韓民国：韓国戦争から双龍自動車まで』ソウル：歴史批評社、2014

日帝強制動員被害者とその家族に影響を与えるのに十分だった。このような時代状況は強制動員被害者たちが自分たちの行動を国家権力者の論理で事前に自己検閲、自己規制することで被害事実を言わない沈黙の文化が強要された。そのため政府への被害賠償要求や犠牲者追慕のための団体行動もできない状況に置かれた。

2 忘却された死と被害者の「非可視化」

アジア太平洋戦争が終わって沖縄をはじめとする海外の戦場で生き残った朝鮮人たちはすぐに故郷に帰ることができなかった。多くの場合、短くて数ヶ月、長くて数年間、米軍とソ連軍の捕虜生活を送らなければならなかった。彼らの帰還の過程も順調ではなかったが、彼らが後にした故郷はもはや以前と同じではなかった。1945 年の解放と同時に韓半島は、米国とソ連によって南北に分断され統治されるという左右対立の激戦場に変わった。

米軍政が統治する南側は光復されても植民地経営の主体が変わっただけで、強制動員者たちを抑圧してきた権力機関とその従事者たちは依然として社会的権力を握っていた。結局、帰郷した強制動員被害者たちの集団的被害回復と真相糾明の要求は、米軍政下で依然として勢力を維持している親日勢力によって理念的に不穏な動きとみなされ弾圧されるようになった。

このような状況下にあって植民地強制動員の生存者たちは生きて帰ってきたことで満足しなければならず、犠牲者たちを公に追悼したり遺族たちが被害を訴える術はなかった。すべて「時代がそうだから」と自嘲的に理解するしかなかった。光復後、強制動員犠牲者を追悼する初の全国単位の慰霊祭は国家ではなく民間団体や個人によって行われた。

> 戦災死亡者慰霊祭
> つらい異国生活を彷徨い祖国解放の千古の願いを抱いたまま亡くなった我が同胞の魂魄を弔う朝鮮国民厚生隊主催の戦災死亡同胞慰霊祭が、18 日午後 2 時から京畿中学校講堂において遺族と各界代表者が参加するなか厳粛に執行された。
>
> （『東亜日報』1946 年 1 月 19 日付）[157]

157 〔原文の韓国語新聞記事は現代の表記法と正書法に合わせて修正することをせず、新聞記事のまま引用したが、日本語に訳する際、意味が通じるように現代日本語の表記原則に沿った。〕

その後、太平洋同志会などの民間団体を中心に慰霊祭と遺骨返還の活動が試みられたが、当時の左右対立のなかで縮小したり霧散した。日本国内の強制動員犠牲者の遺骨送還は光復後、行政機関を通して渡される予定だったが、位牌が送還されたケースが多く、当時の行政当局は遺骨の送還に消極的だった。また未払い賃金などの問題と結びつき太平洋同志会の活動により遺骨奉還が延期され、この過程で政府の関心がなおざりだったこともあり返還された遺骨が流失したりもした[158]。

当時、東亜日報は太平洋同志会の結成目的と構成について次のように報道した。

> 対日賠償権請求を求め太平洋同志会結成
> 日帝時代、強制徴用によって太平洋地域の各地に連行され残忍な虐待を受けながらも辛うじて命をつなぎ故国に帰って来たにもかかわらず、解放と共に当然受け取るべき数億に近い報酬を一銭も受け取れなかった関係者たちは、帰国後、他の同志たちと社会的有志の協力を得て対日債権を整理調査し、将来我が国の政府が対日賠償請求する際の基礎資料を整えると共に政府の事務に協力する目的で太平洋同志会を組織し活動してきた。最近同会は社団法人として組織を強化するとともに委員を地方に派遣するなど積極的な活動を展開している。役員として金昌淑（キム・チャンスク）、李容卨（イ・ヨンソル）、趙炳玉（チョ・ビョンオク）諸氏と徐世忠（ソ・セチュン）、金東成（キム・ドンソン）、高在旭（コ・ジェウク）諸氏が選出された。
>
> （『東亜日報』1948 年 1 月 25 日付）

1948 年、日帝による韓国人強制動員犠牲者の遺骨が日本から 1948 年 2 月 3 日と 5 月 31 日の 2 回にわたり 7,973 体余りが韓国に送還された。1948 年 2 月と 5 月に送還されたと表記された旧海軍軍務員の身上調査票に記載された数字では、2 月 3 日の送還者は 5,031 人、5 月 31 日の送還者は 2,942 人だった。名簿人員計 7,973 人のうち、遺骨が「無」と表記された者は 6,810 人で全体の 85.4%になる。遺骨が「有」と表記された者は 1,024 人で 12.8%にあたる。2 月の送還遺骨のうち、実際に遺骨があった場合は 669 人で、5 月の送還遺骨のうち実際に遺骨があったのは 355 人だ。『東亜日報』2 月 6 日付の記事によると、2 月 3 日送還分 4,565 体の遺骨、遺品、位牌のうち遺骨は 539 体、位牌が 3,986 個で、遺骨は全体で約 11.8%程度を占めているとある[159]。

---

158 対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会、『委員会活動結果報告書』2016、202 頁〔https://dl.nanet.go.kr/search/searchInnerDetail.do?controlNo=MONO1201625424〕

159 対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会、『委員会活動結果報告書』2016、202 頁〔https://dl.nanet.go.kr/search/searchInnerDetail.do?controlNo=MONO1201625424〕

太平洋同志会は 2 度にわたり日本政府が南韓出身の戦争死亡者 8,133 人の名簿、遺骨、遺品などを送還してきたことを契機に 1948 年 2 月から「戦死同胞合同慰霊祭」の準備を始めた。同団体は遺骨と遺品を遺族に渡すことに先立ち盛大な慰霊祭を行うことにした[160]。しかし、政府の適切な支援と市民からの関心を受けることはできなかったようだ。

> 第 2 次世界大戦で戦没した同胞合同慰霊祭
> 第 2 次大戦中、日帝の抑圧に耐えきれず太平洋の孤島で怨霊になった我が同胞 8,133 柱の遺骨が数ヶ月前に故国に無言の凱旋を果たした。これに対して一般社会は傍観的な態度を示しており、志のある人々にとっては鬱憤を禁じ得ないのである。これに対して少し遅れた感はあるが、太平洋同志会（理事長尹致暎（ユン・チヨン））の外、全会員が発起して 30 日、市内の市公館で全基 8,133 柱の合同慰霊祭を挙行することにした。
> （『京郷新聞』、1949 年 10 月 19 日付）

> 太平洋方面犠牲者合同慰霊祭執行
> 太平洋同志会は、第 2 次世界大戦当時、太平洋方面に強制徴用され無念の死を遂げた 8,133 位の慰霊祭を去った 10 日午後 2 時、龍山三角地本覚寺で厳粛に執り行った。この犠牲者の死亡場所は日本本土、南洋群島、フィリピン、マレー半島、インドネシア、ビルマ、ラバウルなどであり、同会によればまもなく各道に送られることになったという。
> （『京郷新聞』1949 年 11 月 15 日付）

1948 年 8 月 20 日、朝鮮出身の海軍戦死者に関する日本政府の調査結果を盛り込んだ調書が到着した。これによって 1948 年 7 月 1 日までに死亡した朝鮮人海軍、軍人、軍属数が 1 万 7858 人に達するという事実が明らかになると、「朝鮮民族海洋青年団」が同年 9 月 17 日「太平洋戦争犠牲者慰霊祭執行委員会」を構成し、慰霊祭準備を本格化させた。太平洋同志会は徴兵、徴用生還者を中心に結成された団体であったため、慰霊祭の対象も軍人、軍属、徴用者、報国隊員、挺進隊員を網羅していた。

「朝鮮民族海洋青年団」はアジア太平洋戦争海軍参戦者を軸に結成されたため、日本海軍に従軍した軍人と軍属だけを慰霊祭の対象としていた。しかし国家と社会の無関心、度外視のなかで「朝鮮民族海洋青年団」が主催する慰霊祭は難航を重ねた。計画されていた慰霊祭は繰り返し延期された。左翼団体と規定された「朝鮮民族海洋青年

160 姜インチョル、『戦争と犠牲：韓国の戦死者崇拝』高陽：歴史批評社、2019、130 頁

団」の慰霊祭は、団体指導部が「呂運亨（ヨ・ウニョン）殺害事件」に対する復讐で右翼団体要人の暗殺を試みるなどして左右陣営の理念対立と衝突により結局失敗に終わったと見られる[161]。

> 金性洙氏、趙炳玉氏らの暗殺を陰謀した事件の真相
> 韓民党党首の金性洙（キム・ソンス）氏と警務部長の趙炳玉（チョ・ビョンオク）氏を暗殺しようとした陰謀事件について警務部捜査局は首魁者の白英基（ペク・ヨンギ）ら10人を検挙し取り調べを行っていたが、ついに23日1件の書類とともに送検した。この件に関し警務部長は次のように発表した。「去った11月13日、朝鮮民族海洋青年団中央監察部委員長・白英基（24）を首魁とした暗殺団を検挙した。白英基は平素、南朝鮮労働党政策を支持、称賛しているが、故呂運亨氏が殺害された直後、同氏を殺害したのは韓民党の策略だと憶測し、同党首の金性洙氏を殺害することを決心した。同時に今年8月の反託デモと9月の米ソ両軍撤退声明に対する右翼陣営の反対の気勢が濃厚になると、これは結局、米軍政を延長させることになるため、このような反動分子である韓民団党首・金性洙をはじめ右翼政界要人・李承晩（イ・スンマン）、南朝鮮警察最高首脳部・趙炳玉、張沢相（チャン・テクサン）を暗殺処断してこそ完全な南北統一政府が樹立されるという憶測と独断を持つようになった。彼らは9月以降武器を購入し同志を糾合して殺害計画を立ててきたが、11月28日湖南線列車内で未然に逮捕された。被疑者の所属は次の通りだ。（以下省略、被疑者10人中8人が朝鮮民族海洋青年団所属）
> （『京郷新聞』1947年12月24日付）

慰霊祭が遅れている間、太平洋同志会側は数回にわたって、国家と社会の傍観的で無責任な態度を批判した。大韓民国政府樹立直後の1949年9月には「親日派が勢力をえた」米軍政の南朝鮮過渡政府を真っ向から批判したりもした。その後も太平洋同志会は「当局の誠意のない傍観的態度」を問題視した[162]。光復はされたが、戦後処理は日本に責任を問うことなく、勝者である米国の論理で整理された。アジア太平洋戦争の勝利に「寄与」したことがなかった韓国は、日本の植民地支配と戦争の責任を問うこともできず、被害者と犠牲者の支援もしなかった。むしろ韓国政府は親日附逆者を処罰するどころか反共国家の柱にしたし、李承晩大統領は米国が日本の責任を免罪することについて全く対応しなかった。

軍事クーデターで政権を握った独裁政権は日韓国交正常化を急ぐために日本の謝罪

161 姜インチョル、『戦争と犠牲：韓国の戦死者崇拝』高陽：歴史批評社、2019、130頁
162 姜インチョル、『戦争と犠牲：韓国の戦死者崇拝』高陽：歴史批評社、2019、129-131頁

と責任を要求しなかった。そのため軍人、軍属、労務者などの強制動員者、そして日本軍慰安婦被害女性たちの補償の道を塞いでしまった。このような状況について、金東椿（2013a）は「結局、日本帝国主義の政権による侵略戦争の煽動で死んでいった数多くの日本人兵士、長崎と広島の原爆被害者、韓国人強制動員被害者と性奴隷被害女性たちはみな犬死にとなった。日本人犠牲者たちは国家のために死んだと自己を慰ぐさめることもできるが、韓国人犠牲者たちは他人の国、他国の王のために死に、そのうえ母国の慰労も受けられず惨憺たる境遇となった」[163] と評価した。韓国政府は日帝による被害当事者に対する慰労と補償を請求するより、日韓関係で民族的、政治的話題として強制動員問題を利用し、感情の一時的な吐き出しに利用した。

3 「解決」されない強制動員問題

1）日本政府の差別と排除の論理

前述したように「特設水上勤務隊」を含め、沖縄への朝鮮人強制動員の規模はおよそ 1 万から 1 万 5000 人で、1944 年～ 45 年にかけて沖縄に連行されたという主張が一般的だ。この数字は目撃者たちの証言と軍人出身たちが証言した回顧録、数少ない記録文書などで概算したものだという。今日まで日本は沖縄に強制動員した朝鮮人「軍夫」に対する公式的な記録はないと主張してきた。沖縄県庁福祉部援護課が 1976 年 3 月に発表した沖縄戦死亡者・行方不明者資料によると、日本側死亡者・行方不明者は 18 万 8136 人、沖縄出身者が 12 万 2228 人、そのうち沖縄県の軍人軍属が 2 万 8228 人、民間人が 9 万 4000 人、米軍側死亡者・行方不明者は 1 万 2520 人と、非常に具体的な数字を示すが、反面、朝鮮人被害者数は「未詳」として処理されている [164]。

最近日本の研究者たちが実証的な研究に着手し、これまで把握できなかった被害の実情が少しずつ明らかになっている。そのうち、強制動員真相究明ネットワークの竹内康人は、1993 年に日本政府が韓国政府に引き渡した朝鮮人軍人軍属名簿に注目した。この資料は陸軍留守名簿と工員名簿、海軍軍人軍属名票で構成されているが、彼は留守名簿などの資料の決定的な問題点として陸軍で約 11 万 4000 人、海軍で約 2 万人

163 金東椿、『戦争政治：韓国政治のメカニズムと国家暴力』ソウル：キル、2013、150-152 頁

164 呉世宗（韓国語訳、孫知延）、『沖縄と朝鮮の隙間で　朝鮮人の可視化 / 不可視化をめぐる歴史と語り』ソウル：ソミョン出版、2019、27 頁

程が名簿から抜けていることを指摘し、戦後日本政府がこの資料を基に 1962 年厚生省援護局で「朝鮮在籍旧陸海軍軍人軍属出身地別統計表」等の統計資料と死亡者名簿を作成している事実を確認した。彼は事例として沖縄「特設水上勤務隊」の留守名簿を挙げた。すなわち、第 101 ～ 104 中隊所属隊員のうち朝鮮人死亡認定者はそれぞれ 60 人、100 人、30 人、70 人であるが、日本政府は彼らを韓国の遺族に連絡もせずに靖国神社に合祀したと批判した。また、日韓条約締結後、日本政府が渡した朝鮮人軍人軍属死亡者名簿をもとに、韓国政府が「被徴用死亡者連名簿」を作成したが、この資料には留守名簿に記載されている死亡認定者が相当欠落しており、行方不明者もまた反映されていないと指摘した。

沖縄で朝鮮人強制動員の規模と被害実態について実証的な研究を進めている沖本は、朝鮮人が配置された部隊は、これまで具体的な数字が知られていた約 2,800 人規模の特設水上勤務隊の他にも第 32 軍防衛築城隊、歩兵隊、海軍設営隊など計 65 個の部隊があり、その規模も 3,500 人以上に達することを明らかにした。また、死者の場合、その時期と場所を比較考察した結果、本島では首里城付近の司令部一帯と南部地域で多くの犠牲者が出ており、また海軍の場合は 1945 年 6 月 14 日前後に集中的して死亡したことを明らかにした[165]。さらに、沖本は最近、竹内康人の研究結果をもとに独自に突き止めた調査結果を追加し、沖縄をはじめとする南西諸島に動員された朝鮮人強制動員被害者を 3,461 人、死亡者を 701 人と明らかにしている[166]。

オーストラリアの沖縄専門家ガバン・マコーマック（Gavan McCormack）は 1975 年に建立された平和記念公園内にある朝鮮人慰霊塔には、「1 万人余り」の朝鮮人が戦死したり虐殺されたりしたとあるが、1995 年に建立された「平和の礎」に名前が刻まれた朝鮮人犠牲者は 447 人に過ぎないとし、その差を埋める必要があると指摘した[167]。朝鮮人強制動員の犠牲者を調査し「平和の礎」に刻銘する活動を行っている沖本富貴子によると、2020 年 6 月現在の刻銘者数は大韓民国が 382 人、朝鮮民主主義人民共和国が 82 人、合わせて 464 人の名前しか刻まれていないということである[168]。つまり

165 沖本富貴子、「沖縄戦に動員された朝鮮人に関する一考察－特設水上勤務隊を中心に－」『地域研究』20、2017、39 頁

166 沖本富貴子、『沖縄戦に動員された朝鮮人―軍人・軍属を中心にして―』京都：アジェンダ・プロジェクト、2020、4-8 頁

167 ガバン・マコーマック、乗松聡子（韓国語訳、鄭煐璶）、『抵抗する島、沖縄』坡州：創批、2014、64 頁

168 沖本富貴子、『沖縄戦に動員された朝鮮人―軍人・軍属を中心にして―』京都：アジェンダ・プロジェクト、2020、40 頁

沖縄に強制動員された朝鮮人についてはその規模と犠牲について今日まで十分に把握されていない。

アジア太平洋戦争当時日本で唯一地上戦が行われた沖縄で 30 年前から具志堅隆松が結成した市民団体「ガマフヤー」[169] がボランティアで遺骨を発掘してきた。一方、強制動員犠牲者の遺骨返還のために活動している日本の市民団体「戦没者遺骨を家族のもとへ連絡会」（以下、連絡会）は沖縄の「ガマフヤー」、韓国の民族問題研究所、太平洋戦争被害者補償推進協議会と連帯し、朝鮮人強制動員犠牲者の遺骨返還のために日本政府と国会、韓国政府に対し活動を展開してきた。

1945 年以降数十年間、日本政府が施行してきた戦没者遺骨収集は次のような方法で行われてきた。日本の戦没者遺族団体が厚生省の委託を受け、東南アジア、南太平洋などで現地の安価な労働力を利用して遺骨を発掘し、そのうち、歯が残っている頭蓋骨以外の遺骨はまとめて火葬し、東京の靖国神社近くにある国立千鳥ヶ淵戦没者墓苑の地下にある納骨堂に納骨してしまうというものである。発掘された遺骨については DNA 鑑定技術の発展が全く反映されない、数十年前の古い基準によったため大部分の遺骨が火葬されてしまった。したがって、朝鮮人犠牲者の遺骨が千鳥ヶ淵にどれだけ合葬されているのかわからない状態だ [170]。

日本政府は 2016 年「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定し、2024 年までに厚生労働省が委託した指定法人を通して戦没者の遺骨収集事業を実施している [171]。一方、日本政府の「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」制定に対応するため、前述の韓国と日本の市民団体は法律制定 2 年前の 2014 年から日本政府と国会に対して韓国人犠牲者の遺骨返還を実現するための交渉を行ってきた。まず、日韓の市民団体は、日本政府が頭蓋骨に歯が残っていない遺骨を火葬するという従来の方針を変更するように力を入れた。その結果、沖縄県は 2015 年から発掘された遺骨を火葬せずに保存する方針に変更し [172]、2020 年からはそれまで発掘され火葬されずに保存されていた遺骨 700 体に対する DNA 鑑定を実施している。

---

169 ガマは沖縄の自然壕（洞窟）、フヤーとは掘る人、合わせて「洞窟を掘る人」という意味だ。〔https://closetothebone.jp/〕

170 金英丸、「朝鮮人犠牲者の遺骨は日本政府に責任を問いかける」『日帝強占期強制動員犠牲者遺骨に関する国際シンポジウム資料集』、日帝強制動員被害者支援財団、2020、158 頁

171 黄棟俊、「タラワに残された韓国人犠牲者との出会い」、『日帝強占期強制動員犠牲者遺骨に関する国際シンポジウム資料集』、日帝強制動員被害者支援財団、2020、94 頁

172 沖本富貴子、『沖縄戦に動員された朝鮮人―軍人・軍属を中心にして―』京都：アジェンダ・プロジェクト、2020、55 頁

2014 年 6 月 23 日、日本の議員会館で開かれた日韓市民団体と日本政府の遺骨問題に関する最初の交渉で、日本政府は「遺骨帰還事業は日本政府の事業なので韓国人遺族の参加は困る。韓国人の遺骨が発掘されれば（名前がわかる遺品のある遺骨は）外交経路を通じて協議する予定」というとんでもない返答をした。実質的に朝鮮人犠牲者の遺骨は探さないというものである[173]。

2016 年 10 月 12 日に開かれた第 3 回交渉で市民団体は日本政府が沖縄で始める DNA 鑑定事業について質疑し、沖縄戦の朝鮮人犠牲者の中には行方不明と記録された犠牲者が多いが、彼らも当然 DNA 鑑定の対象に含まれるのかと確認した。これに対して日本政府担当者は「行方不明扱いされた日本人も鑑定対象ではない」と答えた。しかし日本人のなかで行方不明として取り扱われた軍人軍属はほとんどいない。

先に述べたように、韓国政府の強制動員委員会がまとめた資料を総合的に見れば、沖縄へ強制動員された被害者のうち軍労務者（軍属）に動員された者たちの未帰還者の割合、すなわち死亡と行方不明の割合が圧倒的に高い[174]。また、沖縄県福祉部援護課が 1976 年 3 月に発表した沖縄戦死亡者・行方不明者資料では、日本軍と米軍の死亡・行方不明者は非常に具体的な数字が記録されているのに比し、朝鮮人被害者数は「不詳」と処理されている[175]。

日本政府は、強制動員犠牲者の遺骨問題においても前述したように国籍を差別する形で朝鮮人犠牲者を徹底的に排除している。日帝強占期に日本政府は「朝鮮人も日本人」だとして植民地朝鮮から若者たちを軍人・軍属あるいは労務者として動員した。日本の侵略戦争で「日本軍」として死んだ「朝鮮人」2 万 1000 人余りについて日本政府は家族に知らせないまま 1959 年から無断で靖国神社に、しかも創氏改名された日本名で合祀してしまった。靖国神社に合祀された「朝鮮人」犠牲者たちは、今も「日本人」として侵略神社と称される靖国神社に祀られているのだ。それにもかかわらず「日本人」遺族に支給されている遺族年金は、「朝鮮人」犠牲者の遺族には一円も支給されていない。合祀撤廃を要求する朝鮮人犠牲者の遺族の要求に対しても拒否し続けている。

日本政府は戦没者遺骨収集事業において、日本のために犠牲になった「日本人」戦

---

173 金英丸、「朝鮮人犠牲者の遺骨は日本政府に責任を問いかける」『日帝強占期強制動員犠牲者遺骨に関する国際シンポジウム資料集』、日帝強制動員被害者支援財団、2020、157 頁

174 金晃栄、『沖縄強制動員朝鮮人犠牲者被害実態』、日帝強制動員被害者支援財団、2018、25 頁から再引用。

175 呉世宗（韓国語訳、孫知延）、『沖縄と朝鮮の隙間で：朝鮮人の可視化 / 不可視化をめぐる歴史と語り』ソウル：ソミョン出版、2019、27 頁

死者については最後まで探しだして連れ帰ると愛国心を煽る一方、植民地支配の被害者である朝鮮人についてはその対象から徹底的に排除している。日本政府の都合によって朝鮮人強制動員被害者は時には日本人、時には朝鮮人として規定されている。

韓国政府は 2017 年から 2019 年まで沖縄強制動員犠牲者に関して韓国人の遺族 169 人の遺伝子検査を実施した[176]。日韓市民団体と韓国政府は、沖縄で発掘された遺骨と韓国人遺族の DNA 鑑定について対照検査を要請したが、日本政府は現在までこれに応じていない。

2）遺族と遺族会の葛藤　A 遺族会の事例[177]

2020 年現在、政府部署とソウル市など各自治体に登録されている日帝強制動員関連被害者団体や遺族たちが作った非営利民間団体と任意団体、市民団体などは以下の通りだ。

- アジア太平洋戦争犠牲者韓国遺族会
- 日帝強占下サハリン強制動員抑留被害者韓国残留遺族会
- 日帝強占下遺族会
- 日帝強制連行韓国生存者協会
- 日帝強制動員犠牲者遺族会
- 日帝強制連行被害者遺族会
- 日帝強制動員犠牲者遺家族協同組合
- 日帝被害者共済組合
- 忠清南道内地域太平洋戦争韓人犠牲者
- 太平洋戦争被害者補償推進協議会
- 太平洋戦争被害犠牲者全国連合会
- 太平洋戦争犠牲者遺族会
- 太平洋戦争犠牲者追慕事業会
- 太平洋戦争犠牲者全南西部支部遺族会

176　黄棟俊、「タラワに残された韓国人犠牲者との出会い」、『日帝強占期強制動員犠牲者遺骨に関する国際シンポジウム資料集』、日帝強制動員被害者支援財団、2020、102 頁

177　李ハンシクのインタビュー［口述聴取記録 2］を参考

上記の登録団体の他にもさまざまな任意団体が組織され、会員を集め多様な活動をしている。各団体ごとに行政部署登録状況、団体の運営方法や活動目的、団体構成員などで違いがあるが、大部分の団体が日帝の強制動員、強制労働の真相糾明とそれに対する日本政府の謝罪と賠償、再発防止を目標に掲げている。また、韓国政府に対して被害者支援および適切な補償などを求めている。研究や市民教育を通して日帝強制動員問題を社会に知らせて解決を模索する活動を中心にする市民団体もある。これらの団体の他にも日帝強制動員と関連して一番多く予算を持っている韓国政府部署および機関、また強制動員関連の各種訴訟を担当している法律代理人もいる。韓国社会で強制動員問題はこのように機関、団体と遺族が政治的経済的に複雑に絡みあう同時代の問題であるが、それにくらべて重要な研究テーマとして扱われていない。

この項では、ある遺族団体と主要活動家の事例を通して日帝強制動員遺族会が経験した時代的変化とそれにともなう内部対立を調べてみた。

(1) 父の死と遺族会の活動

口述者は遺族会の活動をする前は個人事業を営んでいた。口述者の父親は 1944 年に労働者として強制動員され日本の九州に連行されたが、脱出して密かに帰国した。しかし、しばらくして再び捕まって北海道炭鉱に送られ、そこで死亡した。口述者の父親は「肺炎」で死亡したと記録されているが、口述者は信じていない。父の死の真相と遺骨を探すために遺族会の活動を始めたという。口述者は A 遺族会の創立当初から主導的な役割を果たし、対日民間人請求訴訟や日韓学生交流など遺族会として多様なプログラムを開発し、遺族会の成長に大きく寄与した人物である。現在、A 遺族会と韓国内遺族会の活動状況について最もよく知っている者の一人だ。

> **面談者：**どんなきっかけで遺族会活動をされたんですか？
> **口述者：**父の遺骨を探すために遺族会を……、(遺族会が) 発足しましたが。
> **面談者：**遺族会の活動を始めた理由があったのですか？
> **口述者：**父がどこで亡くなったのか、父の遺骨がどこにあるのか、もっとも死んだのか生きているのか、わからないじゃないですか。だから子の道理としてそれをして (父の遺骨を探して)。

70 年代半ばから活動を始めた A 遺族会は現在活動している遺族団体のなかでも比較的早い時期に作られた団体だ。しかし、1965 年に日韓協定を締結した朴正熙軍事独裁

政権下では、遺族会が政府の意図に反して公的に活動できる状況ではなかった。

> **口述者：**遺族会の活動についてはわかっているはずなのに（団体の）許可も下りない。言葉の上では遺族会というが、内実は何もないんです。

苦労してやっと政府から許可を得て、日本で遺骨調査を始めたが、日本に一緒に行った遺族会幹部たちは遺骨調査よりも私的な個人業務に多くの時間を割いたという。70 年代当時は海外旅行がまだ自由化されておらず、個人的な目的で入国ビザを取得することは難しかった。口述者によれば遺族会業務を理由に日本大使館から比較的簡単にビザを発給してもらうことができたという。

> **口述者：**（当時副会長に）「日本にとにかく行こう！遺骨を発掘しよう（探そう）！」と言いました。実際私は父の遺骨を発掘するために（日本に）行こうと、そうしたのです。その人たちは 5 月に行ったのかな、それで私たちはその後 9 月だったか 7 月だったか……覚えていませんが、日本に行ったんです。とにかく行ってみようと。実はその当時の韓国は本当に暮らしが大変な時代で、そういう時代でしたよ。そして私たちは 9 月か 8 月に日本に入ったのですが、行って見るとこの人たちは遺族会としての仕事をしておらず、アイゴー。一人は材木事業をしている人なんですが、木材関係で動いていて、（副会長は）自動車の付属品関連のことをしていたんです。

A 遺族会は 70 年代に数回、日本国内の朝鮮人強制動員犠牲者の遺骨調査と返還のために活動したが、以降 80 年代後半までは軍事政権下のもとで積極的な活動ができなかったという。1987 年の民主化以降、遺族会は会員を募集して団体の独立的な財政運営を図り、活動を開始した。そして被害者遺族たちの損害賠償訴訟を準備した。しかし会員募集を通して組織の規模が大きくなり、比較的大きな金額の会費が集まると遺族会内部で新たな対立が起こった。

> **口述者：**90 年代に新聞広告を出すと（会員の申請が）やたら多く入ってくるようになりました。そうすると 1 人当たりの会費が 3 万ウォンで登録費が 3 万ウォン、合わせて当時のお金で 6 万ウォンになります。各市道の支部長たちがその中から 2 万ウォンずつ支部活動費として使い、4 万ウォンを中央に送ることになっていました。この新聞（広告）を出して数ヶ月も経たないうちに変なうわさが出回わったんです。「〇〇〇が家を買おうと探し回ってる」と言ったよ

うな。それで「こいつら、叩かれて痛い目に合わされないと！捕まえて〔監獄に〕入れる！」と大騒ぎになったんです……（中略）……それで警察も出入りして。本当に恥ずかしくてたまりませんよ。それで、調査してみなさいと言ったんですよ。調査してみなさいといいました。調査したら実は何もなかったわけではないんですが。

ある地域の遺族会に所属していた会員がソウル中央会事務室を訪れ、自分が提出した会員申請書が地域遺族会名簿に登録されていないと主張し抗議したという。

口述者：遺族会に（自分の）名簿がないとこういうんですよ。自分が確かに申請したのに名簿にないと。6万ウォンを払って申請を出したのに、こうなったんです。なので、〔本人としては〕呆れた話じゃないですか。確かに申告したのに、自身が書類も出して確かに申告したのに名簿にないというのです。名簿から〔名前を〕外してしまえば何もないのではないですか？一枚だけ抜いても6万ウォンじゃないですか？一枚抜いて6万ウォン、また一枚抜いて6万ウォンじゃないですか？これ、知らなかったんです、私も。

この事件を通してA遺族会内では会員間の告訴、告発が続き、対立が拡大していった。全国最大の遺族団体として認められていたA遺族会はその後、数十の地域の遺族団体に分かれた。これを契機に全国に新しい遺族団体が雨後の竹の子のようにできたという。

(2) 遺族会内部の葛藤と傷

ある遺族会は2009年「対日請求権資金の個人補償」のために「対日民間請求権訴訟団」を発足させることにして会員を募集した。その際、〔国際問題について弁護経験があるD氏とともに〕日本から個人補償を受け取ることができると全国の会員に説明した。この過程で訴訟原告団の共同代表者〔B氏、C氏〕間に対立が生じ、代表の一人〔C氏〕が遺族会長A氏、B氏をソウル広域捜査隊に告発する事件が起きた。当時捜査を担当した警察の主張によると、「代表〔B氏〕が会長の委任を受けて遺族会員はもとより遺族会員でない人も個人補償が受けられるとして訴訟費用名目で1人当り3万ウォンを1万5000人から受け取ったことが確認された」と明らかにし、「このうち一部は受任費用として使い、一部は遺族会費用として支出したと陳述したが、会長が〔弁護経験のあるD氏〕との受任契約を正式に締結していなかったため詐欺行為が認定

された」[178] とのことだった。

彼らは、2010 年に「対日民間請求権訴訟団」〔2010 年 3 月 29 日、結団式〕を作り、2011 年初めまでに 3 万人余りから計 15 億ウォン余りを受け取った疑惑などで裁判に付された。裁判の結果 2014 年、〇〇〇会長は無罪確定判決を受け、他の一人は詐欺容疑が認められ懲役 5 年 4 ヶ月、某氏は一部暴行疑惑に対してのみ懲役 1 年 6 ヶ月、執行猶予 2 年を宣告された [179]。この訴訟によって当時最も活発に活動していた遺族会が活動を中断せざるをえなくなり対立が深まった。

口述者は、一部の人々が現在も、遺族たちに日本から受け取れなかったお金を代わりに受け取ってやると団体を作って加入を促したり、会費納付を要求する携帯電話のショートメッセージを送り続けていると批判をしている。彼らは被害者の遺族がほとんど高齢である事を悪用し、正確な内容がわからない遺族たちを利用しているのだと話している。また、国会会期のたびに発議される強制動員関連支援法案の動向を伝え、訴訟をすれば補償を受け取れるといったメッセージを送り続けていると嘆いた。

> **口述者：**このメッセージを、私が前に消したんですが、また来ました。また来たのです。なぜかと言うと、私はできるだけこの遺族会を（告発）しないでおこうと思っているのですが、非常に悪いやつらが、何、会費を出せだと。私に 6 万ウォン送くれと。なんと私に！ 6 万ウォンのお金がないから出さないんじゃないんです。6 万ウォンをもう何年も払ってないのに 6 万ウォンだけ出してくれと、この私に対して。今こんなこと（電話機を指して）、メッセージで簡単に送るが、以前は全部はがきや手紙で遺族たちに送って……（中略）……この人たちが〔当時賃金が振り込まれた〕郵便貯金を払い戻してあげると言うんだが。それ、全て嘘です。会費をもらうために全て。ところが、郵便貯金を払い戻してあげると言って数万ウォン、さらに何とか言って数万ウォン。会費と言って 3 万ウォン。……私たちみんな年齢が 70 を超えてるんですよ。こういう人たちを集めて、「私が（代わりに）郵便貯金を受け取ってあげる、私が日本に対して何かしてあげる」とか、全て嘘をついて。

178 「〇〇〇회장 유족회 말살 세력. 좌시하지 않겠다（〇〇〇会長、遺族会抹殺勢力、座視しない」」『ザ・タイムズ』、2012 年 2 月 6 日付、https://www.thetimes.kr/（2020 9.11. 接続）〔原告：訴訟団の共同代表の一人（金氏）、被告：会長ともう一人の共同代表（ヤン氏とチャン氏）〕

179 「〇〇〇 〇〇〇〇〇 유족회장 사기 혐의 무죄 확정돼（〇〇〇 〇〇〇〇〇遺族会長詐欺容疑無罪確定）」『聯合ニュース』、2014 年 8 月 29 日付、https://www.yna.co.kr/（2020.9.11. 接続）〔原告：ソウル中央地検強力部、被告：会長と共同代表 2 人（ヤン氏、チャン氏とイム氏）、2013 年 3 月 13 日、https://www.lawtimes.co.kr/news/articleView.html?idxno=73189〕

このように強制動員被害者遺族団体を詐称する一部の人々が遺族に会費を要求したり、補償法案を示して被害補償訴訟のための手付金や謝礼費が必要だなどと理由をつけて金品を要求している。強制動員問題が解決されていないなか、被害者の遺族と遺族団体、さまざまな類似団体が絡み合あって被害者遺族たちを再び混乱に陥れている。

長い間、遺族会の活動をしてきた口述者は、遺族会で一緒に活動して来た人々から受けた心の傷、彼らに対する恨みの気持ちでいっぱいだった。他の立場にある会員たちもやはり口述者と似たような感情を持っていることが推測できた。口述者は、遺族会会長をやってくれと訪ねてきた団体役員たちに対して、これまでの遺族会の問題点について言及し拒否の意思を示しもした。

> **口述者：**「私は遺族会というものには足を踏み入れるのも嫌だ。誰かの言う通りに、役職をうまくやれば、ほめられるが、できなければ強く怒られ批判される。私のお金を使っておきながら悪口ばかり言われる、もうそんなことはやるつもりはない。以前、90 年代に私はどれだけ苦労をしたことか。事態を収拾するために本当になだめすかしながら収拾して……」（その時）〔皆〕遺族会を解散させようとしていたから、本当に大変だった。

1965 年、朴正熙政権は日本との国交正常化の一環で日韓請求権協定を結んだ。軍事クーデターで政権を握って正統性を持っていなかった朴正熙政権は日韓国交正常化を急ぐあまり、日本政府に植民地支配に対する賠償責任を問わず、強制動員被害者に対する補償にも目を背けた。被害者たちはこのような軍事政権の意志に反して自分たちの被害を公に訴えることもできなかった。

1987 年、韓国で民主化宣言が発せられた後の 1991 年に日本軍「慰安婦」被害者・金学順（キム・ハクスン）が証言し、そのあとから強制動員被害者と遺族たちが本格的に自分たちの要求を前面に出し始めた。2004 年、被害者と遺族たちの粘り強い闘争で「日帝強占下強制動員被害真相糾明等に関する特別法」が制定され、その結果「日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会」が設置されることになり、国家による初めての調査がなされた。被害事実が認められた被害者および遺族たちには「慰労金」が支給された。その後、数回の法改正を経て「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援委員会」に名称が変わり、2015 年 12 月 31 日をもって強制動員問題解決のための委員会活動は終了した。

日本政府は 1965 年の日韓請求権協定ですべて解決したと主張し続ける一方、韓国政

府も問題解決を放置しているという状況下で、遺族団体は離合集散を繰り返して対立してきた。父親が強制動員されたため、まともな教育を受けることもできず苦しい人生を歩んで来た遺族たちは「賠償」や「補償」という言葉が出てくるたびに踊らされ、振り回される経験をしなければならなかった。

3）韓国政府の対応と「補償」の政治

2000 年代初めから、強制動員被害者と遺族たちは日帝強制動員被害真相糾明のために国家が前面に立つよう要求して粘り強い運動を行った。その結果、光復から 59 年後の 2004 年 2 月 13 日「日帝強占下強制動員被害真相糾明等に関する特別法」が制定され、同年 11 月 10 日国務総理傘下に「日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会」（以下、委員会）が設置された。委員会は強制動員被害の真相調査、韓国内外の資料収集と分析および真相報告書の作成、遺骨発掘および収集、史料館と慰霊空間の設置等、強制動員問題の真相糾明を主要業務として活動を開始した[180]。その後「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会」（以下、調査支援委）という名称に変わり、11 年後の 2015 年 12 月 31 日、強制動員被害調査の国家機関は最終的に業務を終了した。

被害申請を出し強制動員被害者と認定された人たちは政府から「人道的次元」の「慰労金」と「支援金」を支給された。死亡・行方不明者の場合は 2,000 万ウォンが遺族に支払われ、負傷障害犠牲者に対しては最高 2,000 万ウォンから最低 300 万フォンの範囲内で障害の程度に応じて支給された。生還者のうち生存している者には生存期間中、年に 80 万ウォンを医療支援金として支払い、未払金は当時の 1 円を 2,000 ウォンに換算して支給するというものだった[181]。1965 年の日韓請求権協定で被害者の権利を奪い放置してきた国家がその責任を認めず、「人道的次元」で「慰労金」、「支援金」を支給したため、「辛うじて生き残った」多くの被害者から不満の声が上がった。

> （日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会への被害申告に対して）それをもってこの前どんな通知があったと思う？連行現場で死んだ人には 2,000 万ウォンの補償金をくれると

180 民族問題研究所、『軍艦島、終わらない戦争』ソウル：センガク庭園、2017、236-239 頁。

181 但し、1975 年、「対日民間請求権補償に関する法律」によって現金を支給した遺族に対しては、当時、遺族が受け取った支給額 30 万ウォンを現在〔2 次支給時期〕の物価に換算した 234 万ウォンを引いた残りを支給。許光茂ほか、『日帝強制動員、政府が中断した真相糾明 -11 年の批判的回顧』ソウル：先人、2020、120-121 頁

言い、生きて帰った人には年に100万ウォンちょっとのお金をくれるそうだ。そうすると、生き残って帰りそのあと死んだ人にはないってことになるじゃないか、その人たちには何もないんだよ。どれだけ悔しいことか。だから、韓国政府というのが、政権を握ってこんな政治をするのだから、これが人間のやることなのかと思うよ。私はまず、その通知書を受け取って、ソウルにある太平洋同志会に行こうとした。こう、国会議事堂であれ、大統領の前であれ、それだけ〔強制動員から帰ってきてから死んだ人への補償〕はやってくれと。私が実際にあった事実の通り、全部しゃべって、それができなかったら、叩き壊してしまうと言うことさ。お前ら〔太平洋同志会〕がまっとうにやっていれば、なぜ〔我らが〕悔しがるか。悔しいのは、我々国民の方だ。お前らがただ座って、何もわからない〔おまえら〕が座っていて、何か偉い事でもするように騒ぎ立てている。こいつらは何か言うことでもあるのかよ。だから韓国政府というのが、何を信じて政治ができるの。(……)私たちがあまりにも騙されて、解放されてから1年、2年という話じゃない。私たちがこの太平洋同志会を組織してからも1、2年じゃなくてもう数十年も経ってるんだ。毎回、できるできると口先だけで、結局はやめてしまって何ら成果もない。それで私たちはソウルに上京して、その時は、そんなことをしても、お金が出るといったような噂もなかった。わが政府が何かしてくれると言ったって、韓国内で払ってくれなければならないんだが、韓国には払えるお金はあるのか。〔被害にあった〕このような人々は合わせると数千人になるといっても過言じゃない。これは韓国政府が払える規模の金ではないと言うことだよ。朴正熙時代に金〔日韓協定時の借款〕を借りて韓国で何か政策に使ったとしたら、その金は被害者たちに返さなければならないんじゃないか。連行されて2年、4年、本当に月給一銭ももらえず、命がけで働きどおし、やっと帰って来た私たちがこうなのに、死んだ人たちはどれだけ悔しいことか。それなのに、韓国政府は〔お金を日本から〕受け取り使って〔被害者には〕何の話もなかったよ[182]。

話者は言語だけでなく多様な非言語的手段を利用して、自身の経験と考えを伝達する。口述集は、口述者の音声（表情、身振り、声の調子など）を文章にした録音記録を基に再び整理したもので、話者の当時の感情、表情を読み取ることができないという限界がある。そのような口述集の限界にもかかわらず、強制動員の「補償」や「賠償」に対する口述者の怒りと複雑な感情を感じることができる。

歴史的に政府行政機関、立法機関などの従事者たちは、国民国家樹立後、国家権力従事者たちの暴力によってなされた被害事実自体に無関心だったり、はなから真相糾

182　20世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝31：徐錫華1920年2月9日生』、2008、88-90頁

明を妨害したりした[183]。次の口述は、強制動員され日本で亡くなった父親の遺骨を探すために1970年代初頭から遺族会活動をしてきたある遺族とのインタビューである。当時、軍事政権は情報機関を通して遺族会活動を監視し弾圧した。維新憲法が公表された以降、遺族会は全く活動ができなかったという。

> **口述者：**結局、1990年度に入って私のお金で5千万ウォンを供託した。社団法人なのにお金を預託しなければなりません。私は（関連書類を）全部持っています。朴正熙（パク・ジョンヒ）の時代、全斗煥（チョン・ドゥファン）の時代、盧泰愚（ノ・テウ）の時代にはまったく返事がありませんでした。金載圭〔キム・ジェギュ〕が死ぬ少し前に、（中央情報部に連行されて）（当時、金載圭のとった行動を再現する。指を突き付けて威嚇する姿で）「あなたは、ねぇ、事業をやってる人が！」ちょうどこうやって座っていた。（面談者とテーブルを挟んで向かい合って座ってる姿）。足で脛をぱんと蹴るんだ。
> **面談者：**金載圭さんがですか？
> **口述者：**はい。（金載圭が）「事業やってる人間は、事業だけしてろ！オイ！それ（遺族会活動）はやめろ！」
> **面談者：**（中央情報部には）どうやって行ったんですか？呼ばれていったんですか？
> **口述者：**連絡があったのよ。来いと。
> **面談者：**どこに連れて行かれましたか。
> **口述者：**安企部（中央情報部）だよ[184]。

次の証言を見ると、慶山太平洋同志会のある生存者も、沖縄で軍労務者として働いたお金を受け取るために官庁を訪問するなど数回努力したが、駄目だったという。そして、彼らを助けた嶺南大の権丙卓教授も当時「中央情報部」[185]で調査を受けたという。権丙卓がどんな理由で「中央情報部」に行ったのか、行ってどんな調査を受けたのか、今としては正確にその内容を確認することができない。ただ、権丙卓が慶山太平洋同志会と共に活動した時期が1980年代初中盤であり、当時、軍事政権下の国家機関も遺族たちの公の団体活動を制限したという証言から、権丙卓が慶山太平洋同志会会員たちが未払い賃金を払い戻すことができるように、あるいはどんな形で補償が受

183 金東椿、『戦争政治：韓国政治のメカニズムと国家暴力』ソウル：キル、2013、135頁

184 李ハンシクのインタビュー「口述聴取記録2」を参照。

185 権丙卓教授が初めて慶山太平洋同志会と会ったのは1981年であり、「中央情報部」ではなく「国家安全企画部」に名称が変わった後だった。高齢の生存者たちは通常、国家情報機関を「中央情報部」と表現したようだ。

けられるかなどを調べたために、「中央情報部」の調査を受けたのではないかと推測できるのみだ。

> （徴用されて）お金を一銭ももらえず、ポケットは空っぽだ。あとからこの件について、何とかしてみようと、日本からそのお金を受け取れるよう、（会を）運営をしてみようとしたんだ。最初、60 年だったかな。50 何年だったか、そのころだったよ。アイゴー、そうしたら私の財布の金がどんどん減っていった。お金をもらえないから結局私の財布からお金を出して活動しないといけなくて損するようになったんだ。それで郡（慶山郡庁）に行って「私たちは一銭、コイン一枚のお金も受け取ったことがない。お金を稼ぐために苦労してきて、今こうしているので、この件について何とかしてくれないか。」「アイゴー、それは私たちにはしてやれません。私たちにはできません」。「どうしてそうなのか」と尋ねると「私たちはどうなっているかもわからないし、支出するお金もない、特別にそれをやる事もできません。駄目です」と。それでも何回か通っていたが「アイゴー、もうやめよう、これじゃあ駄目だ。」それでそれはやめて、他のことをしていたが、そうしていたところ権丙卓博士、その方が一回、私たちの会議に来てくれた。沖縄に行って人が死んだのを知ってると言うんだ。どうやって死んだか、7 人が死んだのよ、他でもなくただ死んだんじゃなく、奴らが〔7 人を〕集めておいて一度に皆殺しにしてしまったんだ。その殺された人たちの名簿を私が〔権丙卓博士が〕全部取り出して持っていると。政治というのはどうにも駄目だ、それを探しに行こうとして全部書類を作って準備したが、〔政府の〕反対でその年は行けなかった。そして、権丙卓博士が南山の下にある中央情報部に連れていかれて、一晩泊められてから出てきたんだよ[186]。

終戦後の米国中心の戦後処理と冷戦は日本を戦争責任から解放し、また米国は、韓国の強制労働被害者たちの国際訴訟に関して実質的な妨害者として立ちはだかった。米政府は日本政府をかばい、訴訟を却下するよう圧力をかけてきた。そして韓国軍事政権は、1951 年のサンフランシスコ講和条約と 1965 年の日韓基本条約の一部である請求権協定で被害者個人の請求権はすでに消滅したという立場をとった。また、1965 年の日韓協定の過程でも日帝強占下で行われた強制動員の規模を全く把握していなかった。

その一方で、朴正熙大統領の維新政権は北朝鮮との体制の争いに沖縄強制動員犠牲者を政治的に利用した。2006 年に公開された「沖縄韓国人慰霊塔」関連の外交文書に

186　20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 16：沈在彦 1921 年 9 月 13 日生』、2007、141 頁

よると、1974 年初め、当時の金東祚（キム・ドンジョ）外務長官は駐日大使館に対して「北傀が、第二次世界大戦時に徴用・徴兵され沖縄で犠牲になった韓国人の慰霊塔建設を企てている」とし、これに対する対策を講ずるよう緊急に指示した。金長官は「犠牲になった亡霊たちを慰め、北の傀儡政権の機先を制し、北傀の沖縄への浸透の余地と口実を無くさなければならない」として、慰霊塔建立の目的を明確にした[187]。朝鮮総連〔在日本朝鮮人総聯合会〕は 1972 年、「第二次大戦時沖縄朝鮮人強制連行虐殺真相調査団」を構成して現地調査を実施したが、その時作成された報告書が現在も主要資料として活用されている。これに対して朴正熙は慰霊塔建設に 10 万ドルを支出し完成を急ぐよう特別に指示を出し、1974 年 11 月「摩文仁」地域の現在位置に 603 坪の土地を買い入れた。土地購入から 5 ヶ月後の 1975 年 4 月 9 日に工事が始まり、8 月 14 日までの 3 ヶ月間で工事が完了、慰霊塔が建立された[188]。こうして作られたのが現在沖縄県にある「韓国人慰霊塔」である。

2001 年頃から始まった「強制動員真相糾明特別法」の制定を要求する運動が始まった時点でも、国家記録院の「被徴用被害者」37 万人の名簿は放置されたままであった。韓国の立法機関関係者と政治権力者は、こうした問題に対して関心と解決の意志を全く示さなかった[189]。国民が選んだ立法機関関係者らの無関心は、結局一般市民もこの問題に対しては無関心であったことを示すものである。

社会的変化とともに「強制動員真相糾明特別法」の制定とその後のさまざまな委員会の設置による実態調査は、実際に強制動員の規模と真相を明らかにし、問題を市民の間に知らせるという大きな成果を挙げたのも事実だ。しかし、植民地期の強制動員の主体者であった日本政府から公式な謝罪はなく、国民国家樹立以前に「非国民」とされた被害者に対する韓国政府の解決努力も足りなかった。このような状況で「補償」問題は、強制動員による死亡者、生存者、生存帰国後の死亡者、遺族、政府行政機関、市民団体などの利害関係が複雑に絡み合った政治構図だけ作った。

強制動員被害者個人と家族中心の金銭的補償の問題も、他の「過去史」問題の

187 「[外交文書] 北の沖縄浸透を防げ」（韓国語）、『韓国経済』2006 年 3 月 30 日付、https://www.hankyung.com/politics/article/2006033077208（2020.11.15. 接続）。〔2026.6.12. 接続不可、代わりに、[聯合ニュース]「北の沖縄浸透を防げ」KBS ニュース、2006.3.30.、https://news.kbs.co.kr/news/pc/view/view.do?ncd=857953（2026.6.12. 接続）を参考〕

188 朴ギョンフン、「政治論理に二度死んで・・・、殻だけが残った記念碑」（韓国語）、『済州のソリ（音）』、2013 年 3 月 16 日付、http：www.jejusori.net/news/articleView.html?idxno=127104（2020.11.15. 接続）

189 金東椿、『戦争政治：韓国政治のメカニズムと国家暴力』ソウル：キル、2013、136 頁から再引用

イシューのように議論の中心に据えられた。すなわち、被害者に対する慰労や社会的正義を回復するための努力は省略されたまま、被害を金銭的に補償する方法が主要な解決策となったのだ。このような補償は、遺族の傷をきちんと癒すことにもならず、お金にまつわる別の問題と対立を生んだだけだった。前述で紹介した遺族の体験のように、強制動員補償問題を取り巻く争いは、被害当事者や遺族自身が置かれた立場によって利害関係を異にした。被害申請の過程でブローカーが介入したり、被害を膨らませたり、あるいは虚偽で申請するなどということが起き、関係者と遺族会が致命的な打撃を受けたりした。以下は、姜ミハ氏（強制動員被害者・金サンチョルの嫁）とのインタビューをまとめた口述集からである。

> 強制徴用の関係者たちは、単に日本によってだけ搾取されたのではなかった。まさに大韓民国で同じ国の人々によって、しかも〔都合の〕「良い」名目で、また別の搾取を受けていたのである。問題は、そのような団体が一つや二つではないということだ。金サンチョル氏はこれまで「補償」をしてくれるという名目で数多くの詐欺にあった。「遺族会」という名で 10 万ウォン単位で会費を徴収され持って行かれたのはもちろん、見せるためのパフォーマンスにたくさんの老人を集めあっちに行けこっちに行けと連れ回わし、苦労させられたと言う。そうなってしまったのは、補償を受けることになれば数億は受け取れるという言葉で誘い出すからだった。こうした誘いに誰が乗らないだろうか？何よりも彼らが本当に望むのは補償よりも謝罪だったので、犠牲者たちはなお一層熱心に活動するしかなかった[190]。

その上、A 遺族会の事例で見られたように、数々の被害者団体が生まれ、その運営過程で各種の不正と法的訴訟が発生するなど、真相糾明に先立ち「金銭的補償」の問題で強制動員被害者と遺族たちは対立に巻き込まれた。被害者たちの考えとは異なる方法で「補償」問題を解決しようとする政府当局、透明性に欠ける遺族団体、多くの利害当事者が絡み合って、日帝強制動員に対する個人的、歴史的、社会的な意味化は失敗したまま、さらに新たな被害を再び生む状況が作られた。強制動員被害者に対する社会的な意味の生産と共有を欠く補償方法は、実現の可能性と期待金額につられて分散したり結合する遺族会や、彼らの補償金を狙う多くの個人と団体を作り出した。金東椿（2013c）は、このような遺族会の様相が韓国社会の様相、すなわち冷戦と分断体制下で生きることに精一杯であった普通の韓国人の姿であり、韓国市民社会の素

190　トファジ〔団体〕、『記憶のかけら：日帝強占期被害者たちの話』公州：クングルサラン、2016、177 頁

顔であると言う[191]。結局、強制動員被害者は年老いても自身が体験したことを共有し意味付けすることができずに、単なる身の上の嘆き話として繰り返したり、生まれついた運命のせいにするしかなかった。

> 私たちが生きながらえて多くの苦しみと悲しみを受け、すごく殴られたため、悔しい思いで生きてきた、そんな年齢がまさに私たちの世代なんだよ。その時の私たちは（国の）力を知らない時で、力がわかる時まで、解放される時まで、日本人の政治のなかで私たちは生きてきたのだ[192]。

強制動員問題をはじめとする過去史問題は、真相糾明、そして加害者の謝罪と責任者処罰、謝罪の証拠としての賠償、再発防止という一連の過程がすべて行われてこそ、初めて完全な解決がなされたといえる。ここでの金銭的な「賠償」や「補償」は、真実性ある「謝罪」の証拠としてなされた時こそ、意味があるのだ。しかし、日帝による強制動員の場合、真相糾明の段階から難航している。強制動員被害者と犠牲者の経験を私たちがどう社会的に共有できるかという議論は始まってもいない。

日本政府は過去の植民地支配に対して「形式的な謝罪」を繰り返しながらも、実際には朝鮮人強制動員被害者を差別・排除してきた。韓国政府においては 1965 年日韓請求権協定によって被害者の権利を奪い、責任を回避してきた。2018 年 10 月 30 日、韓国大法院（最高裁）の判決で強制動員被害者たちが歴史的な勝訴を勝ち取り、1965 年日韓請求権協定の壁を越えることができたのは、被害者とこの問題解決のために努力してきた両国市民の固い連帯闘争があったからこそ可能であったといえる。

実際、韓国社会での日帝強制動員問題は他の「過去史問題」と大きく変わるところなく類似の社会文化的脈絡のなかに置かれている。このような視点からみて、「真実・和解のための過去史整理委員会（真和委）」の活動内容とその結果は示唆するところが大きいといえる。真実和解委員長を務めた金東椿は、韓国社会の構成員が過去史問題をどのように「消費」し「利用」しているのか、同時に被害者たちにどう向き合っているのかについて批判的に説明している。

191　金東椿、『これは記憶との戦争だ：韓国戦争と虐殺、その真実を求めて』坡州：四季節出版社、2013、429 頁

192　20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 31：徐錫華 1920 年 2 月 9 日生』、2008、19 頁

> 政府官僚たちは、政府組織のほかにさまざまな委員会ができ、補職をえられなかった者たちの昇進する控室に活用されると喜び、またマスコミは過度に政治化して、真実和解委の活動に弱点がでればこれを叩き、特ダネの材料になるかどうかだけに関心を持つ。政治家たちはこの事案が国会内の自身の立場を強化、特に地方区での再選に役立てば動くが、そうでなければほとんど関心を見せない。学者たちはこれらを通して受託研究を遂行するようになったり、新しい資料が出てくると関心を持つが、普段、これらに関する問題の提起や解決には介入しないようにしている。また弁護士たちはある事件の真実糾明の決定以降、「大きな市場」になるなら仕事の次元で事件を扱うようになる。社会のすべての集団がこのように自身の利害のために動いているのに、遺族に対してだけ、「あまり利己的な態度を見せてはいけない」とか「公的な態度を取るように」などと言えるだろうか？ 果たして誰が彼らを批判する資格があるのだろうか[193]。

韓国政府と関係機関は、「歴史的な正義の実現」レベルで強制動員問題を真摯に考えるよりは、国家の責任を回避して、当面のうるさい「嘆願」を処理するようにしている。国会議員たちが国会の会期ごとに強制動員補償関連法案を作り、立法予告をするが、国会内で真剣な議論がなされた例はほとんどない。会期ごとに作られた強制動員関連法案の多くは「国会任期満了と共に自動的に廃棄される」、これが繰り返されている[194]。こうした過程で被害者たちが要求してきた真相糾明と日本の謝罪、過去の過ちに対する適切な賠償と補償、そして強制動員の犠牲と被害に対する社会的な意味の（再）生産と共有は消えさり、金銭的な「補償の政治」だけが残ることになる。強制動員を巡る公共の記憶と真の社会的追悼は居場所を失いつつある。

4 集団的記憶と追悼儀礼

解放後、38 度線以南は 1948 年 8 月 15 日、以北は 1948 年 9 月 9 日、それぞれに単独の国民国家が建設された。韓国戦争は南北の国民国家樹立後の最初の現代戦だった。韓国戦争に参戦した南北の軍人たちは「参戦勇士」あるいは「戦争英雄」になって

193 金東椿、『これは記憶との戦争だ：韓国戦争と虐殺、その真実を求めて』坡州：四季節出版社、2013、430 頁

194 2020 年末現在、3 件の強制動員関連法案が第 21 代国会に提出された。対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法一部改正法律案（尹相鉉議員ら 12 人、2020 年 6 月 8 日）、日帝強制動員及び慰安婦被害者人権財団の設立に関する法律案（梁貞淑議員ら 10 人、2020 年 8 月 12 日）、対日抗戦期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法一部改正法律案（李明洙議員ら 10 人、2020 年 10 月 29 日）

国家が管理する施設に葬られた。韓国政府は国立墓地をつくり「国のために犠牲になった殉国先烈と戦没した将兵の忠烈を称え慰霊するために」顕忠日を制定した。北韓も自分たちの方法で意味付けして戦争を記念し、犠牲者を追悼している。

チャールズ・ティリー（Charles Tilly）は、近代国家は社会契約の産物ではなく戦争の産物であり、すべての国家は暴力手段を独占するという前提で維持され、法と社会契約による秩序も暴力行使を前提にしているという[195]。そしてその近代国民国家の最も重要な事業の一つが国家のために戦い死んだ戦死者に対する記念である[196]。

近代国民国家は「ナショナリズムの聖地」の中、最高位にあたる国家的な神殿として「国立墓地」を作り、その国立墓地で「死の民主化と平等化」を追求し具現しようとする。そして全国民の参加を強制し、国家的な戦死者を記念するメモリアルデー（Memorial Day）を制定する。崇拝の対象である「戦争英雄」が、ごく少数の卓越した戦争指導者ではなく「無名の戦死者」や「大衆英雄」に代わることも近代だけの特徴である[197]。

しかし、これとは対照的に、国民国家が樹立されるわずか数年前のアジア太平洋戦争末期、沖縄に強制連行され戦闘現場で各種の労役に苦しめられた韓国国民の被害と犠牲に対しては、意味化〔その公的な評価〕に失敗したまま、「個人的な犠牲」、「意味のない死」の領域に依然として押しとどめられている。被害当事者たちもやはり自分たちが体験した日帝強占期の戦争被害を個人的なこと、あるいはどうすることもできなかった一時の事件として考えるしかなかった。

光復後も強制動員犠牲者を追悼するための集団的な会合は不可能だった。先に言及したように光復直後、全国単位の慰霊祭は国家権力によって挫折して、軍事独裁下では遺族団体の活動も監視の対象になった。こうした社会的な状況のなかで慶山から沖縄に連行された生存者たちが慶山太平洋同志会を結成し、犠牲になった同僚たちのために慰霊碑を建立したことは意義深いことである。

犠牲者に対する記憶と追悼の活動は被害者の努力だけでは公的記憶の域には達し

---

195 Charles Tilly, “War Making and State Making as Organized Crime”, Peter B. Evans, Dietrich Rueschemeyer, Theda Skocpol (eds), *Bringing the State Back in*, 1986, Cambridge University Press, 1986, pp169-191〔チャールズ・ティリー、「組織された犯罪としての戦争遂行と国家形成」、ピーター・エヴァンス、ディートリッヒ・ルシェマイヤー、テダ・スコッポル（編）、『国家の復活』：ケンブリッジ大学出版、1986、169-191 頁〕

196 ベネディクト・アンダーソン（韓国語訳、尹ヒョンスク）、『想像の共同体：民族主義の起源と伝播に対する省察』ソウル：ナナム出版、2002

197 姜インチョル、『戦争と犠牲：韓国の戦死者崇拝』高陽：歴史批評社、2019、21 頁

ない[198]。実際、彼らの活動は多様な要因と結合してこそ成功的な効果がえられる。最も重要な要因は記憶をめぐる各国の「時間の政治（chronopolitics）」状況である。1980 年代末の民主化運動と脱冷戦という社会変化の影響を受けて、被害者側である韓国社会でもようやく日帝強制動員問題に対する「下からの記憶」が始まった。軍事独裁政権によって沈黙を強いられていた日帝強制動員被害者と犠牲者たちの遺族らが真相糾明と補償を公式に要求する「抵抗の動き」を見せ始めた。しかし、1990 年代初めまで権威主義的な韓国政府は太平洋戦争犠牲者遺族会などの遺族団体を公式に認めていなかった[199]。

アジア太平洋戦争の被害当事者たちが自らの被害を個人的なこととして処理しても村単位の集団的な犠牲は他の次元の問題につながる。生きて帰れなかった者たちの死は遺族と村共同体の立場からみれば、客死と同じ「非正常な死」、無念な死であるために[200]、死者に対する適切な意味化なしには、彼らの犠牲を共に記憶し追慕することは不可能である。

最も大きな問題は、韓国の伝統的な信仰体系と死生観では大規模の死と戦争等による客死は悪い死に分類されるという点だ。早死や未婚での死など通過儀礼を経なかった者の死や、客死や予期せぬ事故による死、子孫の儀礼や祭祀を受けることができない死は非正常的で悪い死と見なされる。このような死に方をした者は生きている者たちに害悪を及ぼす怨魂になると信じられているため[201]、日帝強制動員犠牲者に対する公的な意味化はさらに難しくならざるをえなかった。また、集団的犠牲と社会的災難がもたらした死に対する否定的な認識と、都市化による生の空間と死の空間の分離は、社会的災難による死と国家暴力による死を記憶する追慕施設を「嫌悪施設」と認識させ、

198 キャロル・グラック（Carol Gluck）、「記憶の作用：世界の慰安婦」、成田龍一他（韓国語訳、鄭シルビの他 7）『感情・記憶・戦争』ソウル：ソミョン出版、2014、240-241 頁〔小森陽一 外 5 編、『感情・記憶・戦争 1935-1955 年 2』、岩波書店、2002〕

199 一方、私的記憶の領域にのみ存在していた日本軍「慰安婦」問題は 1991 年金学順の証言により初めて公的記憶の領域で議論され始めた。これは韓国挺身隊問題対策協議会（以下、挺対協）と「水曜集会」といった市民運動に拡大され、戦争と女性に対する性暴力問題を告発する「外部からの記憶」の支援を受けながら、アジアだけでなく全世界的な女性人権運動の先導的事例となった。（鄭炳浩、「記憶と追慕追悼の公共人類学：日帝強制労働犠牲者の発掘と帰還」『韓国文化人類学』50(1)、2017、7 頁を参照）

200 権憲益（韓国語訳、柳ガンウン）、『虐殺その後：1968 年ベトナム戦争犠牲者たちのための追悼の人類学』、ソウル：アーカイブ、2012、35 頁〔After the massacre:commemoration and consolation in Ha My and My Lai/Kwon, Heonik〕

201 姜インチョル、『戦争と犠牲：韓国の戦死者崇拝』高陽：歴史批評社、2019、25 頁から再引用

社会的な記憶の場外に押し出している[202]。

「過去は保存されるのものはなく、現在を基に再構成されるもの」である[203]。「集団記憶（collective memory）」は現在の関心を基に再現された過去であるため、そのように構成された観点から研究しなければならない。この観点から、光復後 70 年が過ぎた時点において、過去の再構成が日韓両国政府、遺族、市民に果たしてどのような「集団的記憶」を呼び戻したのか検討する必要がある。今日の観点から過去を再構成する「集団記憶」に関する研究は、主体的な行為者（agents）の位置と立場を重視する。彼らは完璧な証拠に執着する実証主義的な厳密性論理に陥ることで、多様な解釈の可能性に背を向けることがないようにしなければならないと主張している。

テッサ・モーリス・スズキ（Tessa Morris-Suzuki）は、「過去に対する特定の表現がどこまで「真実」なのか、絶対的で究極的なリアリティにどこまで迫っているか争うよりは、人々が過去に対する意味を創造する過程の「真実性（truthfulness）」を評価する方が有益だ」[204] としている。過去の出来事と人々との開かれた発展的関係に注目し、「歴史的真実性（historical truthfulnes）」という、すなわち現在の人々が過去を理解する過程に焦点を合わせて、一つの出来事へのさまざまな表現に耳を傾け、さらに持続的な対話によって一層呼び起こされる過去の多様な話に耳を傾け、重ねて新たに話すことで現在の私たちの立場をさらに明確にしていく、そのような努力をしなければならないと主張した[205]。

ピエール・ノラ（Pierre Nora）は記憶と歴史を巧みに区分した。「記憶は生命体だ。記憶という名で作られた生きている社会が生んだものである。記憶は『記憶（remembering）』と『忘却（forgetting）』の弁証法の中にあり、継続する変形を意識できず操作され利用されやすく、また長い間潜在しても周期的に蘇ることが容易だ。

---

202 代表的な事例として、2014 年「セウォル号事件」がある（金スミ、「苦痛の再現、その政治性に対する断想：セウォル号惨事に対して」『言論と社会』23(4)、2015、67-119 頁参考）。安山市民たちの反発は犠牲者の空間決定を妨げている。2003 年多数の死者を出した大邱地下鉄事故の犠牲者を追悼する施設もやはり追悼碑の設立、位置、名称などで依然として周辺の商人をはじめ大邱市民と対立している。この他にも私たちが体験した社会的災難の追悼碑や象徴物は日常空間の外に押し出され、記憶から忘れさせられている。

203 Maurice Halbwachs（Author）, Lewis A. Coser（Translator）, *On Collective Memory*, 1992, Chicago: University of Chicago Press, p.40〔モーリス・アルブヴァクス、『集合的記憶』シカゴ大学出版、1992、40 頁〕

204 テッサ・モーリス・スズキ、（韓国語訳、金ギョンウォン）、『私たちの中の過去：メディア・記憶・歴史』ソウル：ヒューマニスト、2006、27 頁〔Tessa Morris-Suzuki, *The Past Within Us : Media, Memory, History*, Verso Books, 2005〕

205 テッサ・モーリス・スズキ、（韓国語訳、金ギョンウォン）、『私たちの中の過去：メディア・記憶・歴史』ヒューマニスト、2006、27-28 頁〔Tessa Morris-Suzuki, *The Past Within Us : Media, Memory, History*, Verso Books, 2005〕

反面、歴史は過去の再現だ。歴史は知的で世俗的な生産物であるために分析と批判を要求する。記憶は『記憶』を聖なるものにする反面、歴史は『記憶』を世俗的にする。記憶は多様で特殊、集合的で複数であるのだが、また個人的である。歴史は普遍的権威を主張するため皆に属しているが、同時に誰にも属していない」[206]。国家中心の歴史から疎外された先住民、少数者、弱者を主に研究してきた人類学者たちがこのような記憶概念を活用した研究に積極的に参加し、「記憶の人類学」という新しい分野が登場するようになった[207]。

「記憶の人類学」分野を開拓したポール・コナートン（Paul Connerton）は、ある集団の「社会的記憶（social memory）」は追悼行事と肉体的実践を通すことで最も決定的に作用していると述べた。すなわち、社会的記憶の生産は行事と催しを通じて行われ、追悼行事は儀礼の形態を帯び、儀礼は習慣を通じて身につけられ、習慣は肉体的に慣らされていかねばならないものと説明する[208]。『Silencing the Past:Power and the Production of History（過去の沈黙：歴史の権力と生産）』を書いたミッシェル・ロルフ・トゥルイヨ（Michel-Rolph Trouillot）は、記憶を消すための多様な権力側の策動にもかかわらず、すべての少数者は文化的権利を主張できる[209]と話した。彼らの存在と位置自体が歴史的正統性を意味するというのだ。歴史性に対するこのような主張は、まさに集団記憶が持つさまざまな声（polyvocal）の論争的な政治的性格を意味している。少数者の多様な記憶は、国民国家の集団的アイデンティティモデルに問いを投げかけている。こうした作業の出発のために、強制動員犠牲者と遺族の口述資料をより幅広く発掘かつ蓄積し、さまざまな学問分野で再解釈されなければならない。

しかし、歴史と記憶は必ずしもはっきりとした差が出るわけではない。ジェイ・

---

206 Pierre Nora, *Between Memory and History: Les Lieux de Mémoire*,『Representations』26（Special Issue: Memory and Counter-Memory (Spring)), University of California Press, 1989, p.8-9〔ピエール・ノラ、1989、「記憶と歴史の間：記憶の場」『表現』26、8-9頁〕

207 尹沢林は西欧学界の記憶に関する理論的議論と口述史を通した人類学的記憶研究を人類学界を越えて歴史学、文学、民俗学領域まで広く紹介した（尹沢林編訳、『口述史、記憶で書く歴史』ソウル：アルケ、2010）。一方、最近では多くの人類学者が過度に拡散した「記憶」の概念で研究を量産している現象への批判もある（David Berliner, *The Abuses of Memory: Reflections on the Memory Boom in Anthropology,* Anthropological Quarterly 78(1), 2005, pp.197–211）

208 Paul Connerton, *How Societies Remember*, Cambridge:Cambridge University Press, 1989, pp.4-5〔ポール・コナートン、『社会はいかに記憶するか』ケンブリッジ大学出版、1989、4-5頁〕

209 Michel-Rolph Trouillot, *Silencing the Past:Power and the Production of History*, Boston：Beacon Press, 1995, p.19〔ミッシェル・ロルフ・トゥルイヨ、『過去の沈黙：歴史の権力と生産』、ボストン：ビーコン出版、1995、19頁〕

ウィンター（Jay Winter）は「歴史と記憶は重なり、互いに注入されることもある。そして時には生産的である強力な不一致を作る」[210]と述べている。歴史と記憶は公的な領域で絡み合い、常に競合しあって変化する過去を理解するうえで情報を与えているということだ。彼は記憶する行為を歴史的（historical）、家族的（familial）、儀礼的（liturgical）なことに分けて説明している。そのなかで歴史的記憶（historical remembrance）というのは、過去の記録とその時を生きた人々の証言、すなわち歴史と記憶の両方を引き込んで過去を解釈するという方法であるが、家族的記憶（familial remembrance）と違う点は、お互いに結ばれる縁が何もない人々を連結させる力があるという点である。また、宗教的に聖なる儀礼形式および周期に縛られる儀礼的記憶（liturgical remembrance）とは異なり、自由であるという特徴がある。この 3 つは重なる面も多くあるが、3 つが全て融合するとき、歴史的記憶は持続的な力がある現状になるという。忘却に抵抗する闘争である記憶の文学や芸術作品のような社会的実践も歴史的、家族的、儀礼的記憶の結合を追求していると言える。

強制動員による犠牲は歴史のなかで数千数万の数字で表わされたり、象徴的な物を通じて抽象化されてしまう。しかし、犠牲者一人ひとりは生命であり、その一つひとつの生命には深い人間関係の繋がりと多様な個人史が刻まれている。これらを呼び覚まして復元し記憶することは、彼らの犠牲を特殊な過去史にすることなく、今日を生きる私たちが具体的に知り感じることで、共有できる歴史的知識と社会的記憶を作ることになる[211]。

この 75 年間、強制労働の犠牲者に対して日本政府はもちろんのこと、韓国政府も責任を負わなかった。むしろ彼らに対する記憶が消されていくことを待っていたともいえるだろう。歳月とともに両国国民はもちろん、家族や親戚たちも彼らの存在を忘れ始めている。韓国社会も英雄の歴史は記念するが、犠牲の記憶は覆い隠そうとした。日本軍「慰安婦」記念館が西大門独立公園内に建つことを光復会は阻み、強制労働記念館を天安独立記念館敷地内に設立する計画も拒否された。このような状況下で彼らを追慕する社会的記憶空間を作ることは、国家権力が主導する歴史に対する記憶の闘争であり、忘却に抵抗する社会的実践であるといえる。

---

210 Jay Winter, *Remembering War:The Great War Between Memory and History in the 20th Century*, Yale University Press, 2006, pp.5-6〔ジェイ・ウィンター、『戦争の記憶：記憶と歴史の大戦争』エール大学出版、2006、5-6 頁〕

211 鄭炳浩、「韓国の体質人類学の歴史的課題：日本北海道強制徴用犠牲者遺骨発掘の人類学的意味」、『解剖生物人類学』11(2)、1998、215 頁

VII

結論と提言

VII

結論と提言

この研究は、アジア太平洋戦争末期、沖縄に強制動員された朝鮮人軍労務者とその家族の口述を土台に強制動員が残した傷と社会的記憶について人類学的に解釈したものである。研究チームはまず、沖縄戦の朝鮮人軍労務者たちが残した口述資料の現状を調査し、また被害者が住んでいた慶尚北道地域の村を訪問し、当時を記憶する人々にインタビューした。被害者遺族たちへのインタビューを通して遺族会活動の歴史と対立問題等に関する証言を採録した。

この研究では、日帝強制動員関連の既存研究と口述資料に基づき沖縄軍労務者強制動員研究の対象と解釈の領域を拡張しようと試み、強制動員を過去の終結した歴史的事件と認識することに問題を提起した。軍労務者として沖縄に強制動員された人々の経験は明らかに戦場の体験であり、深刻な心理的外傷（トラウマ）を残して、本人だけでなく家族や子孫にまで長期的に影響を及ぼした。その事実を証言を通して確認した。また日帝強制動員は一家の主要労働力であり所得源だった父親の不在をもたらし、子ども世代の教育の機会を欠落させ、社会的差別の対象となったり、文化的な劣等感をもたらす原因にもなった。

研究チームは、慶尚北道地域の沖縄軍労務者の強制動員がその強制性と犠牲において大きく目立つにもかかわらず、これに関する記録が少ない状況に注目した。アジア太平洋戦争末期、慶尚北道地域で集中的に「徴発」された朝鮮人軍労務者たちが沖縄戦で多数犠牲になったにもかかわらず、大部分の村で彼らに対する公的な記録を発見することができなかった。ただ、沖縄強制動員生存者と犠牲者遺族が建立した慰霊碑が慶山と英陽にあるだけだ。

強制動員被害と犠牲に対する記憶と記録が非常に少ない背景には、光復後の分断と冷戦の政治状況で、きちんと清算されることのなかった親日勢力が、国家と地域社会で強制動員被害者の記憶と追悼の活動を冷戦イデオロギーをもって監視し、弾圧したからである。特に、日韓協定によって日本から受け取った被害者補償金を流用した軍事政権は、情報機関を動員して遺族団体を監視し、幹部を懐柔・脅迫した。このような

弾圧と逆宣伝で一般市民までもが強制労働の被害補償要求が国家的利益に相反した個人的主張であるかのように考え、否定的な認識を持つようになった。こうした状況下、被害者側も社会的に声を上げることができなくなった。

2000 年以降、韓国政府が始めた日帝強制動員の被害調査は新しい資料の発掘や口述資料集の作成、また一定の補償金を支給するなどそれなりの成果を収めた。しかし、遺族たちの傷を癒し、犠牲者を追悼する真の社会的な記憶にまで押し上げるには至らなかった。結局、強制動員の真相糾明と日本の謝罪を含めた過去の日本の誤りに対して被害者側が要求した適切な謝罪と補償は、金銭的補償の論理のなかに埋没させられた。強制動員の被害事実が個人と家族そして社会のレベルで意味化、共有されなかったために、より大きな傷と屈辱が残された。強制動員被害者と遺族たちの口述から、経済的補償だけでなく、社会的な記憶と追悼による意味付けが最も緊急に解決すべき課題の一つであることを確認した。

強制動員の被害事実は分断体制の国家権力によって否定的なものとして抑え込まれ、今も依然として被害者遺族が声を出せていない。被害事実を社会的に共有するのではなく家族史の問題や負担で隠そうとするからである。これが強制動員口述資料の収集を困難にしている理由でもある。歴史的状況の変化に伴い、何度か集団的に被害事実を明らかにして要求したが、社会的な制裁と圧迫を受けて補償はなされなかった。このように強制動員被害者と遺族の活動と努力はずっと否定的なものとして抑えられてきた。

強制動員被害者を記憶して彼らの犠牲を社会共同体が共に追悼することを歴史的な経験に堅めていく作業が必要である。日帝強制動員の犠牲を単に日韓間の民族的、国家的な過去史問題として取り上げるだけでは解決されない。強制動員被害を記憶し追悼する活動は、帝国主義権力集団の反人道主義的犯罪行為（そして現在も類似した形で持続されている）に対する勇気ある行為として尊重されなければならない。地域社会レベルでも共同体としての記憶と追悼の空間を設置し、教育資産としても活用できるようにしなければならないだろう。このような作業を通して、強制動員被害者の歴史的経験を否定的なものではなく、肯定的な歴史資産として蘇らせることができる。

日帝強制動員犠牲に関する具体的な真実をきちんと発掘し共有すれば、人類の教訓として活用できる歴史記憶遺産になるだろう。これはヨーロッパでユダヤ人虐殺祈念空間を持続的に作り、歴史教訓として次世代へつないでいくのと同様に、東アジアで帝国主義侵略による犠牲を祈念することになるだろう。強制動員の記憶をさまざまな次元で分析し活用できるように口述資料データベースを構築し、一般人もアクセス可能な公開方法を開発しなければならない。少数の歴史研究者だけでなく、さまざまな

分野の文化専門家や宗教人、芸術家、活動家が活用できるようにして、個人的記憶と社会的記憶、そして宗教的、芸術的記憶として総合的に蘇らせなければならないだろう。

この研究は、もともとアジア太平洋戦争末期、沖縄に強制動員された朝鮮人軍労務者に対する人類学的な現場研究として計画された。研究チームは強制動員が集中してなされた慶尚北道の各村で沖縄強制動員被害者と遺族の口述生涯史資料を収集しようとした。また沖縄戦の現場研究をしながら朝鮮人軍労務者の強制労働について記憶している沖縄の老人たちにインタビューする計画だった。しかし、研究開始段階からコロナが急激に広がり、現地に赴いてインタビューする研究計画を全面的に修正せざるをえなかった。当初の計画を修正して限定的に研究を進めたことには心残りがある。今後、慶尚北道地域の強制動員被害者と遺族に対する追加口述インタビューをはじめ、沖縄と慶尚北道を結ぶ現場研究がなされることに期待する。

参考文献・資料

参考文献・資料

【参考文献】

〈韓国語〉〔日本語訳と参考用の主要情報を韓国語で併記〕

姜ソンロク、金セフン、李ヒョニョプ、「ベトナム戦争に参戦した除隊軍人の外傷後ストレス障害に対する予測変因」『韓国心理学会誌：臨床』33(1)、2014、35-50 頁（강성록, 김세훈, 이현엽,「베트남전 참전 제대군인의 외상후 스트레스 장애 증상에 대한예측 변인」,『한국심리학회지: 임상』）

姜インチョル、『戦争と犠牲：韓国の戦死者崇拝』、高陽：歴史批評社、2019、（강인철,『전쟁과 희생: 한국의 전사자 숭배』, 고양: 역사비평사）

姜貞淑、「日帝末期、朝鮮人軍属動員：沖縄への連行者を中心に」『史林』23、2005、171-206 頁（강정숙,「일제 말기 조선인 군속 동원: 오키나와로의 연행자를 중심으로」,『사림』）

郭健弘、「日帝強占期「強制動員、強制労働」問題清算の現在的課題」『記憶と展望』4、2003、85-99 頁（곽건홍,「일제강점기 '강제동원, 강제노동' 문제 청산의 현재적 과제」,『기억과 전망』）

権丙卓　他、「光復前（1936-45）、韓国の労働力統制に関する研究」『社会科学研究』1、1981、187-240 頁（권병탁 외,「光復前（1936-45）韓国의労働力統制에 관한研究」,『社会科学研究』1）

権憲益（韓国語訳、朴チュンファン・李チャンホ・洪ソクジュン）、『ベトナム戦争の幽霊たち』、釜山：サンジニ、2016〔*Ghosts of War in Vietnam*/Kwon, Heonik〕（권헌익 (박충환, 이창호, 홍석준 역),『베트남 전쟁의 유령들』, 부산: 산지니）

権憲益（韓国語訳、柳ガンウン）、『虐殺その後：1968 年ベトナム戦争犠牲者たちのための追悼の人類学』、ソウル：アーカイブ、2012〔*After the massacre* : *commemoration and consolation in Ha My and My Lai*/Kwon, Heonik〕（권헌익 (유강은 역),『학살 그 이후: 1968년 베트남전 희생자들을 위한 추모의 인류학』, 서울: 아카이브）

権憲益（韓国語訳、鄭ソヨン）、『戦争と家族－家族の目から見た韓国戦争』、ソウル：創批、2020〔*After the Korean War*/Kwon, Heonik〕（권헌익 (정소영 역),『전쟁과가족: 가족의 눈으로 본 한국전쟁』, 서울: 창비）

権ヒヨン、『日帝下被強制動員者等実態調査研究報告書』ソウル：保健福祉部、2003（권희영, 『일제하 피강제동원자 등 실태조사연구 보고서』, 서울: 보건복지부）

キャロル・グロック（Carol Gluck）、「記憶の作用：世界の中の慰安婦」、成田龍一他（韓国語訳、鄭シルビほか）、『感情・記憶・戦争』、ソウル：ソミョン出版、2014、223-265 頁（글럭 캐롤, 「기억의 작용: 세계 속의 위안부」, 나리타 류이치 외（정실비 외 역）, 『감정·기억·전쟁』, 서울: 소명출판）〔小森陽一 編『感情・記憶・戦争 1935-1955 年 2』、岩波書店、2002〕

金慶南、「戦時体制期における重層的決裁構造から見た強制動員」『韓日民族問題研究』35、2018、173-211 頁（김경남, 「전시체제기 중층적 결재구조로 본 강제동원」, 『한일민족문제연구』）

金ギョンハク他、『戦争と記憶：村共同体の生涯史』、坡州：ハヌル、2005（김경학 외, 『전쟁과 기억: 마을 공동체의 생애사』, 파주: 한울）

金広烈、「韓国の歴史清算法制化運動に関する研究：日帝強制動員被害糾明運動の事例を中心に」『韓日民族問題研究』14、2008、231-291 頁（김광열, 「한국의 역사청산 법제화 운동에 대한 연구: 일제강제동원피해 규명운동의 사례를 중심으로」, 『한일민족문제연구』）

金広烈、「アジア太平洋戦争期の韓人「強制動員」に関する研究の動向と課題：韓国と日本の研究を中心に」『韓日民族問題研究』36、2019、131-163 頁（김광열, 「아시아태평양전쟁기 한인 '강제동원'에 관한 연구의 동향과 과제: 한국과 일본의 연구를 중심으로」, 『한일민족문제연구』）

金貴玉、「女性にとって戦争とは何か？：韓国戦争期、男性の不在と嫁入り暮らしの女性」、李ジェギョン他、『女性（たち）が記憶する戦争と分断』洪川：アルケ、2013、101-129 頁（김귀옥, 「여성에게 전쟁은 무엇인가?: 한국전쟁기 남성 부재와 시집살이 여성」, 이재경 외, 『여성(들)이 기억하는 전쟁과 분단』, 홍천: 아르케）

金度亨、「解放前後のジャワ地域の韓国人動向と帰還活動」『韓国近現代史研究』24、2003、152-174 頁（김도형, 「해방 전후 자바지역 한국인의 동향과 귀환활동」, 『한국근현대사연구』）

金度亨、「太平洋戦争期、ハワイ捕虜収容所の韓人戦争捕虜研究：韓人戦争捕虜の活動と帰還を中心に」『韓国独立運動史研究』22、2004、115-135 頁（김도형, 「태평양전쟁기 하와이 포로수용소의 한인 전쟁포로 연구: 한인 전쟁포로의 활동과 귀환을 중심으로」, 『한국독립운동사연구』）

金東椿、『戦争と社会：私たちにとって韓国戦争とは何か』、坡州：石枕、2000（김동춘, 『전쟁과 사회: 우리에게 한국전쟁은 무엇인가』, 파주: 돌베개）

金東椿、『戦争政治：韓国政治のメカニズムと国家暴力』、ソウル：キル、2013a、（김동춘, 『전쟁정치: 한국정치의 메커니즘과 국가폭력』, 서울: 길）

金東椿、「分断が生んだ韓国の国家暴力：日常化した内戦状態の「他者」に対する暴力行使」『民主社会と政策研究』23、2013b、110-141 頁（김동춘,「분단이 낳은 한국의 국가폭력: 일상화된 내전 상태에서의 "타자"에 대한 폭력 행사」,『민주사회와 정책연구』）

金東椿、『これは記憶との戦争だ：韓国戦争と虐殺、その真実を求めて』坡州：四季節出版社、2013c（김동춘,『이것은 기억과의 전쟁이다: 한국전쟁과 학살, 그 진실을 찾아서』, 파주: 사계절출판사）

金東椿、金ミョンヒ他、『トラウマで読む大韓民国：韓国戦争から双龍自動車まで』ソウル：歴史批評社、2014（김동춘, 김명희 외,『트라우마로 읽는 대한민국: 한국전쟁에서 쌍용차까지』, 서울: 역사비평사（교보ebook））

金明煥、「1943 ～ 1944 年、パラオ（Palau）地域の朝鮮人労務者強制動員：『朝鮮人労務者関係綴』の分析を中心に」『韓日民族問題研究』14、2008、75-120 頁（김명환,「1943~1944년 팔라우（Palau）지역 조선인 노무자 강제동원:『조선인 노무자관계철（関係綴）』분석을 중심으로」,『한일민족문제연구』）

金明煥、「日帝末期、朝鮮人の南洋群島移住とその性格（1939～1941）」『韓国民族運動史研究』64、2010、227-276 頁（김명환,「일제말기 조선인의 남양군도 이주와 그 성격（1939~1941）」,『한국민족운동사연구』）

金ミョンヒ、「外傷の社会的構成：韓国戦争遺家族たちの「家族トラウマ」と複合的過去清算」『社会と歴史』101、2014、311-352 頁（김명희,「외상의 사회적 구성: 한국전쟁 유가족들의 '가족 트라우마'와 복합적 과거청산」,『사회와 역사』）

金ミョンヒ、「セウォル号以後の治癒：ジェフリー・アレクサンダー（J. Alexander）の「外傷過程」論を中心に」『文化と社会』19、2015、11-53 頁（김명희,「세월호 이후의 치유: 제프리 알렉산더의 '외상 과정' 논의를 중심으로」,『문화와사회』）

金旻栄、『日帝の朝鮮人労働力収奪の研究』坡州：ハヌル、1995（김민영,『일제의 조선인 노동력 수탈 연구』, 파주: 한울）

金旻栄、「植民地時代、朝鮮人「戦時労務動員」問題に関する研究争点と展望 II」『全南大学校地域開発研究』36、2000、43-62 頁（김민영,「식민지시대, 조선인 '전시노무동원' 문제에 대한 연구쟁점과 전망 II」,『전남대학교 지역개발연구』）

金旻栄、『沖縄強制動員朝鮮人犠牲者被害実態』ソウル：日帝強制動員被害者支援財団、2018（김민영,『오키나와 강제동원 조선인 희생자 피해실태』, 서울: 일제강제동원피해자지원재단）

金ベギル、「沖縄戦の傷痕と韓国人「慰安婦」」『歴史批評』50、2000、355-386 頁、（김백일,「오키나와 전쟁의 상흔과 한국인 '위안부'」,『역사비평』）

金サンスク、「1947 ～ 1949 年、大邱地域の進歩的社会運動と民間人虐殺」『記憶と展望』34、2016、9-54 頁（김상숙,「1947~1949년 대구지역의 진보적 사회운동과 민간인 학살」,『기억과 전망』）

金スミ、「苦痛の再現、その政治性に関する断想：セウォル号惨事について」『言論と社会』23(4)、2015、67-119 頁、（김수미,「고통의 재현, 그 정치성에 대한 단상: 세월호 참사에 대하여」,『언론과 사회』）

金スンギュ、「解放以後、慶尚北道盈徳郡の軍警討伐作戦と民間人虐殺」『大邱史学』136、2019、231-270 頁（김순규,「해방 후 경상북도 영덕군의 군경토벌 작전과 민간인 학살」,『대구사학』）

金ウニョン、姜ギュヒョン、「口述記録の保存と活用のための整理方案研究：論理的整理を中心に」『アジア文化研究』25、2012、229-257 頁（김은영, 강규형,「구술기록의 보존과 활용을 위한 정리방안 연구: 논리적 정리를 중심으로」,『아시아문화연구』）

金仁徳、『強制連行史研究』ソウル：景仁文化社、2002（김인덕,『강제연행사 연구』, 서울: 경인문화사）

金ジョンゴン、「「歴史的トラウマ」概念の再構成」『時代と哲学』24(4)、2013、37-64 頁（김종곤,「'역사적 트라우마' 개념의 재구성」,『시대와 철학』）

金チャンヒョン、「試論：外傷後ストレス障害」『大韓内科学会誌』69(3)、2005、237-240 頁（김찬형,「시론: 외상 후 스트레스장애」,『대한내과학회지』）

金ホギョン、権ギソク、ウ・ソンギュ、『日帝の強制動員、その知られていない歴史：日本の戦犯企業と強制動員の現場を訪ねて』坡州：ドルベゲ（石枕）、2010（김호경, 권기석, 우성규,『일제 강제동원, 그 알려지지 않은 역사: 일본 전범기업과 강제동원 현장을 찾아서』, 파주: 돌베게）

金孝淳、『私は日本軍、人民軍、国軍だった：シベリアの抑留者、日帝と分断に踏みにじられた人たち』坡州：西海文集、2009（김효순,『나는 일본군, 인민군, 국군이었다: 시베리아 억류자, 일제와 분단에 짓밟힌 사람들』, 파주: 서해문집）

盧ヨンジョン、「強制動員記録の保存現状及び DB 構築・活用方案」『日帝強占期強制動員記録共同研究及び活用方案』（2019 年第 4 次記録管理政策フォーラム資料集）、行政安全部傘下国家記録院、2019、3-22 頁（노영종,「강제동원 기록 보존 현황 및 DB 구축・활용 방안」,『일제강점기 강제동원 기록 공동 연구 및 활용 방안』, 행정안전부 국가기록원）

盧ヨンソク、「民間人被虐殺者遺族会の結成過程と遺族の歴史認識に関する研究：慶北清道地域の事例を中心に」『ジェノサイド研究』1、2007、73-103 頁（노용석,「민간인 피학살자 유족회의 결성과정과 유족의 역사인식에 대한 연구: 경북 청도지역의 사례를 중심으로」,『제노사이드연구』）

盧ヨンソク、『国家暴力と遺骨発掘の社会文化史』釜山：サンジニ、2018（노용석,『국가 폭력과 유해발굴의 사회문화사』, 부산: 산지니）

山口剛史、「沖縄の韓（朝鮮）半島出身犠牲者の表象と平和教育における活用の可能性」『都市研究』11、2014、121-180 頁（야마구치 다케시,「오키나와의한 (조선) 반도출신 희생자 표상과 평화교육에서의 활용 가능성」,『도시연구』）

豆田敏紀、「沖縄戦に連れていかれた朝鮮人たち」民族問題研究所編、『軍艦島、終わらない戦争』ソウル：センガク庭園、2017 (마메타 도시키,「오키나와 전쟁에 끌려간 조선인들」, 민족문제연구소 편,『군함도 끝나지 않은 전쟁』, 서울: 생각정원）

トファジ〔団体〕、『記憶のかけら：日帝強占期被害者たちの話』公州：クングルサラン、2016（도화지,『기억의 조각: 일제 강점기 피해자들의 이야기』, 공주: 큰글사랑）

ドナルド・A・リッチ（(Donald A. Ritchie)（韓国語訳、ソン・ドンユ他 4)、『現代口述史研究の現場』麻浦：先人、2016〔The Oxford Handbook of Oral History/Ritchie, Donald A.〕（도날드 A. 리치,『현대 구술사연구의 현장』, 마포: 선인）

野田正彰（韓国語訳、ソ・ヘヨン)、『戦争と人間：軍国主義日本の精神分析』ソウル：キル、2000〔「戦争と罪責」野田正彰〕（노다 마사아키 (서혜영 역),『전쟁과 인간: 군국주의 일본의 정신분석』, 서울: 길）

マフムード・マムダニ（Mahmood Mamdani)（韓国語訳、崔大熙)、『規定と支配：原住民はどのように作られるか』坡州：創批、2017〔Define and Rule: Native as Political Identity/Mahmood Mamdani〕（마흐무드 맘다니 (최대희 역),『규정과 지배: 원주민은 어떻게 만들어지는가』, 파주: 창비）

ガバン・マコーマック（Gavan McCormack)、乗松聡子（韓国語訳、鄭煥璶)、『抵抗する島、沖縄』坡州：創批、2014〔Resistant Islands: Okinawa Confronts Japan and the United States/Gavan McCormack, Satoko Oka Norimatsu〕（개번 맥코맥, 노리마쓰 사토꼬（정영신 역),『저항하는 섬, 오끼나와』, 파주: 창비）

テッサ・モーリス・スズキ（Tessa Morris-Suzuki)（韓国語訳、金ギョンウォン)、『私たちの中の過去：メディア・記憶・歴史 - 過去はメディアを通してどのように記憶され歴史化されるか？』ソウル：ヒューマニスト、2006〔The Past within Us : Media, Memory, History/Tessa Morris Suzuki〕（테사 모리스 스즈키（김경원 역),『우리안의 과거: media, memory, history - 과거는 미디어를 통해 어떻게 기억되고 역사화되는가?』, 서울: 휴머니스트）

新崎盛暉（韓国語訳、鄭煥璶)、『沖縄現代史』ソウル：論衡（ノンヒョン)、2008〔沖縄現代史 / 新崎盛暉〕（아라사키 모리테루（정영신 역),『오키나와 현대사』, 서울: 논형）

朴慶植、『日本帝国主義の朝鮮支配』ソウル：チョンア出版社、1986（박경식,『일본제국주의의 조선지배』, 서울: 청아출판사）

朴孟洙、「日帝末期、北海道に強制動員された全羅北道出身労務者 213 人の名簿 ― 犠牲者 16 人を含めて」『韓日民族問題研究』8、2005、279-288 頁（박맹수,「일제말기 북해도로 강제동원된 전북 출신 노무자 213명의 명부 - 희생자 16명을 포함해서」,『한일민족문제연구』）

朴ソンシル、「韓国原爆被害者の社会的な苦痛、その構成と苦痛の継承：原爆二世患友家族を中心に」『文化研究』4(1)、2016、189-228 頁（박성실,「한국 원폭피해자의 사회적 고통, 그 구성과 대물림: 원폭2세환우 가족을 중심으로」,『문화연구』）

朴贊勝、『村へ行った韓国戦争：韓国戦争期、村で起きた小さな戦争』坡州：ドルベゲ（石枕）、2010（박찬승,『마을로 간 한국전쟁: 한국전쟁기 마을에서 벌어진 작은 전쟁들』, 파주: 돌베개）

徐ジュンソク、「過去史真相糾明の点検と今後の課題」『歴史批評』80、2007、46-79 頁（서중석,「과거사 진상규명의 점검과 향후 과제」,『역사비평』）

ソン・ヨンラン、「政府機関と公共団体が収集した口述資料の現状」『2019 韓国口述史学会創立 10 周年国際学術大会』2019、125-135 頁（선영란,「정부기관과 공공단체가 수집한 구술 자료의 현주소」,『2019 한국구술사학회 창립 10주년 국제학술대회』）

ソン・ギョンヒ、「日帝時代の移住日本人の農業経営と地域社会変動』ソウル：先人、2018（손경희,『일제시기 이주일본인의 농업경영과 지역사회 변동』, 서울: 선인）

ソン・ドンユ、「体系的な口述記録生産のための提言」『韓国記録管理学会誌』13(1)、2013、135-158 頁（손동유,「체계적인 구술기록 생산을 위한 제언」,『한국기록관리학회지』）

ユージン・B・スレッジ（Sledge, E. B.）（韓国語訳、李ギョンシク）、『太平洋戦争：ペリリュー、沖縄戦参戦記、1944-1945』坡州：ヨルリンチェクドゥル（開かれた本）、2019〔With the Old Breed/Sledge, E. B.〕（유진 B. 슬레지（이경식 역）,『태평양 전쟁: 펠렐리우, 오키나와 전투 참전기, 1944-1945』, 파주: 열린책들）

辛珠柏、「韓国近現代史と沖縄：傷痕と記憶の連続と断絶」『韓国民族運動史研究』50、2007、289-330 頁（신주백,「한국근현대사화 오키나와: 상흔과 기억의 연속과 단절」,『한국민족운동사연구』）

沈アジョン、「被害 / 加害の枠を揺らしながら出没する沖縄の朝鮮人 ― 加害者たちの「語り」、その起点としての沖縄」『サイ間 SAI』27、国際韓国文学文化学会、2019、241-276 頁（심아정,「피해/가해의 틀을 흔들며 출몰하는 오키나와의 조선인 - 가해자들의 '말하기', 그 기점으로서의 오키나와」,『사이間 SAI』）

沈アジョン、「民間人虐殺を遂行した兵士たちの PTSD と加害者たちの語り：中日戦争期、日本軍の「病床日誌」とベトナム戦争期、韓国軍の証言を中心に」『文化と政治』7(2)、2020、133-172 頁（심아정,「민간인 학살 수행 병사들의 PTSD와 가해자들의 말하기: 중일전쟁 시기 일본군의「병상일지」와 베트남전쟁 시기 한국군의 증언을 중심으로」,『문화와 정치』）

沈在昱、「「工員名票」を通してみる戦時体制期、旧日本陸軍造兵廠の朝鮮人軍属動員」『韓国民族運動史研究』66、2011、225-270 頁（심재욱,「[工員名票] を 통해 본 戦時体制期 旧日本陸軍造兵廠의 조선인 군속동원」,『한국민족운동사연구』）

沈在昱、「「旧日本海軍朝鮮人軍属関連資料（2009）」のミクロ的な分析」『韓日民族問題研究』24、2013、99-155 頁（심재욱,「[구일본해군 조선인군속 관련자료 (2009)] 의미시적분석」,『한일민족문제연구』）

沈在昱、「「太平洋戦争期」日本の貨物船沈没と朝鮮人旧海軍軍属の死亡被害」『韓国民族運動史研究』85、2015、285-338 頁（심재욱,「'태평양전쟁기' 일본화물선 침몰과 조선인 舊海軍 군속의 사망피해」,『한국민족운동사연구』）

沈在昱、「「陸軍運輸部軍属名簿」からみた太平洋戦争期、日本陸軍運輸部の朝鮮人軍属動員」『韓日民族問題研究』33、2017、5-65 頁（심재욱,「[육군운수부군속명부]를 통해 본 태평양전쟁기 일본육군운수부의 조선인군속동원」,『한일민족문제연구』）

ベネティクト・アンダーソン（韓国語訳、尹ヒョンスク）、『想像の共同体：民族主義の起源と伝播に対する省察』ソウル：ナナム出版、2002〔Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism/Benedict Anderson〕（베네딕트앤더슨（윤형숙 역),『상상의 공동체: 민족주의의 기원과 전파에 대한 성찰』,서울: 나남출판）

竹内康人、「強制連行期、朝鮮人名簿調査の現状と課題」『韓日民族問題研究』16、2009、195-243 頁（다케우치 야스토,「강제연행기 조선인 명부 조사 현황과 과제」,『한일민족문제연구』）

厳チャンホ、「歴史と治癒：韓国現代史のトラウマを中心に」『人文科学研究』29、2011、401-429 頁（엄찬호,「역사와 치유: 한국현대사의 트라우마를 중심으로」,『인문과학연구』）

厳チャンホ、「過去史清算と歴史的な治癒」『人文科学研究』33、2012、263-290 頁（엄찬호,「과거사 청산과 역사적 치유」,『인문과학연구』）

梁鉉娥 ,「証言を通して見た韓国人「軍慰安婦」たちのポスト植民の傷痕（Trauma）」『韓国女性学』22（3）、2006、133-167 頁（양현아,「증언을 통해 본 한국인 '군위안부'들의 포스트식민의 상흔（Trauma）」,『한국여성학』）

呉世宗（韓国語訳、孫知延）、『沖縄と朝鮮の隙間で：朝鮮人の「可視化 / 不可視化」をめぐる歴史と語り』ソウル：ソミョン出版、2019、27 頁〔呉世宗（著）『沖縄と朝鮮のはざまで―朝鮮人の〈可視化 / 不可視化〉をめぐる歴史と語り』、明石書店、2019〕（오세종（손지연 역),『오키나와와 조선의 틈새에서: 조선인의 '가시화/불가시화'를 둘러싼 역사와 담론』, 서울: 소명출판）

呉日煥、「強制動員死亡者の遺骨奉還をめぐる韓日政府間の交渉に関する小考：1969 年、第三次韓日閣僚会議を中心に」『韓日民族問題研究』17、2009、229-264 頁（오일환,「강제동원 사망자 유골봉환을 둘러싼 한일 정부 간 협상에 관한 소고: 1969년, 제3차 한일각료회의를 중심으로」,『한일민족문제연구』）

呉日煥、「戦後、韓人遺骨の韓国奉還のための日本人遺骨収拾、送還に関する研究：1970 年代初頭までの日本人の遺骨収集、送還事例を中心に」『韓日民族問題研究』24、2013、157-188 頁（오일환,「전후 한인 유골 국내 봉환을 위한 일본인 유골수습, 송환에 관한 연구: 1970년대 초까지 일본인 유골수습, 송환사례를 중심으로」,『한일민족문제연구』）

守屋敬彦、「企業資料中、各種名簿類の記述内容からわかる朝鮮人強制連行者に関する事実」『韓日民族問題研究』16、2009、127-193 頁（모리야 요시히코,「기업 자료 중 각종 명부류의 기술내용에서 알 수 있는 조선인 강제연행자에 관한 사실」,『한일민족문제연구』）

ウ・ジウォン、李ヨンハク、「過去史関連委員会記録情報コンテンツ構築方案の研究」『韓国記録管理学会誌』11、2011、67-92 頁（우지원, 이영학,「과거사 관련 위원회 기록정보콘텐츠 구축방안 연구」,『한국기록관리학회지』）

マーク・ヴォリン（Mark Wolynn）（韓国語訳、鄭ジイン）、『トラウマはどのように遺伝するのか』坡州：シムシム、2016〔It Didn't Start with You/Wolynn, Mark〕（마크 윌린 (정지인 역),『트라우마는 어떻게 유전되는가』, 파주: 심심）

樋口雄一、「朝鮮人強制動員研究の現状と課題」『韓日民族問題研究』30、2016、225-251 頁（히구치 유이치,「조선인 강제동원 연구의 현황과 과제」,『한일민족문제연구』）

柳芝娥、「アジア太平洋戦争期、大阪地域における「都市型強制連行」研究」『日本歴史研究』51、2020、269-294 頁（유지아,「아시아 태평양 전쟁 시기, 오사카 지역의 '도시형 강제연행' 연구」,『일본역사연구』）

庵逧由香、「総動員体制下、朝鮮人労働力「強制動員」政策の展開」『韓国史学報』14、2003、317-348 頁（안자코 유카,「총동원체제하 조선인 노동력 '강제동원' 정책의 전개」,『한국사학보』）

尹チュンノ、「20 世紀の韓国の戦争体験と暴力」『民主主義と人権』11(2)、2011、239-277 頁（윤충로,「20세기 한국의 전쟁 경험과 폭력」,『민주주의와 인권』）

尹沢林、『人類学者の過去旅行：あるアカの村の歴史を訪ねる』ソウル：歴史批評社、2003（윤택림,『인류학자의 과거여행: 한 빨갱이 마을의 역사를 찾아서』, 서울: 역사비평사）

尹沢林、『口述史、記憶で書く歴史』ソウル：アルケ、2010（윤택림,『구술사, 기억으로 쓰는 역사』, 서울: 아르케）

尹沢林、「口述史インタビューの歴史的傷痕：真実探しと治癒の可能性」『人文科学研究』30、2011、381-406 頁（윤택림,「구술사 인터뷰의 역사적 상흔: 진실 찾기와 치유의가능성」,『인문과학연구』）

尹沢林、『歴史と記録研究のための口述史研究方法論』洪川：アルケ、2019（윤택림,『역사와 기록 연구를 위한 구술사 연구방법론』, 홍천: 아르케）

尹沢林、崔ジョンウン、「文化記術誌的資料における研究記録管理方案研究」『韓国記録管理学会誌』12(2)、2012、71-91 頁（윤택림, 최정은,「문화기술지적 자료의 연구기록관리 방안 연구」,『한국기록관리학회지』）

李娜栄、「日本軍「慰安婦」運動：ポスト / 植民国家の歴史的な現在性」『アセア研究』53(3)、2010、41-78 頁（이나영,「일본군 '위안부' 운동: 포스트/식민국가의 역사적 현재성」,『아세아연구』）

李娜栄、「フェミニスト認識論と口述史の政治学」『韓国社会学』50(4)、2016、37-82 頁（이나영,「페미니스트 인식론과 구술사의 정치학」,『한국사회학』）

李娜栄、「日本軍「慰安婦」運動の見直し：文化的トラウマの克服と共感された聴衆の拡散」『社会と歴史』115、2017、65-103 頁（이나영,「일본군 '위안부' 운동 다시보기: 문화적 트라우마 극복과 공감된 청중의 확산」,『사회와 역사』）

李ドンジュ、「太平洋戦争期、朝鮮人海軍軍属の運営と処理」『東北亜歴史論叢』54、2016、209-246 頁（이동주,「태평양전쟁기 조선인 해군 군속의 운영과 처리」,『동북아역사논총』）

李ドンジュ、「「南洋群島帰還者名簿」を通して見る解放直後の朝鮮人南洋群島在留の現状」『韓国近現代史研究』85、2018、77-116 頁（이동주,「[남양군도귀환자명부]를 통해 본 해방 직후 조선인의 남양군도 재류현황」,『한국근현대사연구』）

李ドンジン、「記憶の「10.1 事件」：記憶の変更から変更の記憶へ」『社会と歴史』97、2013、5-45 頁（이동진,「기억의 "10.1사건": 기억의 변경에서 변경의 기억으로」,『사회와 역사』）

李ドンジン、「国民と非国民の境界 - 被虐殺者遺族会事件を中心に」『社会と歴史』101、2014、141-182 頁（이동진,「국민과 비국민의 경계 - 피학살자유족회 사건을 중심으로」,『사회와 역사』）

李ビョンレ、「日帝強占期、朝鮮人強制動員政策：日帝下戦時体制期、京城府の労働力動員構造」『史林』24、2005、43-71 頁（이병례,「일제강점기 조선인 강제동원정책: 일제하 전시체제기 경성부의 노동력 동원구조」,『사림』）

李商衣、「韓国戦争以後の労務動員と労働者の生活」『韓国史研究』145、2009、291-327 頁（이상의,「한국전쟁 이후의 노무동원과 노동자 생활」,『한국사연구』）

李商衣、「口述で見る日帝下の強制動員と「仁川造兵廠」」『東方学誌』188、2019、107-160 頁（이상의,「구술로 보는 일제하의 강제동원과 '인천조병창'」,『동방학지』）

李スファン、李グァンウ、「1939 ～ 1945 年、慶北地域の労働力強制動員」『民族文化論叢』58、2014、25-58 頁（이수환, 이광우,「1939~1945년 경북 지역의 노동력 강제동원」,『민족문화논총』）

李栄真、「近代日本の戦死者慰霊に関する研究史的なアプローチ：戦後の日本学界の研究を中心に」『比較文化研究』17(2)、2011、163-194 頁（이영진,「근대 일본의 전사자 위령에 대한 연구사적 접근: 전후 일본학계의 연구를 중심으로」,『비교문화연구』）

李栄真、『死とナショナリズム：戦後、日本の特攻慰霊と哀悼の政治学』ソウル：ソウル大学校出版文化院、2018（이영진,『죽음과 내셔널리즘: 전후 일본의 특공위령과 애도의 정치학』, 서울: 서울대학교출판문화원.）

李ユンガプ、「韓国戦争期、慶北星州郡の賦役役者処罰と被虐者遺族会の活動」『韓国学論集』47、2012、253-301 頁（이윤갑,「한국전쟁기 경북 성주군의 부역자 처벌과 피학살자유족회 활동」,『한국학논집』）

李イムハ、「韓国戦争前後の動員行政の反民衆性：軍事動員と労務動員を中心に」『歴史研究』12、2003、39-67 頁（이임하,「한국전쟁 전후（前後）동원행정의 반민중성: 군사동원과 노무동원을 중심으로」,『역사연구』）

李イムハ、「韓国戦争期、附逆者処罰」『史林』36、2010、101-140 頁（이임하,「한국전쟁기 부역자 처벌」,『사림』）

李ジェヨン、鄭ヨンギョン、「韓国口述史研究動向分析：学術誌論文を中心に」『韓国記録管理学会誌』18(3)、2018、25-47 頁（이재영, 정연경,「국내 구술사 연구 동향 분석: 학술지 논문을 중심으로」,『한국기록관리학회지』）

李ジョンホ、「太平洋戦争期（1941 ～ 1945）、米日の軍事戦略変化の比較研究」『韓国東北亜論叢』(82)、2017、29-48 頁（이종호,「태평양전쟁 시기（1941-1945）美日의 군사 전략 변화 비교연구」,『한국동북아논총』）

李ジュンシク、『日帝強占期の社会と文化：「植民地」朝鮮の生活と近代』高陽：歴史批評社、2014（이준식,『일제강점기 사회와 문화: '식민지'조선의 삶과 근대』, 고양: 역사비평사）

李チャンヒョン、「1960 年代初頭、慶州被虐殺者遺族会事件の展開過程と性格」『史林』35、2010、255-279 頁（이창현,「1960년대 초 경주피학살자유족회 사건의 전개과정과 성격」,『사림』）

李チャンヒョン、「過去清算運動の主体になった被害者たち：1960 年代初頭の被虐殺者遺族会」『4.3 と歴史』19、2019、195-207 頁（이창현,「과거 청산 운동의 주체가 된 피해자들: 1960년대 초 피학살자유족회」,『4.3과역사』）

冨山一郎、「沖縄戦のトラウマと冷戦」仁荷大学校韓国学研究所『東アジア戦争の記憶：トラウマを超えて』ソウル：ユニストリ、2013、139-156 頁（도미야마 이치로,「오키나와전쟁 트라우마와 냉전」, 인하대학교 한국학연구소,『동아시아 전쟁 기억: 트라우마를 넘어서』, 서울: 유니스토리）

李テジュ、「戦争経験と集団記憶の動員：ベトナム参戦勇士団体を中心に」、金貴玉他、『戦争の記憶　冷戦の口述』ソウル：先人、2008（이태주,「전쟁경험과 집단기억의 동원: 베트남 참전용사 단체를 중심으로」, 김귀옥 외,『전쟁의 기억 냉전의구술』, 서울: 선인）

李ヒョンジョン、「セウォル号惨事と社会的苦痛：表象、経験、介入について」『健康と社会科学』43、2016、63-83 頁（이현정,「세월호 참사와 사회적 고통: 표상, 경험, 개입에 관하여」,『보건과 사회과학』）

李ホシン、「口述資料の著作権問題に関する研究」『口述史研究』1、2010、49-75 頁（이호신,「구술 자료의 저작권 문제에 관한 연구」,『구술사연구』）

李ホシン、「口述資料の人格的な権利に関する研究」『韓国記録管理学会誌』12(3)、2012、47-69 頁（이호신,「구술 자료의 인격적인 권리에 관한 연구」,『한국기록관리학회지』）

李ホシン、「口述資料の収集とサービスに対する個人情報保護法の挑戦」『韓国記録管理学会誌』17(1)、2017、193-216 頁（이호신,「구술 자료의 수집과 서비스에 대한 개인정보 보호법의 도전」,『한국기록관리학회지』）

日本歴史学研究会（アルゴ人文社会研究所編訳)、『太平洋戦争史 1：満州事変と中日戦争』ソウル：チェリュン、2017（일본역사학연구회 (아르고인문사회연구소 편역),『태평양전쟁사 1: 만주사변과 중일전쟁』, 서울: 채륜）

日本歴史学研究会（アルゴ人文社会研究所編訳)、『太平洋戦争史 2：狂気と妄想の暴走』ソウル：チェリュン、2019（일본역사학연구회 (아르고인문사회연구소 편역),『태평양전쟁사 2: 광기와 망상의 폭주』, 서울: 채륜）

林慶花、「沖縄のアリランー米軍政期、沖縄の残留朝鮮人たちと南北韓」『大東文化研究』89、2015、547-584 頁（임경화,「오키나와의 아리랑 - 미군정기오키나와의 잔류 조선인들과 남북한」,『대동문화연구』）

林慶花、「沖縄と在日朝鮮人、相互凝視の「戦後」史 -1950 ～ 60 年代沖縄在日朝鮮人の祖国志向運動を中心に」『比較韓国学』24(3)、2016、125-164 頁（임경화,「오키나와와 재일조선인, 상호 응시의 '전후'사 1950~60년대 오키나와와 재일조선인의 조국지향운동을 중심으로」,『비교한국학』）

イム・ヒヨン、「過去史委員会記録の効率的な管理と活用方案」『韓国記録学会』17、2008、247-292 頁（임희연,「과거사위원회 기록의 효율적인 관리와 활용방안」,『한국기록학회』）

張ソンウク、「日帝末期、慶山「決心隊」の強制動員拒否闘争」『韓国独立運動史研究』47、2014、115-151 頁（장성욱,「일제 말기 慶山 '決心隊'의 강제동원 거부투쟁」,『한국독립운동사연구』）

全鎮晟、李ジェウォン、『記憶と戦争：美化と追悼の間で』ソウル：ヒューマニスト、2009（전진성, 이재원,『기억과 전쟁: 미화와 추모 사이에서』, 서울: 휴머니스트）

鄭根埴（ジョン・グンシク)、ジュ・ウヌ、金ベギョン、『境界の島、沖縄：記憶とアイデンティティ』ソウル：論衡、2008（정근식, 주은우, 김백영,『경계의 섬, 오키나와: 기억과 정체성』, 서울: 논형）

鄭炳浩、「韓国の体質人類学の歴史的課題：日本北海道強制徴用犠牲者遺骨発掘の人類学的意味」『解剖生物人留学』11(2)、1998、213-221 頁（정병호,「한국 체질인류학의 역사적 과제: 일본 북해도 강제 징용 희생자 유골발굴의 인류학적 의미」,『해부생물인류학』）

鄭炳浩、「記憶と追慕の公共人類学：日帝強制労働犠牲者の発掘と帰還」『韓国文化人類学』50(1)、2017、3-46 頁（정병호,「기억과 추모의 공공인류학: 일제 강제노동희생자 발굴과 귀환」,『한국문화인류학』）

鄭煐璶、「沖縄の基地化、軍事化に関する研究－基地の建設、拡張と返還の歴史的過程を中心に」『社会と歴史』73、2007、145-184 頁（정영신,「오키나와（沖繩）의 기지화, 군사화에 관한 연구: 기지의 건설, 확장과 반환의 역사적 과정을 중심으로」,『사회와 역사』）
鄭恵瓊、「日帝末期、強制連行労働力動員の事例：「朝鮮農業報国青年隊」」『韓国独立運動史研究』18、2002、1-22 頁（정혜경,「일제 말기 강제연행 노동력 동원의 사례: '조선농업보국청년대'」,『한국독립운동사연구』）
鄭恵瓊、「日帝末期、朝鮮人軍労務者の実態と帰還」『韓国独立運動史研究』20、2003a、55-91 頁（정혜경,「일제 말기 조선인 군노무자 실태 및 귀환」,『독립운동사연구』）
鄭恵瓊、『日帝末期、朝鮮人強制連行の歴史』ソウル：景仁文化社、2003b（정혜경,『일제 말기 조선인 강제연행의 역사』, 서울: 경인문화사）
鄭恵瓊、「解放以後、強制連行生存者の社会適応過程」『韓国近現代史研究』29、2004、60-92 頁（정혜경,「해방 이후 강제연행 생존자의 사회적응과정」,『한국근현대사 연구』）
鄭恵瓊、『朝鮮人強制連行強制労働Ⅰ：日本編』ソウル：先人、2006（정혜경,『조선인 강제연행 강제노동 I: 일본편』, 서울: 선인）
鄭恵瓊、「国内所蔵戦時体制期朝鮮人人的動員関連名簿資料の実態及び活用方案」『韓日民族問題研究』16、2009、81-126 頁（정혜경,「국내 소장 전시체제기 조선인 인적동원 관련 명부자료의 실태 및 활용방안」,『한일민족문제연구』）
鄭恵瓊、『朝鮮の青年よ 皇国臣民になれ』坡州：ソヘムンジプ（西海文集）、2010（정혜경,『조선 청년이여 황국 신민이 되어라』, 파주: 서해문집）
鄭恵瓊、「アジア太平洋戦争に動員された朝鮮人労務者の体験と叙事詩」『韓日民族問題研究』20、2011a、245-278 頁（정혜경,「아시아태평양전쟁에 동원된 조선인노무자의 경험과 서사」,『한일민족문제연구』）
鄭恵瓊、『日本「帝国」と朝鮮人労務者供出：朝鮮人強制連行、強制労働権究Ⅱ』ソウル：先人、2011b（정혜경,『일본 '제국'과 조선인 노무자 공출: 조선인 강제연행, 강제노동 연구 Ⅱ』, 서울: 선인）
鄭恵瓊、「日帝末期、慶北地域出身強制動員労務者たちの抵抗」『韓日民族問題研究』25、2013a、79-136 頁（정혜경,「일제말기 경북 지역 출신 강제동원 노무자들의 저항」,『한일민족문제연구』）
鄭恵瓊、『徴用 供出 強制連行 強制動員』ソウル：先人、2013b（정혜경,『징용 공출 강제연행 강제동원』, 서울: 선인）
鄭恵瓊、「アジア太平洋戦争に動員された朝鮮人関連統計資料」『韓日民族問題研究』29、2015、257-298 頁（정혜경,「아시아태평양전쟁에 동원된 조선인 관련 통계 자료」,『한일민족문제연구』）

鄭恵瓊　他、『強制動員について語るー名簿編（2）：「帝国」の終焉まで』ソウル：先人、2012（정혜경 외,『강제동원을 말하다 - 명부편(2): '제국'의 끝자락까지』, 서울: 선인）

池映任、「口述を通して見る日帝下済州島内の強制動員の実態と特徴」『社会と歴史』72、2006、73-102 頁（지영임,「구술을 통해 본 일제하 제주도내 강제동원의 실태와 특징」,『사회와 역사』）

チャ・オクスン、「戦争と暴力と女性：沖縄戦場の記憶を中心に」『アジア研究』12(3)、2009、211-243 頁（차옥숭,「전쟁 폭력 여성: 오키나와 전장의 기억을 중심으로」,『아시아연구』）

ブルース・カミングス（韓国語訳、金ドンノ他）、『ブルース・カミンスの韓国現代史』ソウル：創批、2001〔Korea's Place in the Sun: A Modern History/Bruce Cumings〕（브루스 커밍스（김동노 외 역）,『브루스 커밍스의 한국현대사』, 서울: 창작과비평사）

アーサー・クライマン（韓国語訳、李ジョンミン）『あなたの人生を決めるもの』ソウル：ブックログカンパニー、2016〔What Really Matters: Living a Moral Life amidst Uncertainty and Danger/Arthur Kleinman〕（아서 클라이만（이정민 역）,『당신의 삶을 결정하는 것들』, 서울: 북로그컴퍼니）

アーサー・クライマン他（韓国語訳、安ジョンソル）、『社会的苦痛』ソウル：グリーンビース、2002〔Social suffering/Arthur Kleinman, Veena Das, Margaret M. Lock〕（아서클라이만 외（안종설 역）,『사회적 고통』, 서울: 그린비）

ディディエン・パッセン、リシャール・レスマン（韓国語訳、崔ボムン）『トラウマの帝国：トラウマはどのように私たちの時代の苦痛を代弁する言葉になったのか』ソウル：パダ（海）出版社、2016〔The Empire of Trauma: An Inquiry into the Condition of Victimhood/Didier Fassin, Richard Rechtman〕（디디엥 파생, 리샤르 레스만（최보문 역）,『트라우마의 제국: 트라우마는 어떻게 우리 시대 고통을 대변하는 말이 되었나』, 서울: 바다출판사）

表永洙、「日帝強占期、陸軍特別志願兵制度と朝鮮人強制動員」『韓国民族運動史研究』79、2014、95-138 頁（표영수,「일제강점기 육군특별지원병제도와 조선인 강제동원」,『한국민족운동사연구』）

表永洙 他、「焦点論壇：朝鮮人軍人、軍属関連の「供託書」、「供託明細書」の基礎分析」『韓日民族問題研究』14、2008、293-330 頁（표영수 외,「쟁점논단: 조선인 군인, 군속 관련 "공탁서", "공탁명세서" 기초분석」,『한일민족문제연구』）

韓国口述史学会、『口述史で読む韓国戦争：ソウルトバギと民統線の人々、戦争未亡人と越北家族、彼らが語る下からの韓国戦争』ソウル：ヒューマニスト、2011（한국구술사학회,『구술사로 읽는 한국전쟁: 서울 토박이와 민통선 사람들, 전쟁미망인과 월북가족, 그들이 말하는 아래로부터의 한국전쟁』, 서울: 휴머니스트）

韓恵仁、「「強制連行」における供出構造：1939、1940 年の朝鮮総督府政策と釜山職業紹介所の役割を中心に」『韓日民族問題研究』4、2003、69-104 頁（한혜인,「'강제연행'에서의 공출구조: 1939, 40년의 조선총독부 정책과 부산직업소개소의 역할을 중심으로」,『한일민족문제연구』）

許光茂、「戦時期、長生炭鉱と朝鮮人労務動員一生存者証言による水没事故の再構成と労働実態」『韓日民族問題研究』13、2007、5-49 頁（허광무,「전시기 조세이（長生）탄광과 조선인 노무동원-생존자증언에 의한 수몰사고의 재구성과 노동실태」,『한일민족문제연구』）

許光茂、「日帝末期、警察記録で見る日本地域強制動員朝鮮人労務者の管理と取り締まり：「逃亡」労務者手配が持つ歴史的意味を中心に」『韓日民族問題研究』35、2018、69-106 頁（허광무,「일제말기 경찰기록으로 본 일본지역 강제동원 조선인노무자의 관리와 단속: '도주'노무자 수배가 갖는 역사적 의미를 중심으로」,『한일민족문제연구』）

ジュディス・ハーマン（韓国語訳、崔ヒョンジョン）、『トラウマ：家庭暴力から政治的テロまで』ソウル：プラネット、2007〔Trauma and Recovery: The Aftermath of Violence--from Domestic Abuse to Political Terror/Judith Lewis Herman〕（주디스 허먼（최현정 역）,『트라우마: 가정 폭력에서 정치적 테러까지』, 서울: 플래닛）

グレゴリー・ヘンダーソン（韓国語訳、李ジョンサム、朴ヘンウン）、『渦巻きの韓国政治』坡州：ハヌル、2013〔Korea: The Politics of the Vortex/Gregory Henderson〕（그레고리 헨더슨（이종삼, 박행웅 역）,『소용돌이의 한국정치』, 파주: 한울）

洪ソンテ、「国家暴力と記憶の政治 暴圧的近代化を超えて」『文化科学』40、2004、93-110 頁（홍성태,「국가폭력과 기억의 정치: 폭압적 근대화를 넘어서」,『문화과학』）

洪ヤンヒ、「「父親のいない」子、その「烙印」の政治学：植民地時期「私生児」問題の法的構造」『アジア女性研究』52（1）、2013、39-66 頁（홍양희,「'애비없는' 자식, 그 '낙인'의 정치학: 식민지시기 '私生児' 문제의 법적 구조」,『아시아여성연구』）

〈日本語〉

沖本富貴子、「沖縄戦に動員された朝鮮人に関する一考察－特設水上勤務隊を中心に－」『地域研究』20、2017、29-53 頁

沖本富貴子、「沖縄戦の朝鮮人－数値の検証－」『地域研究』21、2018、45-65 頁

沖本富貴子、『沖縄戦に動員された朝鮮人－軍人・軍属を中心にして－』京都：アジェンダ・プロジェクト、2020

金美恵、「沖縄戦で犠牲となった朝鮮人の慰霊碑（塔）・追悼碑に関する研究ノート」『地域研究』20、2017、103-120 頁

竹内康人、「朝鮮人軍人軍属の強制動員数一37 万人以上の動員と消された氏名不明の 13 万人」『大原社会問題研究所雑誌』686、2015、17-36 頁

冨山一郎、森宣雄、『現代沖縄の歴史経験　希望、あるいは未決性について』東京：青弓社、2010

中村江里、「戦争と男のヒステリー」『立教大学ジェンダーフォーラム』16、2015、33-48 頁

林博史、『沖縄戦　強制された「集団自決」』東京：吉川弘文館、2009

洪玧伸、『沖縄戦場の記憶と「慰安所」』東京：インパクト出版会、2016

吉澤文寿、『日韓会談 1965』東京：高文研、2015

〈英語〉〔英語原文の参考文献と参考用の日本語訳を併記〕

Jeffrey C. Alexander, et al. *Cultural Trauma and Collective Identity*（Berkeley: University of California Press, 2004）〔ジェフリー・アレクサンダー他、『文化的トラウマと集団的アイデンティティ』バークレー：カルフォルニア大学出版局、2004〕

Paul Connerton, *How Societies Remember*（Cambridge: Cambridge University Press, 2018）〔ポール・コネートン、『社会はどのように記憶するか』、ケンブリッジ大学出版局、2018〕

Peter B. Evans, Dietrich Rueschemeyer and Theda Skocpol（eds）, *Bringing The State Back In*（Cambridge: Cambridge University Press, 1986）〔ピーター・エヴァンス、ディートリッヒ・レステマイヤー、タデ・スコッポル（編）、『国家の復活』ケンブリッジ：ケンブリッジ大学出版局、1986〕

Suzanne Falgout, Lin Poyer, and Laurence Marshall Carucci, *Memories of war: Micronesians in the Pacific War*（University of Hawaii Press, 2008）〔スザンヌ・ファルグート、リン・ポイヤー、ローレンス・マーシャル・カルッチ、『戦争の記憶 太平洋戦争におけるミクロネシア人』、ハワイ大学出版局、2008〕

Maximilian C. Forte, "(Re) Defining Power: Paradigms of Praxis", The 8th Annual Public Anthropology Conference, American University, Washington, DC., 14–16 October 2011〔マクシミリアン・C・フォーテ、「権力の（再）正義：実践のパラダイム」、『第 8 回公開人類学会議』ワシントン DC：アメリカン大学、2011〕

Brigittine M. French, "The Semiotics of Collective Memories", *Annual Review of Anthropology*41（2012）, pp.337-353.〔ブリジットン・M・フレンチ、「集合的記憶の記号論」、『人類学年次レビュー』、2012、337-353 頁〕

Takashi Fujitani, *Race for Empire: Koreans as Japanese and Japanese as Americans during World War II*（University of California Press, 2011）〔（日本語版）フジタニ・タカシ（板垣竜太・中村理香・米山リサ・李孝徳 訳）、『共振する帝国　朝鮮人皇軍兵士と日系人米軍兵士』、岩波書店、2021〕

Johan Galtung, "Introduction: 2. Peace by Peaceful Conflict Transformation: The Transcend Approach", Johan Galtung, in Webel, charles and Johan Galtung (eds.), *Handbook of Peace and Conflict Studies* (London and New York: Routledge, 2007), pp.14-32.〔ヨハン・ガルトゥング、「序論 平和的紛争転換による平和、超越アプローチ」、チャールズ・ウェベル、ヨハン・ガルトゥング（編）、『平和と紛争研究ハンドブック』ロンドン・ニューヨーク：ラウトレッジ、2007、14-32 頁〕

Ruth Gomberg-Muñoz, "2012 Public Anthropology Year in Review", *American Anthropologist* 115(2) (2012), pp.286- 296.〔ロス・ゴンベルグ・ムオール、「2012 年公共人類学年次レビュー」『アメリカン人類学者』115(2)、2013、286-296 頁〕

Wolf Gruner, *Jewish Forced Labor under the Nazis: Economic Needs and Racial Aims, 1938-1944* (Cambridge: Cambridge University, 2006)〔ウルフ・グルナー、『ナチス時代のユダヤ人の強制労働：経済的必要性と人種的目的、1938-1944 年』ケンブリッジ大学出版局、2006〕

Maurice Halbwachs, *On Collective Memory* (Chicago: Chicago University Press, 1992)〔モーリス・アルブヴァクス、『集団記憶』シカゴ：シカゴ大学出版局〕

Kyle Ikeda, *Okinawan War Memory: Transgenerational Trauma and the War Fiction of Medoruma Shun* (New York: Routledge, 2014)〔イケダ・カイル、『沖縄戦争記憶：世代を超えたトラウマと目取真俊の戦争小説』ニューヨーク：ルートレッド、2014〕

Arthur Kleinman, "Everything That Really Matters": Social Suffering, Subjectivity, and the Remaking of Human Experience in a Disordering World", *The Harvard Theological Review* 90(3) (1997), pp. 315-335.〔アーサー・クラインマン、「本当に大切なすべて：社会的な苦しみ、主体性、そして無秩序な世界で人間の経験の再構成」、『ハーバード神学レビュー』90(3)、1977、515-335 頁〕

Heonik Kwon, Drew Faust, *After the Massacre: Commemoration and Consolation in Ha My and My Lai*, (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 2006)〔権憲益、『虐殺後：ハ・ミとミ・ライにおける追悼と慰め』ロサンゼルス：カリフォルニア大学出版局、2006〕

Heonik Kwon, *Ghosts of War in Vietnam* (Cambridge: Cambridge University Press, 2008)〔権憲益、『ベトナム戦争の幽霊』ケンブリッジ大学出版局、2008〕

Tessa Morris-Suzuki, "Long Journey Home: A Moment of Japan-Korea Remembrance and Reconciliation", *The Asia-Pacific Journal* 13(35) (2015)〔テッサ・モーリス・スズキ、「長い帰郷の旅：日本と韓国の記憶と和解の瞬間」『アジア太平洋ジャーナル』13(35)、2015〕

Tessa Morris-Suzuki, *The Past Within Us: Media, Memory, History* (Brooklyn: Verso, 2005)〔(日本語版) テッサ・モーリス・スズキ (田代泰子 訳)、『過去は死なない―メディア、記憶、歴史』岩波書店、2014〕

George L. MOSSE, *Fallen Soldiers: Reshaping the Memory of the World Wars* (Oxford: Oxford University Press, 1990)〔(日本語版) ジョージ・L・モッセ (宮武実知子 訳)、『英霊－世界大戦の記憶の再構築』ちくま学芸文庫、2022〕

Pierre Nora, "Between Memory and History: Les Lieux de Mmoire", *Representations* 26 (1989), pp.7-24.〔ピエール・ノラ、「記憶と歴史の間：記憶の場」、『表現』26、1989、7-24 頁〕

Mark Spoerer and Jochen Fleischhacker, "Forced laborers in Nazi Germany: categories, numbers, and survivors", *Journal of Interdisciplinary History* 33 (2) (2002), pp.169-204.〔マーク・スポア、ヨッヘン・フライシュハッカー、「ナチスドイツの強制労働者 分類、数、生存者」、『学際間歴史ジャーナル』33 (2)、2002、169-204 頁〕

Charles Tilly, "War Making and State Making as Organized Crime", Peter Evans, Dietrich Rueschemeyer, Theda Skocpol (eds), *Bringing The State Back In* (Cambridge: Cambridge University Press, 1986), pp.169-191.〔チャールズ・ティリー、「組織された犯罪としての戦争遂行と国家形成」、ピーター・エヴァンス、ディートリッヒ・ルシェマイヤー、テダ・スコッポル (編)、『国家の復活』ケンブリッジ大学出版局、1986、169-191 頁〕

Michel-Rolph Trouillot, *Silencing the Past: Power and the Production of History* (Boston: Beacon Press, 1995)〔ミッシェル・ロルフ・トゥルイヨ、『過去の沈黙：歴史の権力と生産』、ボストン：ビーコン出版、1995〕

Jay Winter, *Remembering War: The Great War between Memory and History* (New Haven: Yale University Press, 2006)〔ジェイ・ウィンター、『戦争の記憶：記憶と歴史の大戦争』、イェール大学出版局、2006〕

【資料】

〈韓国語〉

20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 16：沈在彦 1921 年 9 月 13 日生』ソウル：ヌンピッ出版社、2007

20 世紀民衆生活史研究団、『韓国民衆口述列伝 31：徐錫華 1920 年 2 月 9 日生』ソウル：ヌンピッ出版社、2008

権丙卓、『慶良間列島：日帝末徴用記』慶尚：嶺南大出版社、1982

権丙卓、『卓や、ジャガイモ掘りに行こう』ソウル：ヒョンソル出版社、2002
権水清、「沖縄で歌う恨の歌」『奪われた親を偲びながら :強制動員被害者遺族証言集』ソウル：民族問題研究所、2017、45-66 頁
大邱地方報勲庁、『大王山 竹槍義挙 抗日運動』大邱：大邱地方報勲処、1995
対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会、『委員会活動結果報告書：付録』、2016
民族問題研究所、『奪われた親を偲びながら：強制動員被害者遺族証言集』ソウル：民族問題研究所、2017
民族問題研究所、『軍艦島、終わらない戦争』ソウル：センガク庭園、2017
朴ギオク、『博沙里の血の声』大邱：弘益出版社、2016
沖縄タイムス編（韓国語訳、金ランギョン他）、『鉄の暴風』ソウル：サンチョロム（山のように）、2020
日本戦没学生記念会（韓国語訳、ハン・スンドン）、『きけ わだつみの声』ソウル：サーカス出版商会、2018
張尹満、『太平洋戦争実記集』ソウル：日帝強制動員被害者支援財団、2019
趙恒範（チョ・ハンボム）、「趙恒範教授の語源話「フレアドゥル」」『文化日報』、2017 年 9 月 22 日、https://www.munhwa.com/article/11052468（2026.4.7. 接続）
韓国経済、「［外交文書］北の沖縄浸透を防げ」（韓国語）、『韓国経済』2006 年 3 月 30 日付、https://www.hankyung.com/politics/article/2006033077208（2020.11.15. 接続）〔2026.6.12. 接続不可、代わりに、［聯合ニュース］「北の沖縄浸透を防げ」KBS ニュース、2006.3.30.、https://news.kbs.co.kr/news/pc/view/view.do?ncd=857953（2026.6.12. 接続）〕
韓国放送、「［記憶、向きあう］第 2 部沖縄アリラン」、2018、http,//vod.kbs.co.kr/index.html? Source=episode=sname=vod&stype=vod&program_code=T2018-0469&program_id=PS-2018152965-01-000&broadcast_complete_yn=Y&local_station=code=30&section_code=100（2020.7.10. 接続）

〈日本語〉

姜仁昌、『元朝鮮人軍夫　姜仁昌の証言 恨をかかえてーハラボジの遺言ー』沖縄：NPO 法人沖縄恨之碑の会、2016
金元栄、『朝鮮人軍夫の沖縄日記』東京：三一書房、1992
第二次大戦時沖縄朝鮮人強制連行虐殺真相調査団、『第二次大戦時沖縄朝鮮人強制連行虐殺真相調査団報告書』、1972

朴壽南、「アリランのうたーオキナワからの証言」100 min（動画）、日本、1991
朴壽南、「ぬちがふぅ（命果報）玉砕場からの証言」138 min（動画）、日本、2012

【付録】

口述聴取記録 1、2

※付録は日帝強制動員被害者支援財団が別途保管、関連する内容については財団へ問い合わせのこと。

朝鮮人軍労務者地域別動員実態

―沖縄強制動員者の口述と社会的記憶を中心に―

MIX
Paper | Supporting responsible forestry
FSC® C175035
www.fsc.org

본 책은 지속 가능한 산림경영과 산림보호를 위해
국제산림관리협의회(FSC) 산림인증을 받은 용지와
콩기름 잉크로 제작하였습니다.